

名古屋大学消費生活協同組合

第95 回通常総代会議案書

- | | |
|-------|--------------------------|
| 第1号議案 | 2022 年度事業報告書・決算関係書類等承認の件 |
| 第2号議案 | 2023 年度事業計画及び予算決定の件 |
| 第3号議案 | 中期計画修正の件 |
| 第4号議案 | 監事監査規則改定の件 |
| 第5号議案 | 役員報酬決定の件 |
| | 役員選挙の件 |

日時 2023 年5月24 日(水) 18:30～
会場 名古屋大学東山キャンパス
南部食堂 1 階 Mei-dining

名古屋大学消費生活協同組合

第95回通常総代会議案書 目次

第1号議案	2022年度事業報告書・決算関係書類等承認の件	2p
第2号議案	2023年度事業計画及び予算決定の件	33p
第3号議案	中期計画修正の件	38p
第4号議案	監事監査規則改定の件	53p
第5号議案	役員報酬決定の件	65p
	役員選挙の件	66p
付属資料①	2022年度組合員活動報告	68p
付属資料②	決算関係説明資料	74p
付属資料③	定款及び諸規約	79p

第1号議案

2022 年度事業報告書・決算関係書類等承認の件

本議案について、本旨に反しない範囲での字句の修正を理事会に一任します。

2022年度事業報告書

2022年3月1日から2023年2月28日まで

愛知県名古屋千種区不老町1番地
名古屋大学消費生活協同組合
理事長 原田 正康

I. 組合の事業活動の概況に関する事項

1 事業年度の末日における重要な事業活動の内容

事業種目	主な事業品目等
供給及び	物品供給 書籍、文具、教育機器、衣料品、電気製品、家具、その他組合員の日常生活に必要な物資を供給する事業。
利用事業	サービス提供 国内・海外旅行等の旅行業務を取り扱う事業。アパート・下宿の斡旋および管理する事業。その他日常生活に必要なサービスを提供する事業。
	サービス提供 組合員に食事を提供する事業。
その他	組合員のための生命共済、火災共済の業務受託事業。

2 事業の経過及びその成果並びに対処すべき重要な課題

1 事業の経過及びその成果

(1) 2022年度事業方針と活動概況

【2022年度事業方針】

※通常総代会において決定した方針に基づき、以下の9点を重点課題として取り組んできました。

- ①組合員の参加を大切に事業経営を作り上げ、組織委員会の再構築・活性化をすすめます。
- ②組合員に貢献するために、情報・課題を共有し連携する大学との関係づくりを引き続き進めます。
- ③新たな生活様式の中で、多様な商品・メニューと多様な提供方法で新たな食事業を確立します。
- ④直接のコミュニケーションと持ちうるインフラを最大限に活用することで、学内の「御用聞き」としての役割を果たし、校費利用の拡大をすすめます。
- ⑤新しい学修様式と大学の教学方針の変化に対応するための、新たな商品提案・生活提案にチャレンジします。
- ⑥キャリア支援事業において既存事業の強化と新規事業での収益性の向上を図ります。
- ⑦利用拡大、または生産性向上のための事業運営組織の再構築を行い、あわせてコロナ禍で閉店していた店舗の対応を確定します。
- ⑧新基幹システムNR-Gの導入とそのための準備を地区からの情報をもとにすすめ、その他必要な事業インフラ・システムの見直しを行います。
- ⑨次期中期計画を2022年度総代会で議決し、執行に移ります。

【活動状況】

- ①機関誌やSNSをはじめとした各組織委員会での広報宣伝の取り組み、学生・留学生・教職員の各層の組織委員会の拡大は順調に進みました。
- ②総代会後の機構長・総長・副総長との懇談や教育推進部との定期懇談、学生支援に関わる相談や新北部厚生会館についての進捗確認など課題・情報共有を日常的に進めてきました。
- ③イートイン・テイクアウト・冷凍商品など多様な提供方法にて食生活を支えてきました。
- ④店舗を中心とした公費利用の維持に加え、メルマガ会員の拡大による広報宣伝の強化を図ってきました。
- ⑤新入学時の新たな学修提案は広がりを見せ、キャリア支援事業としての長期インターン紹介事業もスタートしました。
- ⑥2022年度内での体制変更の執行を行い、事業運営組織の再構築は2023年度の課題として引き継ぎます。
- ⑦新基幹システムNR-Gの導入を行いましたが、安定稼働のための工夫や業務システムの効果的な活用については2023年度の課題となります。
- ⑧中期計画（2022-2024）を総代会にて議決しました。

【特徴的な取り組み】

- ①総代会前後での組合員討議の場面設定や学生委員会による日常的な総代活動、また留学生委員会によるイベントの開催など組合員の声や活躍を生協の力とする場面設定を旺盛に行ってきました。
 - ・定期的な総代ミーティングの開催により、総代自身の活動の場面を設定してきました。
 - ・教職員委員会による建物別懇談会の開催と、懇談会への学生の参加を通じての生活実態の共有が図られました。
 - ・留学生委員会による季節に合わせたイベントを対面で旺盛に行い、留学生同士の交流を深めてきました。
 - ・Me-diaやかけはしといった機関誌の定期発行とインスタグラムを通じた情報発信を積極的に行いました。
- ②食堂パスホルダーの拡大を図り、イートイン・HOT弁当/丼・冷凍弁当/丼等食生活の展開を広げることで個々の食事スタイルに適応した食事業の展開を進めてきました。

- ・それぞれのメニュー・商品の恒常的な内容の見直しを行い、支持される品質の維持を図ってきました。
- ③店舗内展示スペースを活用した展示会や新商品の紹介などの公費利用への対応、また研究費以外での教職員のご利用につながるメルマガの案内を旺盛に進めてきました。
 - ・北部購買やフロンテでの商品案内の強化を図ってきました。
 - ・松河屋の企画など、教職員のニーズにフィットした商品案内をメルマガを通じて行ってきました。
- ④学生へのICT活用アンケートにより学修実態等の把握・分析を行い、2023年度新学術期の商品提案に活かすだけでなくその実態を学生支援担当・教学担当副総長とも共有を行いました。
 - ・アンケートから見えたりアルな学生の学修実態を2023年度新学術期提案に反映させました。
 - ・統計的に見える学生の姿だけでなく、結果をもとに学生とともに使用実態について深堀を行い、様々な活用実態を浮き彫りにしました。
- ⑤新システム導入に伴う大学生協アプリ登録の推進を行い、1月の新レジ導入に備えましたが、基幹サーバーのスピード課題など組合員のみなさまにご迷惑をおかけする事態となりました。
- ⑥総代会にて議決した中期計画は、新北部厚生会館の投資額をより正確に精査し、修正案を2023年度総代会に提案します。
- ⑦福利厚生施設の運営や生協の事業経営の状況、生協が捉えている学生の生活実態を共有する大学と生協による定期協議を行いました。
 - ・機構長・総長・副総長（7/12） ※総代会開催報告と役員交代のご挨拶
名古屋大学：松尾機構長（東海国立大学機構機構長）、杉山総長、佐久間副総長（学生支援）
名古屋大生協：理事長、専務理事、常務理事
 - ・副総長・教育推進部との定例懇談（7/26・12/22）
名古屋大学：佐久間副総長、教育推進部長、教育支援監、学生支援課長等
名古屋大生協：理事長、専務理事、常務理事、専務補佐

(2)業績

①組合員数及び出資金

・組合員数25,424名（前年比較+978名）／出資金415,716,800円（前年比較+7,726,800円）

②供給高（組合員の利用高）

- ・供給高は32億9,458万円（前年比較+1億3,826万円・同比+4.2%／予算比較+8,592万円・同比+2.6%）となりました。各部門の結果は以下の通りです。
- ・公費利用が全体では回復していますが、出張の回復に伴って文具・情報機器等から旅行分野へ利用がシフトしています。
- ・とりわけ文系地区の登校率の回復により、食事業（パン・米飯、メニュー）の利用が増加しています。
- ・卒業袴の供給計上方法の変更により、2022年度分の供給が2023年度に移りました。

③事業総剰余金

※7億4,188万円（前年比較+3,212万円・同比+4.3%／予算比較△1,616万円・同比△2.2%）となりました。

※生協の粗利益（供給剰余）の半分は食堂と食品等の日常的な利用で構成されています。

④人件費

※人件費は4億7,527万円（前年比較+1,106万円・同比+2.3%／予算比較△135万円・同比△0.3%）

- ・食堂の利用増加に伴って、パート稼働時間は増えていますが、想定以上に採用が進まず予算対比でマイナスとなっています。
- ・1月以降の新レジ導入で、レジスピード対応やセルフレジの中止のため投下人員は増加しています。

⑤物件費

※物件費は3億2,077万円（前年比較+4,237万円・同比+13.2%／予算比較+273万円・同比+0.9%）

- ・新システム導入に関わる投資は予算内で収まっていますが、導入に関わる広報宣伝や食堂厨房備品の修繕など予算外の執行や水道光熱費の大幅な増加により、予算を上回りました。

⑥事業剰余金

※事業剰余金は△5,415万円（前年比較△2,131万円／予算比較△1,754万円）となりました。

⑦事業外損益と経常剰余金

※経常剰余金は△3,889万円（前年比較△2,033万円／予算比較△1,070万円）となりました。

⑧特別損益と当期剰余

※法人税等を支払った後の当期剰余は1億1,448万円の黒字決算となりました。

- ・特別利益として大学生協共済連の解散による残余財産が約1億3,000万円計上されました。

(3)対処すべき重要な課題

①大学生協共済連の解散による残余財産の効果的な活用が必要です。

- ・「私たちの共済」として助け合いの輪を広げる活動への活用はもちろん、新北部厚生会館への多額の投資としての効果的な活用が求められます。

- ②2024年度には新北部厚生会館の投資額を除いて、経常剰余1%（供給高対比）を実現するため、2023年度は運営の安定を図る年とします。
- ・新北部厚生会館の着実なオープンと2024年度新学期に向けての運営改善を行います。
 - ・新システムNR-Gの運用を軌道に乗せ、レジスピードと利用のしやすさを追求します。
 - ・パート中心の店舗運営スタイルへのシフトを図り、正規職員の事業推進への業務の切り替えを執行します。
- ③大学生協事業連合の経営再建が引き続き大きな課題です。
- ・東海地区の拠点会員生協として大学生協グループの経営再建に役割を果たし、同時に名大生協の経営再建を進める必要があります。

3 事業経営の概況

(1) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位:人・円)

項目	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
組合員数	24,874	24,556	24,446	25,424
出資金額	415,310,400	404,147,600	407,990,000	415,716,800
供給高	3,977,180,067	2,822,841,383	3,156,314,164	3,294,581,054
その他事業収入	76,575,011	86,344,207	72,909,458	93,706,309
経常剰余金	30,904	△ 142,471,495	△ 18,562,372	△ 38,890,558
総資産	1,626,792,614	1,565,621,335	1,735,202,337	1,780,848,971
純資産	595,554,553	538,481,681	523,970,978	646,175,468

(2) 供給事業の状況表

1) 部門別・業態別供給高の状況

(単位:円)

供給分類項目	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
[部門別供給高]				
文具	137,455,749	120,178,934	122,700,166	116,427,394
情報機器	963,522,563	1,054,810,238	1,070,332,256	1,044,278,163
PCソフト	143,626,325	154,578,870	148,503,161	106,450,539
衣料・スポーツ	21,144,397	14,963,952	19,295,349	17,288,078
AV・家電・家具	33,297,427	31,818,528	38,187,997	28,764,399
日用雑貨	10,077,561	10,907,914	10,108,270	8,586,569
食品・菓子	61,371,252	29,071,735	30,832,113	31,038,389
パン・米飯	151,816,314	86,304,171	130,300,887	134,933,306
飲料・デザート	114,053,380	50,778,899	60,324,786	60,116,457
自販機	13,617,451	0	0	82
コピー	7,121,431	2,732,449	3,029,592	3,360,001
写真・印刷	218,465,647	182,921,383	162,907,438	166,072,607
官製品	11,172,932	11,889,534	12,139,667	10,290,245
音楽映像ソフト	0	25,204	17,016	23,975
物販その他(内外)	23,918,431	9,490,336	12,552,886	11,918,130
物販その他(内内)	0	0	0	28,200
プリペイドギフトカード	4,188,536	1,909,694	2,993,102	2,610,158
酒・医薬品等	475,410	416,849	476,514	367,055
物販その他(内外)	2,953,707	1,971,316	2,226,872	3,021,484
購買分類計	1,918,278,513	1,764,770,006	1,826,928,072	1,745,575,231
自動車教習所	350,428,291	308,794,151	336,637,532	330,106,076
海外旅行	195,090,486	△ 18,928,741	4,106,843	104,760,552
国内旅行	202,966,746	23,839,782	42,893,765	98,301,502
SVその他(内外)	12,590	23,018,881	23,222,860	3,526,108
SVその他(内内)	23,957,915	6,181,373	5,403,826	13,294,389
サービス分類計	772,456,028	342,905,446	412,264,826	549,988,627

新聞(定期購読)	18,200	9,625	0	0
電子書籍	2,102,023	1,095,864	3,291,805	37,766,885
人文・教育・心理	21,070,879	8,580,066	11,042,966	16,674,997
法律	15,858,055	7,344,278	10,657,511	12,469,209
経済・経営	7,846,688	4,981,613	7,430,388	6,766,939
理学	56,346,660	42,948,522	46,729,171	44,702,088
工学	26,338,026	17,993,242	23,191,897	23,919,791
医薬	40,877,627	32,629,543	33,833,904	29,652,671
文芸・一般	7,876,739	4,954,867	6,346,233	5,863,886
文庫・新書	13,944,272	7,721,855	9,859,117	9,226,811
雑誌	21,845,182	15,292,659	15,572,940	14,171,904
辞書・語参	19,294,697	7,077,925	17,651,961	16,195,375
洋書	993,902	1,071,248	1,454,777	1,435,060
音楽ソフト	473,229	37,813	42,022	206,000
教科書	60,673,928	108,802,775	92,333,573	79,602,000
研究者売掛	93,573,060	94,262,977	105,865,045	113,525,500
売掛	25,584,554	20,309,791	20,630,266	15,430,631
書籍雑誌その他	13,072,944	13,255,322	13,551,854	5,324,064
図書カード	2,149,000	3,374,000	2,684,000	1,905,000
SG(内内)	79,058,995	33,258,091	38,794,780	34,784,531
自主講座・就活(内内)	58,994,282	42,239,208	57,913,965	41,044,028
書籍分類計	567,992,942	467,241,284	518,878,175	510,667,370
メニュー	718,650,723	248,000,790	398,244,788	488,469,664
食堂分類計	718,650,723	248,000,790	398,244,788	488,469,664
現金過不足	△ 198,139	△ 76,143	△ 1,697	△ 119,838
供給高合計	3,977,180,067	2,822,841,383	3,156,314,164	3,294,581,054
[業態別供給高]				
店舗	3,977,180,067	2,822,841,383	3,156,314,164	3,294,581,054
合計	3,977,180,067	2,822,841,383	3,156,314,164	3,294,581,054
供給値引き	△ 49,655,008	△ 45,134,486	△ 37,672,695	△ 34,346,699

2) 供給高の事業所別内訳

(単位:円)

店舗の名称	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
北部購買店	887,215,733	945,762,264	982,105,783	883,682,109
南部購買店	421,523,414	337,635,605	307,417,601	393,326,668
医学部購買店	199,260,022	196,529,634	235,333,367	213,787,760
理系ショップ	89,158,460	55,565,640	71,623,393	71,474,748
プランゾ	27,170,430	432,331	7,480,685	9,478,260
パンだが屋	4,525,893	0	0	0
大幸購買店	19,444,598	7,741,564	13,598,895	11,622,010
ラボショップ	37,076,985	24,181,491	31,827,393	32,995,876
購買部企画室	90,100,003	74,663,516	90,872,657	79,564,213
印刷部	197,940,677	166,990,617	153,259,764	148,919,633
北部旅行センター	459,734,405	143,199,092	325,568,047	441,640,440
南部旅行センター	313,141,606	200,029,185	90,437,018	109,691,077
北部食堂	166,365,501	88,192,362	141,799,926	170,404,896
IBカフェ	5,302,619	428,974	0	0
ダイニングフォレスト	172,543,788	68,800,221	99,067,930	110,940,714
レストラン 花の木	34,600,560	6,195,142	9,155,111	16,199,195
カフェフロンテ	3,779,345	68,568	0	0
Mei-dining	124,202,483	34,833,991	44,051,639	56,372,296
彩	89,919,125	898,324	36,679,556	44,016,501
フレンドリー南部	7,514,638	2,315,281	10,444,028	12,934,834
七味亭	6,319,788	0	0	0
医学部食堂	95,687,594	48,589,857	53,754,938	59,220,540
大幸食堂	12,387,678	3,434,271	7,260,779	7,936,002
ブックスフロンテ	157,091,500	124,819,121	146,016,616	130,120,494
南部書籍店	240,621,905	186,060,943	194,180,656	194,478,803
医学部書籍店	114,551,317	105,473,389	104,378,382	95,773,985
合計	3,977,180,067	2,822,841,383	3,156,314,164	3,294,581,054

(3) 受託共済事業状況表

1) 加入者数の状況

共済事業の種類	元受団体名	契約件数		
		前年度	当年度	前年比
学生総合共済 (生命共済)	コープ共済連	8641	8745	1.2%
学生総合共済 (火災共済)		778	61	-92.2%
合 計		9,419	8,806	-6.5%

2) 元受団体共済掛金及び共済金支払の状況

(単位:円)

共済事業の種類	元受団体名	元受団体共済掛金		
		前年度	当年度	前年比
学生総合共済 (生命共済)	コープ共済連	118,869,140	120,009,380	1.0%
学生総合共済 (火災共済)		1,546,820	116,010	-92.5%
合 計		120,415,960	120,125,390	-0.2%

共済事業の種類	元受団体名	共済金支払件数		
		前年度	当年度	前年比
学生総合共済 (生命共済)	コープ共済連	635	1156	82.0%
学生総合共済 (火災共済)		0	2	-
合 計		635	1,158	82.4%

(単位:円)

共済事業の種類	元受団体名	共済金支払金額		
		前年度	当年度	前年比
学生総合共済 (生命共済)	コープ共済連	39,162,000	120,573,400	207.9%
学生総合共済 (火災共済)		0	83,600	-
合 計		39,162,000	120,657,000	208.1%

4 当該事業年度における重要な事項

(1) 増資および資金の借入その他の資金調達状況

該当事項はありません。

(2) 組合が所有する施設の建設または改修その他の設備投資状況

設備投資概況表

施設・設備名	所在地	摘 要
北部購買	名古屋市千種区不老町1番地	2023年1月機器購入
南部購買	名古屋市千種区不老町1番地	2023年1月機器購入
医学部購買	名古屋市昭和区鶴舞町65番地	2023年1月機器購入
北部食堂	名古屋市千種区不老町1番地	2022年8月機器購入
レストラン花の木	名古屋市千種区不老町1番地	2022年3月厨房機器購入
Mei-dining	名古屋市千種区不老町1番地	2023年2月機器購入
彩	名古屋市千種区不老町1番地	2022年10月厨房機器購入
フレンドリィ南部	名古屋市千種区不老町1番地	2022年3月厨房機器購入
医学部食堂	名古屋市昭和区鶴舞町65番地	2022年3月厨房機器購入
ブックスフロンテ	名古屋市千種区不老町1番地	2023年1月機器購入

5 他の法人との業務上の提携

業務提携先	所在地	提携内容
生活協同組合連合会大学 生協事業連合	東京都杉並区和田3丁目30番22号	業務委託

6 他の会社を子法人等および関連法人等とすることとなる場合における
当該他の会社の株式または持分の取得

該当事項はありません。

7 事業の全部の譲渡又は一部の譲渡又は譲受、合併その他の組織の再編成
該当事項はありません。

8 教育事業等の状況

(単位:円)

項 目		金 額
当期に繰り越された教育事業等繰越金		0
教育事業等の使途		
項 目		金 額
教育文化費	機関紙等発行、新入生歓迎企画、生協案内、文化企画、その他生協広報物	1,599,681
広報費	生協加入案内、店舗商品利用案内、店舗企画	19,730,764
調査研究費	書籍等購入購読料	453,783
研修採用費	職員研修	2,350,736
合 計		24,134,964

II. 組合の運営組織の状況に関する事項

1 前事業年度における総会の開催状況

総会開催日		2022年5月25日
総代会日現在総代数		155名
出席代議員数	本 人	45名
	代理人(委任)	0名
	書 面	63名
	計	108名
(重要な議事、議決事項及び議決状況)		議決状況
第1号議案	2021年度事業報告書・決算関係書類等承認の件	過半数の賛成により可決
第2号議案	2022年度事業計画及び予算決定の件	過半数の賛成により可決
第3号議案	次期中期計画決定の件	過半数の賛成により可決
第4号議案	定款一部改正の件	3分の2以上の賛成により可決
第5号議案	日本コープ共済生活協同組合連合会への加入の件	過半数の賛成により可決
第6号議案	役員報酬決定の件	過半数の賛成により可決
	役員選挙の件	全員信任

(注)総代選挙は、総代選挙規約にもとづいておこなわれ、170人の定数に対して155人が立候補し、選挙の結果2022年5月6日当選人が公告されました。

2 組合員に関する事項

(1) 組合員出資金等増減表

(単位:円)

区 分	人 員	口 数	組合員出資金総額	一人当組合員出資金額
期首現在	24,446	1,019,975	407,990,000	16,689
当期増加分	3,529	143,049	57,291,600	16,235
当期減少分	2,551	123,912	49,564,800	19,430
期末現在	25,424	1,039,112	415,716,800	16,351

3 役員に関する事項

(1) 役員一覧表

役 名	氏 名	担 当	就任年月日	略 歴 等
理事長(代表理事)	原田 正康		2022年5月25日	理学研究科教授
専務理事(代表理事)	坂本 聡	業務執行統括	2022年5月25日	
理事	谷村 省吾		2022年5月25日	情報学研究科教授
理事	星野 香		2022年5月25日	岐阜大客員教授
理事	江頭 智宏		2022年5月25日	教育発達科学研究科教授
理事	岡島 徹也		2022年5月25日	医学系研究科教授
理事	山崎 真理子		2022年5月25日	生命農学研究科教授
理事	三枝 麻由美		2022年5月25日	ジェンダーダイバーシティセンター 准教授
理事	伊藤 耕		2022年5月25日	全学技術センター職員
理事	マータラグ シャリニ		2022年5月25日	法学部4年
理事	ナランビューレブ ツェングー ンヒレグ		2022年5月25日	法学部3年
理事	松高 亜樹		2022年5月25日	工学研究科M1
理事	中野 駿		2022年5月25日	理学部4年
理事	安東 桂汰		2022年5月25日	法学部3年
理事	東田 優希		2022年5月25日	法学部3年
理事	村尾 佳祐		2022年5月25日	法学部3年
理事	田中 芙由子		2022年5月25日	理学部2年

理事	長谷川 公彦		2022年5月25日	工学部2年
理事	橋村 梨奈		2022年5月25日	理学部2年
理事	堀内 七愛		2022年5月25日	文学部2年
理事	千野 正博		2022年5月25日	工学部2年
理事	清水 緋葉里		2022年5月25日	文学部2年
理事	榎本 光子		2022年5月25日	農学部3年
理事	土井 貴斗		2022年5月25日	法学部3年
理事	廣瀬 拓也		2022年5月25日	工学部3年
理事	中村 拓海		2022年5月25日	農学部2年
理事	西尾 浩二		2022年5月25日	
監事	田中 京子		2022年5月25日	グローバルエンゲージメントセンター教授
監事	松岡 博		2022年5月25日	理学研究科技術補佐員
監事	中川 貴博		2022年5月25日	生命農学研究科前期課程2年
監事	村瀬 みちの		2022年5月25日	名古屋市立大学生協 専務理事

(2) 辞任した役員

マータラゲ シャリニは卒業のため2022年11月に理事を辞任しました

(3) 役員賠償責任保険契約

当生協が2022年1月18日の理事会決議にて加入した役員賠償責任保険契約の内容の概要は以下のとおり。

①保険名称：日本生協連の生協役員賠償責任保険（会社役員賠償責任保険）

②保険契約者：日本生活協同組合連合会

③保険期間：2022年4月1日～2023年4月1日

④被保険者の範囲

当生協のすべての理事および監事

⑤保険契約の内容の概要

被保険者が役員として業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するもの。

ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている。

保険料は全額当生協が負担する。

4 職員数およびその増減その他の職員の状況

職員状況表

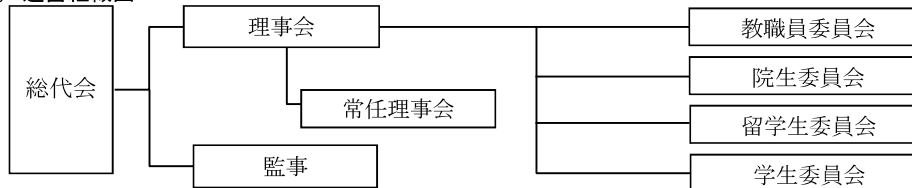
区分	前期末数	当期末数	平均年齢 平均勤続
正規職員	45名	40名	45歳 20年
定時職員	総数	392名	382名
	正規換算数	83名	78名

(注1) 定時職員の総人数は、年間2,000時間をもって1名として換算しています。

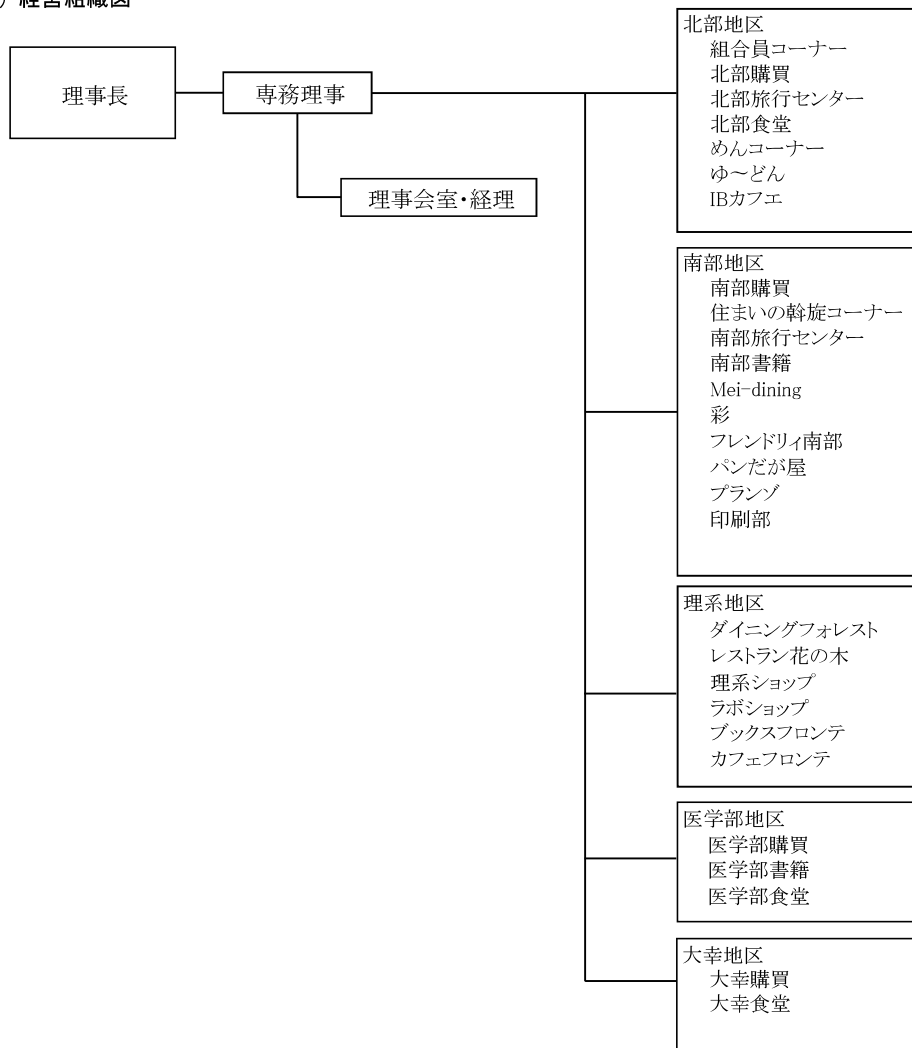
(注2) 出向受入者は18名です。

5 業務の運営の組織に関する事項

(1) 運営組織図



(2) 経営組織図



6 施設の設置状況に関する事項

施設名	所在地
1、理事会室・総務	名古屋市千種区不老町1番地
2、店舗	
北部購買	名古屋市千種区不老町1番地
北部旅行センター	名古屋市千種区不老町1番地
北部食堂	名古屋市千種区不老町1番地
IBカフェ	名古屋市千種区不老町1番地
南部購買	名古屋市千種区不老町1番地
南部旅行センター	名古屋市千種区不老町1番地
南部書籍	名古屋市千種区不老町1番地
Mei-dining	名古屋市千種区不老町1番地
彩	名古屋市千種区不老町1番地
フレンドリイ南部	名古屋市千種区不老町1番地
パンだが屋	名古屋市千種区不老町1番地
プランゾ	名古屋市千種区不老町1番地
印刷部	名古屋市千種区不老町1番地

ダイニングフォレスト	名古屋市千種区不老町1番地
レストラン花の木	名古屋市千種区不老町1番地
理系ショップ	名古屋市千種区不老町1番地
ラボショップ	名古屋市千種区不老町1番地
ブックスフロンテ	名古屋市千種区不老町1番地
カフェフロンテ	名古屋市千種区不老町1番地
医学部購買	名古屋市昭和区鶴舞町65番地
医学部書籍	名古屋市昭和区鶴舞町65番地
医学部食堂	名古屋市昭和区鶴舞町65番地
大幸購買	名古屋市東区大幸南一丁目1番20号
大幸食堂	名古屋市東区大幸南一丁目1番20号

7 子法人等および関連法人等の状況に関する事項

(1) 子会社等および関連法人等の概要

該当事項はありません。

8 事業連合に関する事項

(1) 事業連合の概要

区分	関連法人等												
会社名	生活協同組合連合会大学生協事業連合												
所在地	東京都杉並区和田3丁目30番22号												
代表者氏名	理事長 井内 善臣												
設立年月日	1969年10月1日創立、同年12月19日都知事認可												
事業内容	(1) 会員の事業に必要な物資を購入し、これに加工もしくは加工しないで、又は生産して会員に供する事業 (2) 会員の組合員の生活に有用な協同施設を設置し、会員及び会員の組合員に利用させる事業 (3) 会員の組合員の生活の改善及び文化の向上を図るために必要な行事等の企画及び実施またはこれらに関連する情報を提供する事業 (4) 会員、会員の組合員及び役員並びにこの会の役職員の組合事業に関する知識の向上を図るために必要な教育を行い、及び情報を提供する事業 (5) 会員の組合員のための宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業に関する事業 (6) 会員の組合員のための旅行業法に基づく旅行業に関する事業 (7) 会員の組合員のための古物営業法に基づく古物営業に関する事業 (8) 会員の利用に供する計算、運搬に関する事業 (9) 会員の事業の支援、連絡並びに調整に関する事業 (10) 前各号の事業に附帯する事業												
設立の理由	協同互助の精神に基づき、全国大学生生活協同組合連合会と提携し大学生生活協同組合の協同事業の中心として事業活動ならびに各種活動を行って会員事業の発展をはかり会員組合員の生活の経済的文化的向上をはかることを目的として設立されました。												
出資金及び総口数	出資金 4,948,510,000円 総口数 494,851口												
当組合の出資額及び口数	出資金 66,090,000円 総口数 66,090口												
決算月日	2023年2月28日												
主な出資生協	<table border="1"> <tr><td>全国大学生生活協同組合連合会</td><td>800,000,000円</td></tr> <tr><td>早稲田大学生生活協同組合</td><td>209,810,000円</td></tr> <tr><td>東京大学消費生活協同組合</td><td>187,180,000円</td></tr> <tr><td>立命館生活協同組合</td><td>185,720,000円</td></tr> <tr><td>慶應義塾生活協同組合</td><td>156,560,000円</td></tr> <tr><td>その他187大学生生活協同組合</td><td>3,409,240,000円</td></tr> </table>	全国大学生生活協同組合連合会	800,000,000円	早稲田大学生生活協同組合	209,810,000円	東京大学消費生活協同組合	187,180,000円	立命館生活協同組合	185,720,000円	慶應義塾生活協同組合	156,560,000円	その他187大学生生活協同組合	3,409,240,000円
全国大学生生活協同組合連合会	800,000,000円												
早稲田大学生生活協同組合	209,810,000円												
東京大学消費生活協同組合	187,180,000円												
立命館生活協同組合	185,720,000円												
慶應義塾生活協同組合	156,560,000円												
その他187大学生生活協同組合	3,409,240,000円												
当生協の関係役員	<table border="1"> <tr><th>役名</th><th>氏名</th><th>常勤・非常勤</th><th>有給・無給</th></tr> <tr><td>理事</td><td>坂本 聡</td><td>非常勤</td><td>無給</td></tr> <tr><td>理事</td><td>村瀬 みちの</td><td>非常勤</td><td>無給</td></tr> </table>	役名	氏名	常勤・非常勤	有給・無給	理事	坂本 聡	非常勤	無給	理事	村瀬 みちの	非常勤	無給
役名	氏名	常勤・非常勤	有給・無給										
理事	坂本 聡	非常勤	無給										
理事	村瀬 みちの	非常勤	無給										

(注)出資金及び総口数ならびに出資生協は2023年2月28日現在です。

(2) 資産・負債・純資産の状況

(単位：円)

法人名		生活協同組合連合会大学生協事業連合
科目 / 決算期		2023年2月28日(56期)
資産の部	流動資産	29,823,830,943
	固定資産	6,706,855,088
	資産合計	36,530,686,031
負債の部	流動負債	32,066,274,673
	固定負債	2,443,752,503
	負債合計	34,510,027,176
純資産の部	出資金	4,948,510,000
	損失金	2,927,851,145
	評価・換算差額等	-
	純資産合計	2,020,658,855
負債及び純資産合計		36,530,686,031

(注) 上記の資産・負債・純資産の状況は、当事業報告書作成時点では、大学生協事業連合は総会の議決を経ていませんので確定していませんが、事業連合代表理事から示された決算関係書類にもとづいて記載しています。

(3) 損益の状況(損益計算書)

(単位：円)

科目 / 決算期間	2022年3月1日～2023年2月28日
供給高	88,511,386,250
供給剰余金	442,828,037
事業損失金	233,762,132
経常損失金	125,323,793
当期損失金	959,155,564
当期未処理損失金	2,927,851,145

(注) 上記の損益の状況は、当事業報告書作成時点では、大学生協事業連合は総会の議決を経ていませんので確定していませんが、事業連合代表理事から示された決算関係書類にもとづいて記載しています。

(4) 事業連合との取引等の状況

(単位：円)

区 分	経常収益	経常費用		その他取引
	供給高	仕入高	その他	費用
生活協同組合連合会 大学生協事業連合	9,108,956	2,387,353,806	70,910,216	78,997,401

9 その他組合の組織運営の状況に関する重要な事項

2011年11月の理事会で、「内部統制整備に関する基本方針」を議決しました。そこで掲げた項目は次の通りです。

- 1 理事・委員及び職員の職務の執行が、法令・定款などに適合することを確保します
- 2 理事・委員及び職員の職務執行に関わる情報の保存及び管理を適正に行います
- 3 損失の危険の管理を行います
- 4 財務報告を適正に作成します
- 5 理事・委員及び職員の職務の執行が効率的に行われるようにします

これを受けて専務理事が2月に「内部統制上の2022年度課題」を定め、2022年6月開催の理事会に報告しています。課題や実施状況等を理事会に報告し、これを理事が監督しています。その細目の執行状況については2023年5月に理事・監事に報告を行い、次年度理事会への申し送り事項といたします。

Ⅲ. その他組合の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2022年度事業報告書の附属明細書

2022年3月1日から2023年2月28日まで

名古屋市千種区不老町1番地
名古屋大学消費生活協同組合
理事長 原田 正康

1. 役員報酬等の状況

(1) 役員報酬明細

(単位:円)

区分	定款上の定員	支給人員	報酬等支払額	摘要
理事	25名～30名	17名	17,410,876	報酬の限度額：2,460万円
監事	3名～5名	0名	0	
合計	28名～35名	17名	17,410,876	

2. 役員の兼職の明細

区分	常勤・非常勤の別	代表権の有無	氏名	兼務先名	兼務先での役職名
理事	常勤	有	坂本 聡	生活協同組合連合会大学生協事業連合 全国大学生生活協同組合連合会 愛知県生活協同組合連合会 自然科学研究機構岡崎生活協同組合 (株)大学生協住まいサービス 一般社団法人 協働・夢プロジェクト 岐阜大学消費生活協同組合 (株)コープリビングサービス東海 愛知県ユニセフ協会	理事 理事 理事 代表理事 監査役 理事 監事 理事 理事
	常勤	無	西尾 浩二	インターカレッジコープ愛知	代表理事(専務理事)
監事	非常勤	無	村瀬 みちの	生活協同組合連合会大学生協事業連合 名古屋市立大学生生活協同組合 愛知県公立大学生生活協同組合	理事 代表理事(専務理事) 代表理事(専務理事)

3. 組合と役員との間の利益が相反する取引の明細

該当事項はありません。

4. 事業連合に関する事項

(1) 事業連合に対する債権・債務明細表

①債権明細表

(単位:円)

区分	短期債権			長期債権		
	期首残高	期末残高	当期増減額	期首残高	期末残高	当期増減額
生活協同組合連合会 大学生協事業連合	7,159,535	65,006,261	57,846,726	0	0	0

②債務明細表

(単位:円)

区分	短期債務			長期債務		
	期首残高	期末残高	当期増減額	期首残高	期末残高	当期増減額
生活協同組合連合会 大学生協事業連合	321,957,399	335,854,912	13,897,513	0	0	0

5. その他事業報告書の内容を補足する重要な事項

該当事項はありません。

1. 重要な会計方針にかかる事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法は以下のとおりです。

① 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法を採用しています。

② 棚卸資産の評価基準および評価方法

書籍・購買（商品） 売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下にもとづく簿価切り下げの方法により算定）を採用しています。

食堂（食材） 最終仕入原価法による原価法（ ）を採用しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法は以下のとおりです。

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。

ただし、1998年4月1日以後取得した建物については定額法を採用しています。

また、2016年4月1日以降取得した建物及び附属設備並びに構築物は定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び付属設備	3年～47年
構築物	10年～45年
機械装置	6年～9年
器具備品	3年～20年

② 無形固定資産

ソフトウェアは利用期間（5年）にもとづく定額法を採用しています。

③ 長期前払費用

定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準は以下のとおりです。

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、法人税法に基づく繰入限度相当額を計上しています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込による当期負担額を計上しています。

③ ポイント引当金

供給促進をはかるために付与したポイントの期末における未使用残高に使用実績を見積って計上しています。

④ 退職給付引当金

1. 退職給付債務の計上基準

職員の退職により支給する退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務（簡便法による期末自己都合退職要支給額を採用）を退職給付引当金として計上しています。

2. 採用する退職給付制度

職員の退職により支給する退職給付にあてるため、退職一時金制度を採用しています。

3. 企業年金基金制度について

この他に、職員については日生協企業年金基金に加入していますが、複数の事業主により設立された企業年金である総合設立型基金のため退職給付債務等は計上していません。

なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりです。

i) 要拠出額を費用として処理している複数事業主制度に関する事項

年金資産の額（2023年2月末日）	45,046,442千円
年金財政計算上の数理債務の額	35,065,426千円
差引額	9,981,016千円

ii) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（加入者割合）

加入者総数（2023年2月末日）	49,739人
名古屋大学生協加入者数（2023年2月末日）	23人
制度全体に占める加入者数割合	0.0462%

iii) 補足説明

数理債務は2022年3月末時点、年金時価資産額は上記基準日時点の金額を使用しており期間に差が生じています。基準日時点における数理債務は当該期間分増加するものと予想され、それを追加すると差引額は減少します。なお2022年3月末時点の繰越剰余金は、10,633,241,390円となっており、過去勤務債務残高はありません。

⑤ 役員退職給与引当金

役員退職金の支給に備えるため、役員退職金規定による期末要支給額相当額を計上しています。

(4) その他決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項は以下のとおりです。

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) レンタル袴の収益処理基準変更について

供給計上基準を入金日基準から催行日基準に変更をしました。

それにより供給高20,182,188円、供給剰余金5,045,547円（平均剰余率換算）が来年度計上に変更になりました。

仕入高は本年度商品とし、組合員から預かった予約金は前受金に計上しました。

(2) 自己発行ポイントの会計処理の変更について

2023年1月より広報費での費用計上から供給値引きでの供給剰余額減額へ変更をしました。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当する事項はありません。

4. 誤謬の訂正に関する注記

該当する事項はありません。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

該当する事項はありません。

(2) 役員に対する金銭債権または金銭債務

「11 関連当事者との取引に関する注記」にて記載しています。

(3) 大学生協事業連合に対する金銭債権または債務

「11 関連当事者との取引に関する注記」にて記載しています。

6. 損益計算書に関する注記

(1) 大学生協事業連合との取引高

「11 関連当事者との取引に関する注記」にて記載しています。

(2) 事業外損益の主な内訳は以下のとおりです。

①雑収入は、 本山土地賃貸料 8,424,000 円
e スペース長久手賃料 1,285,302 円です。

②雑損失は、 商品廃棄ロス 512,934 円です。

(3) 特別損益の主な内訳は以下のとおりです。

①共済連整理益は、 共済連残余財産分配 149,636,689 円です。

②その他特別利益は、 共済共同引受特別手数料 179,900 円
電子マネー脱退者未利用分 2,777,492 円です。

(4) 法人税等には住民税が含まれています。

7. 剰余金処分案に関する注記

(1) 法定準備金は、消費生活協同組合法第51条の4第1項に規定する積立金です。

(2) 次期繰越剰余金には、消費生活協同組合法第51条の4第4項に規定する教育事業等繰越金6,000,000円が含まれています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の原因別の内訳

賞与引当金	1,139,447 円
ポイント引当金	6,231 円
繰延資産償却超過額	313,848 円
一括償却資産損金算入限度額超過	313,362 円

役員退職給与引当金	132,737 円
退職給付引当金	22,130,405 円
税務上の繰越欠損金	60,878,033 円
繰延税金資産の計算上生じた端数金額	0 円
<u>繰延税金資産小計</u>	<u>84,914,063 円</u>
評価性引当額	△84,914,063 円
繰延税金資産の純額	0 円

9. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当する事項はありません。

10. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当生協では定款に基づき、資産について投機的な運用等を行っていません。

また、資金の調達において投機的な取引を行っていません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

関係団体出資金等の金融商品については帳簿価額を時価とみなすもの、帳簿価額と時価との差額に重要性がないもの、時価を把握することが極めて困難なものとなっており、2023年2月28日現在、貸借対照表計上額と時価に大きな乖離のあるものはありません。

11. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 会社等

該当する事項はありません。

(2) 組合

種類：関連法人（重要な影響を与える連合会）

法人等の名称：生活協同組合連合会大学生協事業連合

所在地：東京都杉並区和田3丁目30番22号

資本金又は出資金：4,948,510,000円

事業の内容：商品の開発・卸売

議決権等の所有（被所有）割合：直接0.5%

関連当事者との関係：仕入先、役員兼任2名

取引の内容：商品仕入 2,387,353,806円、業務委託 70,910,216円

[科目]	[期末残高]
供給未収金	71,170,365円
未収金	779,382円
関係団体出資金	66,090,000円
買掛金	334,044,848円
未払費用	1,810,064円

(取引条件および取引条件の決定方針等)

商品の仕入については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しています。なお、

上記金額のうち、取引金額については消費税等が含まれていませんが、期末残高には含まれています。

(3) 役員及びその近親者

該当する事項はありません。

1 2. 賃貸不動産の時価等の開示に関する注記

(1) 種類 土地 本山土地(名古屋市千種区稲舟通一丁目 40 番地 780.16 m² 賃貸敷地)

貸借対照表額	105,292,000 円
当期末における時価	175,536,600 円(路線価を基礎に算定)
賃貸不動産に関する損益	8,424,000 円

(2) 種類 土地 長久手土地(長久手市塚田 1310 900.73 m² 賃貸アパート敷地)

貸借対照表額	18,823,970 円
当期末における時価	130,605,850 円(路線価を基礎に算定)

(3) 種類 建物 長久手建物(長久手市塚田 1310 733.14 m² 賃貸アパート)

貸借対照表額	23,819,609 円
当期末における時価	0 円
賃貸不動産に関する損益	692,180 円

1 3. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

1 4. その他の注記

退職給付引当金の受入等移管について、2022 年 6 月 1 日に正規職員が当生協に移籍しました。これにより該当者の退職給付引当金は移籍元から移管しています。

2022 年 11 月 1 日に正規職員が当生協から移籍しました。これにより該当者の退職給付引当金を移籍先に移管しています。

損益計算書

自2022年3月1日 至2023年2月28日

名古屋大学消費生活協同組合

(単位:円)

科 目	金 額	
供給事業		
供給高	3,294,581,054	
供給値引	<u>34,346,699</u>	3,260,234,355
供給原価		
期首商品棚卸高	289,730,597	
仕入高	<u>2,583,930,193</u>	
合計	2,873,660,790	
期末商品棚卸高	<u>261,601,936</u>	<u>2,612,058,854</u>
供給剰余金		648,175,501
その他事業収入		
共済受託手数料収入	17,034,111	
供給事業手数料収入	483,978	
その他手数料収入	<u>76,188,220</u>	
その他事業収入計		<u>93,706,309</u>
事業総剰余金		741,881,810
事業経費		
人件費	475,267,502	
物件費	<u>320,767,151</u>	<u>796,034,653</u>
事業損失金		54,152,843
事業外収益		
受取利息	308,722	
受取配当金	45,791	
雑収入	<u>16,643,788</u>	<u>16,998,301</u>
事業外費用		
雑損失	576,334	
支払利息	<u>1,159,682</u>	<u>1,736,016</u>
経常損失金		38,890,558
特別利益		
補助金収入	1,630,675	
共済連整理益	149,636,689	
その他特別利益	<u>2,957,392</u>	<u>154,224,756</u>
特別損失		
固定資産除却損	<u>8</u>	<u>8</u>
税引前当期剰余金		115,334,190
法人税等		<u>856,500</u>
当期剰余金		114,477,690
当期首繰越剰余金		980,978
当期未処理剰余金		<u><u>115,458,668</u></u>

2022年度決算関係書類の附属明細書

名古屋市千種区不老町1番地
名古屋大学消費生活協同組合
理事長 原田 正康

1. 組合資本の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備 考
出資金	407,990,000	57,291,600	49,564,800	415,716,800	
法定準備金	102,000,000	0	0	102,000,000	
任意積立金 施設改善開設準備金	32,000,000	0	19,000,000	13,000,000	
当期末処分剰余金	334,081	115,124,587	0	115,458,668	
合 計	542,324,081	172,416,187	68,564,800	646,175,468	

2. 借入金の明細

(1) 長期借入金等の増減

借 入 先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
商工組合中央金庫	85,800,000	4,280,000	55,640,000	34,440,000	
合 計	85,800,000	4,280,000	55,640,000	34,440,000	

(2) 短期借入金等の増減

借 入 先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
商工組合中央金庫	51,360,000	51,360,000	51,360,000	51,360,000	
合 計	51,360,000	51,360,000	51,360,000	51,360,000	

3. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:円)

資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減損損失 累計額	減価償却 累計額	期末 取得原価
建物付属設備	37,339,321	0	0	3,669,495	33,669,826	0	156,113,413	189,783,239
構築物	876,833	0	0	154,149	722,684	0	4,128,991	4,851,675
機械及び装置	27,690,751	5,004,000	2	8,995,751	23,698,998	0	127,456,550	151,155,548
器具備品	12,735,183	5,145,626	6	5,405,197	12,475,606	0	185,386,919	197,862,525
土地	124,115,970	0	0	0	124,115,970	0	0	124,115,970
建設仮勘定	0	5,100,000	0	0	5,100,000	0	0	5,100,000
有形固定資産合計	665,900,431	15,249,626	8	18,224,592	199,783,084	0	473,085,873	672,868,957
電話加入権	3,704,200	0	0	0	3,704,200			
ソフトウェア	128,668	340,000	0	73,000	395,668			
無形固定資産合計	3,832,868	340,000	0	73,000	4,099,868			
合 計	669,733,299	15,589,626	8	18,297,592	203,882,952			

4. 関係団体出資金の明細

(単位:円)

相 手 先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
生活協同組合連合会大学生協事業連合	66,090,000	0	0	66,090,000	
全国大学生生活協同組合連合会	18,864,000	0	0	18,864,000	
全国大学生協共済生活協同組合連合会	7,000,000	0	7,000,000	0	
愛知県生活協同組合連合会	2,634,000	0	0	2,634,000	
東海労働金庫	1,133,000	0	0	1,133,000	
(株)名古屋勤労者演劇文化会館	700,000	0	0	700,000	
愛知火災共済組合	100	0	0	100	
日本コープ共済生活協同組合連合会	0	100,000	0	100,000	
(社)協働・夢プロジェクト	0	1,400,000	0	1,400,000	基金として拠出
合 計	96,421,100	1,500,000	7,000,000	90,921,100	

5. 引当金の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
貸倒引当金(流)	3,010,000		552,800	2,457,200	
賞与引当金	9,302,139	6,302,251	9,302,139	6,302,251	
ポイント引当金	2,367,102	34,463	2,367,102	34,463	
退職給付引当金	184,791,593	64,414,813	126,803,724	122,402,682	
役員退職給与引当金	294,533	989,634	550,000	734,167	
合 計	199,765,367	71,741,161	139,575,765	131,930,763	

6. 事業経費の明細

(単位:円)

科 目	金 額	
1.人件費	役員報酬	17,410,876
	職員給与	174,567,636
	定時職員給与	221,595,945
	退職給付費用	8,252,064
	法定福利費	40,601,323
	厚生費	5,106,074
	役員退職給与引当金繰入額	439,634
	賞与引当金繰入額	6,302,251
	派遣人件費	991,699
人件費合計	475,267,502	
2.物件費	教育文化費	1,599,681
	広報費	19,730,764
	消耗品費	49,291,077
	車両運搬費	7,902,920
	貸倒引当金繰入額	△ 552,800
	ポイント引当金繰入額	34,463
	施設維持管理費	21,175,013
	減価償却費	18,297,592
	賃借料	9,386,113
	水道光熱費	53,808,242
	保険料	1,937,856
	委託料	40,570,139
	研修採用費	2,350,736
	調査研究費	513,478
	会議費	564,664
	諸会費	10,460,439
	租税公課	3,376,839
	通信交通費	7,546,504
	雑費	1,863,215
事業連合委託費	70,910,216	
物件費合計	320,767,151	
事業経費合計	796,034,653	

7. 事業の種類ごとの損益の明細および事業別事業経費明細

事業は供給・利用事業のみのため事業の種類ごとの損益の明細および事業別事業経費明細は、損益計算書および事業経費明細と同じです。

8. キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書

名古屋大学消費生活協同組合
間接法

自2022年3月1日 至2023年2月28日

(単位:円)

I. 事業活動におけるキャッシュ・フロー		
税引前当期剰余金		115,334,190
減価償却費		18,297,592
貸倒引当金の減少額		552,800
賞与引当金の減少額		2,999,888
退職給付引当金の減少額		62,388,911
役員退職給与引当金の増加額		439,634
受取利息及び受取配当金		354,513
支払利息		1,159,682
固定資産除去損		8
供給債権の減少額		15,643,264
棚卸資産の減少額		28,128,661
その他流動資産の増加額		21,502,445
仕入債務の増加額		33,558,629
未払消費税等の増加額		3,331,500
未払金・未払費用の増加額		2,318,914
前受金・預り金等の増加額		3,551,405
ポイント引当金の減少額		2,332,639
その他流動負債の減少額		888,500
(事業活動)その他		0
	小計	99,457,255
利息及び配当金の受領額		354,513
利息の支払額		△ 1,159,682
法人税等の支払額		△ 856,500
事業活動によるキャッシュ・フロー		97,795,586
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出		△ 858
固定資産の取得による支出		△ 15,107,900
関係団体等出資金の出資による支出		5,500,000
差入保証金の返還額		200,000
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 9,408,758
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増加額		0
長期借入金の減少額		△ 51,360,000
出資金仮受金の増加額		212,000
組合員出資金の減少額		7,726,800
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 43,421,200
IV 現金及び現金同等物の増加額		44,965,628
V 現金及び現金同等物の期首残高		797,023,852
VI 現金及び現金同等物の期末残高		841,989,480

(注) 現金及び現金同等物の範囲

(単位:円)

項 目	期 首	期 末
現金及び預金	827,148,615	872,115,101
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△ 30,124,763	△ 30,125,621
現金及び現金同等物	797,023,852	841,989,480

9. 主要な事業に係る資産及び負債の内容その他の決算関係書類の内容を補足する重要な事項

(1) 主要な資産の内訳

① 現金預金の明細

(単位:円)

区 分	金 融 機 関	口座番号	期首残高	期末残高	当期増減額
現金	翌営業日用釣銭		5,742,285	5,048,255	△ 694,030
	小口現金		3,820,805	3,993,777	172,972
	レジ現金		3,688,904	4,338,421	649,517
当座預金	三井住友銀行 本山支店	6200701	0	0	0
	ゆうちょ銀行	39231	58,814,993	36,941,365	△ 21,873,628
	ゆうちょ銀行	43335	7,836	7,406	△ 430
	ゆうちょ銀行	60201	54,976	54,546	△ 430
	ゆうちょ銀行	72866	7,836	7,406	△ 430
	ゆうちょ銀行	79327	7,877,889	17,442,809	9,564,920
	ゆうちょ銀行	91067	46,357,588	1,067,170	△ 45,290,418
	ゆうちょ銀行	97903	24,768	24,338	△ 430
	ゆうちょ銀行	99384	331,927	604,857	272,930
	ゆうちょ銀行	148207	34,991	34,561	△ 430
	ゆうちょ銀行	204169	45,316,838	65,820,664	20,503,826
	普通預金	三井住友銀行 本山支店	6544056	386,853,392	455,306,771
三菱UFJ銀行 覚王山支店		533116	196,683,393	176,583,293	△ 20,100,100
三菱UFJ銀行 覚王山支店		711589	9,344,990	18,555,088	9,210,098
三菱UFJ銀行 覚王山支店		1398865	1,580,023	1,608,538	28,515
ゆうちょ銀行		18088801	0	0	0
ゆうちょ銀行		95410581	0	0	0
東海労働金庫 名古屋東支店		1835048	28,662,287	48,860,278	20,197,991
商工組合中央金庫 名古屋支店		1257803	1,818,131	5,689,937	3,871,806
定期預金	三井住友銀行 本山支店	104966	10,000,000	10,000,000	0
	三菱UFJ銀行 覚王山支店	1023812	10,000,000	10,000,000	0
	東海労働金庫 名古屋東支店	5124452	10,124,763	10,125,621	858
合 計			827,148,615	872,115,101	44,966,486

② 供給未収金の明細

内訳

(単位:円)

内 訳	金 額
大学等利用	167,766,027
一般売掛	25,251,602
クレジット未収金	71,447,943
合 計	264,465,572

回収状況

(単位:円)

内 訳	期首残高	当期発生高	当期回収高	期末残高	回収率
大学等利用	215,603,409	1,269,306,358	1,317,143,440	167,766,327	88.7%
一般売掛	23,630,264	200,765,746	199,144,408	25,251,602	88.7%
クレジット未収金	9,588,635	328,008,657	266,149,349	71,447,943	78.8%

$$\text{回収率} = \frac{\text{当期回収高}}{\text{期首残高} + \text{当期発生高}} \times 100$$

③商品の明細

(単位:円)

科 目	内 訳	金 額
商 品	文具	18,984,218
	情報機器	111,449,404
	PCソフト	2,004,070
	衣料・スポーツ	2,429,569
	AV・家電・家具	627,933
	日用雑貨	1,204,919
	食品・菓子	2,057,691
	パン・米飯	99,472
	飲料・デザート	1,732,182
	コピー	376,950
	写真・印刷	431,746
	官製品	45,331
	物販その他	5,208,956
	酒等	16,353
	物販その他	152,900
	海外旅行	257,305
	国内旅行	732,262
	SVその他(内外)	13,676,160
	SVその他(内内)	89,295
	書籍総合	89,856,950
	図書カード	405,486
スタディガイド(内内)	4,500,478	
食材	5,262,306	
	合 計	261,601,936

④立替金の明細

(単位:円)

相 手 先	内 訳	期首残高	期末残高	当期増減額
コープ共済連	共済掛金払戻等	7,410	20,840	13,430
その他	その他	4,086	53,722	49,636
	合 計	11,496	74,562	63,066

⑤未収金の明細

(単位:円)

相 手 先	内 訳	期首残高	期末残高	当期増減額
生活協同組合連合会大学生協事業連合	ポイント還元他	2,836,915	779,382	△ 2,057,533
	図書券・図書カード	376,545	213,429	△ 163,116
ソニーペイメントサービス(株)	新学期関連代金	41,293,530	40,125,210	△ 1,168,320
その他	その他	248,579	9,900	△ 238,679
	合 計	44,755,569	41,127,921	△ 3,627,648

⑥ソフトウェアの明細

(単位:円)

相 手 先	内 訳	期首残高	期末残高	当期増減額
生活協同組合連合会大学生協事業連合	スマホ型オーダーリングシステム	3,334	0	△ 3,334
(株)プランユケー	弁当予約フォーム作成費	125,334	78,334	△ 47,000
イエスウィキャン	FM-C3プログラム開発	0	317,334	317,334
	合 計	128,668	395,668	267,000

⑦電話加入権の明細

(単位:円)

設 置 場 所	内 訳	期首残高	期末残高	当期増減額
北部購買	782-1141	30,300	30,300	0
七味亭	781-8024	10,300	10,300	0
印刷部	781-6698	10,300	10,300	0
南部購買	781-1112	10,300	10,300	0
本部	781-1111	10,300	10,300	0
南部書籍	781-5031	50,300	50,300	0
北部購買	782-1167	80,300	80,300	0
北部購買	782-1110	80,300	80,300	0
北部購買	782-1120	80,300	80,300	0
医学部購買	732-5090	80,300	80,300	0
印刷部	781-2177	80,300	80,300	0
本部	781-8322	80,300	80,300	0
南部購買	781-1118	79,800	79,800	0
医学部書籍	731-6815	69,800	69,800	0
医学部書籍	731-4410	69,800	69,800	0
大幸食堂	711-4256	72,800	72,800	0
北部購買	783-4751	72,800	72,800	0
北部購買	782-1205	72,800	72,800	0
本部	781-8914	72,800	72,800	0
北部購買	782-5369	72,800	72,800	0
北部旅行センター	782-8231	72,800	72,800	0
北部旅行センター	782-8236	72,800	72,800	0
ボックスフロンテ	781-9073	72,800	72,800	0
本部	781-7503	72,800	72,800	0
本部	782-1908	72,800	72,800	0
本部	782-1946	72,800	72,800	0
北部食堂	781-2577	72,800	72,800	0
北部購買	782-2894	72,800	72,800	0
ダイニングフォレスト	782-1832	72,800	72,800	0
南部旅行センター	781-1249	72,800	72,800	0
南部購買	782-2869	72,800	72,800	0
理系ショップ	781-1617	72,800	72,800	0
南部書籍	781-5019	72,800	72,800	0
フレンドリィ南部	782-3471	72,800	72,800	0
ラボショップ	789-0285	72,800	72,800	0
医学部購買	732-5094	72,800	72,800	0
医学部食堂	732-5030	72,800	72,800	0
大幸購買	711-4277	72,800	72,800	0
大幸購買	711-4278	72,800	72,800	0
医学部書籍	731-6826	72,800	72,800	0
南部購買	783-6755	72,800	72,800	0
本部	782-5015	72,800	72,800	0
ボックスフロンテ	781-3597	72,800	72,800	0
北部購買	781-4308	72,800	72,800	0
南部旅行センター	781-3601	72,800	72,800	0
南部旅行センター	782-9085	72,800	72,800	0
南部旅行センター	782-9167	72,800	72,800	0
本部	782-5663	72,800	72,800	0
学生委員会	781-5195	72,800	72,800	0

理系ショップ	789-1612	72,800	72,800	0
印刷部	090-3952-2792	20,200	20,200	0
ブックスフロンテ	782-6576	72,000	72,000	0
北部旅行センター	782-6588	72,000	72,000	0
印刷部	090-8133-1067	7,200	7,200	0
印刷部	090-8133-1086	7,200	7,200	0
印刷部	090-8735-4243	9,000	9,000	0
医学部書籍	732-5195	72,800	72,800	0
プランゾ	782-3055	72,800	72,800	0
合 計		3,704,200	3,704,200	0

⑧長期前払費用の明細

(単位：円)

相手先	内 訳	期首残高	期末残高	当期増減額
(株)大学生協保険サービス	管財関係保険	481,726	0	△ 481,726
合 計		481,726	0	△ 481,726

⑨差入保証金の明細

(単位：円)

差 入 先	内 訳	金 額
名古屋法務局	3種旅行業営業保証金	9,000,000
名古屋法務局	宅地建物取引業営業保証供託金	10,000,000
全国大学生生活協同組合連合会	旅客取扱代理店店舗保証金	3,000,000
日本図書普及(株)	図書カード端末機	30,000
日本図書普及(株)	図書券加盟店加入金	20,000
(株)ジェイティビー	日本航空との再委託保証金	2,000,000
合 計		24,050,000

(2)主要な負債の内訳

①買掛金の明細

(単位：円)

相手先	金 額
生活協同組合連合会大学生協事業連合	334,044,848
東海旅客鉄道株式会社	2,314,600
(株)大塚商会	869,957
(株)タツミ	533,167
その他(105社)	45,669,837
合 計	383,432,409

②未払法人税等の明細

(単位：円)

内 訳	金 額
法人県民税	136,500
法人市民税	720,000
合 計	856,500

③未払費用の明細

(単位：円)

相手先	内 訳	金 額
職員	職員給与	12,111,560
職員	定時職員給与	18,589,490
職員	社会保険料	2,788,585
名古屋大学	電気・水道代	3,371,868
東邦ガス(株)他	ガス料金他	10,324,779
合 計		47,186,282

④前受金の明細

(単位：円)

相手先	内 訳	金 額
組合員	レンタル袴予約金他	69,242,580
組合員	ICプリペイド前受額	99,069,721
組合員	ICミールカード残高	211,326,134
ニッショー	土地売却手付金	9,000,000
合 計		388,638,435

⑤預り金の明細

(単位：円)

内 訳	金 額
社会保険料等	358,213
学生110番預り金	1,670,829
食パス等預り金	65,796,325
預り共済掛金等	6,932,780
その他	203,367
合 計	74,961,514

⑥仮受金の明細

(単位：円)

内 訳	金 額
2023年度新入生出資金	7,744,000
合 計	7,744,000

(3) 比較貸借対照表および比較損益計算書

別紙

比較貸借対照表
2023年2月28日 現在

名古屋大学消費生活協同組合

(単位:円)

科 目	2021年度	2022年度	科 目	2021年度	2022年度
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	1,407,458,585	1,461,994,919	流動負債	939,456,733	977,096,654
現金預金	827,148,615	872,115,101	買掛金	349,873,780	383,432,409
供給未収金	248,822,308	264,465,572	一年以内返済予定借入金	51,360,000	51,360,000
商品及び原材料	289,730,597	261,601,936	未払法人税等	856,500	856,500
前渡金	0	0	未払消費税等	13,249,300	16,580,800
立替金	11,496	74,562	未払費用	44,867,368	47,186,282
未収消費税等	0	25,067,027	前受金	355,175,517	388,638,435
未収金	44,755,569	41,127,921	預り金	104,873,027	74,961,514
貸倒引当金(短期)	△ 3,010,000	△ 2,457,200	賞与引当金	9,302,139	6,302,251
固定資産	327,743,752	318,854,052	ポイント引当金	2,367,102	34,463
有形固定資産	202,758,058	199,783,084	仮受金	7,532,000	7,744,000
建物及び附属設備	189,783,239	189,783,239	固定負債	271,774,626	157,576,849
同減価償却累計額	△ 152,443,918	△ 156,113,413	長期借入金	85,800,000	34,440,000
	37,339,321	33,669,826	退職給付引当金	184,791,593	122,402,682
構築物	4,851,675	4,851,675	役員退職給与引当金	294,533	734,167
同減価償却累計額	△ 3,974,842	△ 4,128,991	預り保証金	888,500	0
	876,833	722,684	負債合計	1,211,231,359	1,134,673,503
機械装置	147,260,348	151,155,548	(純資産の部)		
同減価償却累計額	△ 119,569,597	△ 127,456,550	組合員資本	523,970,978	646,175,468
	27,690,751	23,698,998	出資金	407,990,000	415,716,800
器具備品	199,889,199	197,862,525	剰余金	115,980,978	230,458,668
同減価償却累計額	△ 187,154,016	△ 185,386,919	法定準備金	102,000,000	102,000,000
	12,735,183	12,475,606	任意積立金	32,000,000	13,000,000
土地	124,115,970	124,115,970	施設改善開設準備金	32,000,000	13,000,000
建設仮勘定	0	5,100,000	当期末処分剰余金	△ 18,019,022	115,458,668
無形固定資産	3,832,868	4,099,868	(うち当期剰余金)	(△ 18,353,103)	(114,477,690)
ソフトウェア	128,668	395,668	純資産合計	523,970,978	646,175,468
電話加入権	3,704,200	3,704,200	負債・純資産合計	1,735,202,337	1,780,848,971
その他固定資産	121,152,826	114,971,100			
関係団体出資金	96,421,100	90,921,100			
長期前払費用	481,726	0			
差入保証金	24,250,000	24,050,000			
資産合計	1,735,202,337	1,780,848,971			

比較損益計算書

名古屋大学消費生活協同組合

(単位：円)

科目	2021年度実績	2022年度予算	2022年度実績	対前年増減額	対予算差異額
供給高	3,156,314,164	3,208,662,000	3,294,581,054	138,266,890	85,919,054
供給値引	37,672,695	43,362,000	34,346,699	△ 3,325,996	△ 9,015,301
純供給高	3,118,641,469	3,165,300,000	3,260,234,355	141,592,886	94,934,355
期首商品棚卸高	241,576,088		289,730,597	48,154,509	
仕入高	2,546,295,951		2,583,930,193	37,634,242	
期末商品棚卸高	289,730,597		261,601,936	△ 28,128,661	
供給剰余金	620,500,027	664,496,000	648,175,501	27,675,474	△ 16,320,499
共済受託手数料収入	15,591,101	16,643,000	17,034,111	1,443,010	391,111
供給事業手数料収入	759,009	20,047,000	483,978	△ 275,031	△ 19,563,022
その他手数料収入	72,909,458	56,854,000	76,188,220	3,278,762	19,334,220
その他事業収入	89,259,568	93,544,000	93,706,309	4,446,741	162,309
事業総剰余金	709,759,595	758,040,000	741,881,810	32,122,215	△ 16,158,190
役員報酬	17,541,049	17,205,000	17,410,876	△ 130,173	205,876
職員給与	174,079,016	180,316,000	174,567,636	488,620	△ 5,748,364
定時職員給与	209,956,469	219,844,000	221,595,945	11,639,476	1,751,945
退職給付費用	6,994,034	8,040,000	8,252,064	1,258,030	212,064
法定福利費	41,095,195	38,593,000	40,601,323	△ 493,872	2,008,323
厚生費	4,301,471	4,976,000	5,106,074	804,603	130,074
役員退職給与引当金繰入額	933,667	1,343,000	439,634	△ 494,033	△ 903,366
賞与引当金繰入額	9,302,139	6,300,000	6,302,251	△ 2,999,888	2,251
派遣人件費	0	0	991,699	991,699	991,699
人件費	464,203,040	476,617,000	475,267,502	11,064,462	△ 1,349,498
教育文化費	1,305,888	1,441,000	1,599,681	293,793	158,681
広報費	18,688,531	19,774,000	19,730,764	1,042,233	△ 43,236
消耗品費	40,925,662	56,153,000	49,291,077	8,365,415	△ 6,861,923
物流費	0	0	0	0	0
車両運搬費	7,220,157	8,042,000	7,902,920	682,763	△ 139,080
貸倒引当金繰入額	276,400	0	△ 552,800	△ 829,200	△ 552,800
ポイント引当金繰入額	2,367,102	1,900,000	34,463	△ 2,332,639	△ 1,865,537
施設維持管理費	17,592,793	17,214,000	21,175,013	3,582,220	3,961,013
減価償却費	20,023,579	20,836,000	18,297,592	△ 1,725,987	△ 2,538,408
賃借料	10,366,759	8,621,000	9,386,113	△ 980,646	765,113
水道光熱費	27,201,050	30,033,000	53,808,242	26,607,192	23,775,242
保険料	1,990,814	1,982,000	1,937,856	△ 52,958	△ 44,144
委託料	33,366,943	49,268,000	40,570,139	7,203,196	△ 8,697,861
研修採用費	1,193,703	1,297,000	2,350,736	1,157,033	1,053,736
調査研究費	468,295	604,000	513,478	45,183	△ 90,522
会議費	301,644	1,205,000	564,664	263,020	△ 640,336
諸会費	12,067,563	12,907,000	10,460,439	△ 1,607,124	△ 2,446,561
渉外費	7,622	264,000	0	△ 7,622	△ 264,000
租税公課	3,509,319	3,441,000	3,376,839	△ 132,480	△ 64,161
通信交通費	8,398,827	8,989,000	7,546,504	△ 852,323	△ 1,442,496
雑費	489,176	642,000	1,863,215	1,374,039	1,221,215
事業連合委託費	70,635,000	73,420,000	70,910,216	275,216	△ 2,509,784
物件費	278,396,827	318,033,000	320,767,151	42,370,324	2,734,151
事業経費	742,599,867	794,650,000	796,034,653	53,434,786	1,384,653
事業損失金	32,840,272	36,610,000	54,152,843	21,312,571	17,542,843
受取利息	324,113	0	308,722	△ 15,391	308,722
受取配当金	129,823	0	45,791	△ 84,032	45,791
雑収入	14,901,546	8,424,000	16,643,788	1,742,242	8,219,788
事業外収益	15,355,482	8,424,000	16,998,301	1,642,819	8,574,301
雑損失	520,587	0	576,334	55,747	576,334
支払利息	556,995	0	1,159,682	602,687	1,159,682
事業外費用	1,077,582	0	1,736,016	658,434	1,736,016
経常剰余金	△ 18,562,372	△ 28,186,000	△ 38,890,558	△ 20,328,186	△ 10,704,558
特別利益	1,249,748	0	154,224,756	152,975,008	
特別損失	183,979	0	8	△ 183,971	
税引前当期剰余金	△ 17,496,603	△ 28,186,000	115,334,190	132,830,793	143,520,190
法人税等	856,500	0	856,500	0	
当期剰余金	△ 18,353,103	△ 28,186,000	114,477,690	132,830,793	142,663,690
当期首繰越剰余金	334,081		980,978	646,897	
目的積立金取崩額	0		0	0	
当期未処分剰余金	△ 18,019,022	△ 28,186,000	115,458,668	133,477,690	143,644,668

※本議案および議決の本旨に反しない範囲の字句修正を理事会にご一任ください。

剰余金処分案

2023年5月24日

名古屋大学消費生活協同組合

(単位:円)

項 目	金 額
I 当期末処分剰余金	115,458,668
II 剰余金処分別	
1 法定準備金	12,000,000
2 任意積立金	
(1)施設改善開設準備金	<u>97,000,000</u> <u>109,000,000</u>
III 次期繰越剰余金	6,458,668

(次期繰越剰余金には教育事業繰越金6,000,000円を含みます。)

本議案および議決の本旨に反しない範囲の字句修正を理事会にご一任ください。

監査報告書

私たち監事は、2022年3月1日から2023年2月28日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、理事の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他組合の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築・運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告書等の監査結果

- 一 事業報告書及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 決算関係書類（剰余金処分案を除く）及びその附属明細書の監査結果

決算関係書類（剰余金処分案を除く）及びその附属明細書は、組合の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

(3) 剰余金処分案の監査結果

剰余金処分案は法令及び定款に適合し、かつ、組合財産の状況その他の事情に照らして指摘すべき事項は認められません。

2023年4月18日

名古屋大学消費生活協同組合

監事 田中 京子



監事 松岡 博



監事 中川 貴博



監事 村瀬 みちの



第2号議案

2023 年度事業計画及び予算決定の件

本議案について、本旨に反しない範囲での字句の修正を理事会に一任します。

名古屋大学消費生活協同組合 2023 年度事業計画

◇ 2023年度方針

- (1) 夏の新北部厚生会館オープンを着実にいき、オープン以降も組合員に支持される店舗・食堂のため運営改善を可能な限り継続し、2024年新学期を迎える
 - ① 求められる品揃え、メニューの精査と提供数の適正化を継続する
 - ② 利用導線・サインと商品配置の適正化をすすめる

- (2) NR-Gの活用をすすめる
 - ① レジスピードとセルフレジの利用のしやすさを追求する
 - ② 店舗・本部管理業務の標準化・効率化をすすめ、定着を図る
 - ③ Common-C3 の安定稼働を追求し、A-SOM 会計連動システム導入の働きかけをすすめる

- (3) 組織委員会の拡大と組合員活動の活性化を促進する
 - ① 新たな仲間の輪を広げるため、学生委員会・留学生委員会の拡大や新入教職員向け説明会の再開をすすめ、院生委員会のリスタートを行うと年度とする
 - ② 幅広く参加いただきニーズをとらえる場面(総代 meeting・教職員組合員懇談会・各種イベント等)や仲間が仲間のために働きかける場面(履修相談会・留学生委員による案内物の翻訳等)を積極的に設定する
 - ③ 組織委員会作成の広報物(かけはし・Me～dia)の多面的な評価と必要な見直しを進める
 - ④ 2023 年度の組織委員会の重点活動として「食」「ユニセフ活動」を設定する

- (4) 学生総合共済を「私たちの共済」として、4本柱を軸とした共済活動を通じて健康で安全な大学生活の実現に寄与する
 - ① 学生総合共済の加入から、卒業時の CO・OP 共済新社会人コースへの継続まで、途切れることのない保障の実現のための加入活動をさらに強化する
 - ② 新入学時の生命共済加入80%を目標に掲げ、共済の魅力・必要性を新入生・保護者に伝える
 - ③ Me～dia での「た組通信」での給付事例の紹介は継続し、そのうえで日常の予防活動の実践を強化します
 - ④ 給付審査会の実践を通じて、学生委員会や生協職員が名大生の給付実態や背景を捉え、深堀をする場면을創出します

- (5) パート職員の職務要件の設定を行い、あわせて賃金制度の見直しを執行することで店舗・食堂運営水準の強化を図る
 - ① 2023年10月からスタートを行う想定での逆算した準備を進める
 - ② 購買・食堂・本部において実施を行う

- (6) 組合員満足向上のためのメニュー提供方法の改善、独自メニューの造成を可能な限りすすめる
- ① 新北部食堂含め、体制の確保による安定的な運営を行い、とりわけ冷凍弁当・丼の必要数の製造をやりきる
 - ② Mei-dining にて再開したコールドビュッフェの提供レベルの向上、彩での看板メニュー開発を行い、メニューの差別化や利用分散を図る
 - ③ クックフリーズの活用によるメニューラインの充実と生産性の向上を図る
- (7) 名大生のキャリアマップを設定し、入学以降4年間を通じてキャリア形成のためのコンテンツ提案や名大生にふさわしい学修スタイルのサポートをすすめる
- ① 名大生入門講座を入口としてその後のキャリアマップを展開する
 - ② 名大生の学修スタイルと各学部での特色のある学び方に対応したデバイス・使い方提案を行い、新学期以降のサポートを強化する
 - ③ 個々のコンテンツのターゲットの設定と、とりわけ2・3年次の優良なコンテンツ(留学・異文化体験・読書・長期インターン等)の案内を行う
 - ④ 学内公務員講座では人と人とのつながりの中で学んでいる実感を得れると取り組みを強化し、生協ならではの価値を高める
 - ⑤ 南部プラザを学びの情報ステーションとしての位置づけで再設定し、職員内での情報の統合と組合員へのプロモーションのコントロールをすすめる
- (8) 直接のコミュニケーションとメルマガ・WEBの活用を進めることで、学内の「御用聞き」としての役割を果たし、校費利用の拡大をすすめる
- ① 各課での商品調達の実態をつかみ、必要な情報を適切な案内物で必要なキーマンにお届けするための実態把握を行う
 - ② 部門を超え、知恵を寄せ合い、お届けする情報を精査し、WEB・メールマガジンの定期更新(発信)を継続する
 - ③ 東山キャンパスでの印刷事業含めた公費事業推進体制の最適化を模索する
- (9) 年間を通じた住まい紹介事業を強化し、とりわけ留学生へのサポートを事業としてスタートする
- ① 新学期の新入生への住まい紹介を成功させる
 - ② 在校生の住み替え、留学生への紹介に関してのWEBページの案内強化を図る
 - ③ 留学生サポートとして「安心スマイクン」の導入を実現し、あわせて留学生の「連絡先」等の課題解消をすすめる

◇ 2023年度予算編成方針と予算案

※ 予算編成方針

(1) 事業剰余・経常剰余・税引前当期剰余

① 事業剰余 ▲1億9,311万円

経常剰余 ▲1億8,471万円

税引前当期剰余 ▲1,804万円 の予算とする

② 2022年度に予定していたeスペース長久手の売却は2023年度にずれ込む

・ 売却益は1億8,000万円予定、撤去費用約6,000万円

③ 2023年度のみの特異な費用は以下

・ 新北部関連費用(物件費)約1億1,000万円(見込み)

・ eスペース長久手売却のための埋設物撤去費用 約6,000万円

④ eスペース長久手に関わる賃料収入は2023年度から0となる

⑤ 2023年度から新北部厚生会館に関わる寄付1,333万円(特別損失)がスタート

(2) 人件費・物件費(減価償却費が本部計上から各店舗計上に変更)

① 正規職員給与についてはベースアップの実施、2024年度に一時金をコロナ前の水準にもつていくためのステップの年とする

② 定時職員については新北部厚生会館移行に伴って必要な人員確保を行う

③ 10月以降の最低賃金上昇に伴う時給改定は+30円を見込む

④ NR-Gレジに変更してのスピード対応のためのレジ要員の確保を見込む

③ Meica発行手数料2000円×2500枚を見込む

④ 2023年度のシステム費のうちTK端末関連費用は、旧P2Kと比較して500万円程度アップをする

(3) 供給剰余・事業総剰余

① 食堂価格改定によるGPRの上昇を見込む

② 新入生の生命共済加入率80%を達成する

③ 卒業生のco-op共済新社会人コース申し込みを推進する

④ 新入学時の住まい紹介件数500件を達成する

(4) 供給高

① 供給高35億を必達とする

② 供給予算のポイントは以下の3点

・ 新北部厚生会館の食堂利用者数

・ 2023年度新学期の成否

・ 公費供給の獲得

単位:千円	2022実績	2023予算	2023-2022	2023/2022	
供給高	3,294,581	3,508,501	213,920	106.5%	売上-値引
供給値引	34,346	36,695	2,349	106.8%	
供給剰余金	648,175	723,703	75,528	111.7%	粗利益
共済受託手数料収入	17,034	16,610	-424	97.5%	
供給事業手数料収入	483	191	-292	39.5%	
その他手数料収入	93,706	75,250	-18,456	80.3%	
その他事業収入計	111,223	92,051	-19,172	82.8%	共済・斡旋の取り扱いによる手数料収入
事業総剰余金	741,881	815,754	73,873	110.0%	事業活動による総収入額
役員報酬	17,410	18,795	1,385	108.0%	理事・監事への報酬
職員給与	174,567	185,896	11,329	106.5%	正規職員の給与・賞与・通勤交通費
定時職員給与	221,595	250,692	29,097	113.1%	パート・アルバイトの給与・通勤交通費
退職給付費用	8,252	8,060	-192	97.7%	職員の退職金の引当額
法定福利費	40,601	39,958	-643	98.4%	社会保険・雇用保険等の保険料
厚生費	5,106	4,883	-223	95.6%	健康診断・制服代等
役員退職給与引当金繰入	439	1,250	811	284.7%	役員の退職金の引当額
賞与引当金繰入	6,302	6,300	-2	100.0%	賞与の支払いに備えるための引当額
派遣人件費	991	0	-991	0.0%	派遣社員の人件費
人件費合計	475,267	515,834	40,567	108.5%	人件費の総合計額
教育文化費	1,599	2,060	461	128.8%	組合員活動・組織委員会活動の費用
広報費	19,730	19,164	-566	97.1%	広報宣伝費用・ポイント還元費用等
消耗品費	49,291	92,213	42,922	187.1%	少額の備品・事務用品等の費用
物流費	0	2,453	2,453	#DIV/0!	
車両運搬費	7,902	5,571	-2,331	70.5%	ガソリン代・商品の配送に関する費用
貸倒引当金繰入	-552	0	552	0.0%	回収不能が見込まれる供給未収金額
ポイント引当金繰入	34	1,900	1,866	5588.2%	将来還元が見込まれるポイント額
施設維持管理費	21,175	22,113	938	104.4%	施設や器具備品の修繕・清掃費用等
減価償却費	18,297	66,840	48,543	365.3%	資産の償却費用
賃借料	9,386	8,081	-1,305	86.1%	POSレジのレンタル費用等
水道光熱費	53,808	58,090	4,282	108.0%	電気・ガス・水道代
保険料	1,937	1,998	61	103.1%	生協で加入している保険の支払額
委託料	40,570	51,324	10,754	126.5%	業務・会計システム使用料・保守費用
研修採用費	2,350	1,474	-876	62.7%	客職員教育及び採用に関する費用
調査研究費	513	351	-162	68.4%	調査活動に必要な書籍代・出張旅費等
会議費	564	737	173	130.7%	基幹会議運営・連帯活動に関わる会議費用
諸会費	10,460	11,650	1,190	111.4%	連合会・愛知県生協連等の年会費
渉外費	0	0	0	#DIV/0!	渉外活動に関する費用
租税公課	3,376	3,474	98	102.9%	税金や公共団体へ納める会費
通信交通費	7,546	8,057	511	106.8%	電話代・通信代・市内交通費等
雑費	1,863	2,150	287	115.4%	上記の勘定科目に当てはまらない費用
事業連合委託費	70,910	74,022	3,112	104.4%	事業連合の共同運営費
物件費合計	320,767	433,722	112,955	135.2%	販売費・一般管理費の合計
事業経費合計	796,034	949,556	153,522	119.3%	人件費+物件費
事業剰余金	-54,152	-133,802	-79,650	247.1%	事業総剰余-事業経費 営業利益
経常剰余金	-38,890	-125,402	-86,512	322.5%	事業剰余+事業外収支 経常利益
特別利益	154,224	180,000	25,776	116.7%	
特別損失	8	72,216	72,208	902700.0%	
税引前当期剰余金	115,334	-17,618	-132,952	-15.3%	

第3号議案

中期計画修正の件

2024年度を最終年とする中期計画を昨年の総代会で議決いただきましたが、以下の2点について修正・追加を行うことについて議決をお願いします。

1. 2023年度夏にオープンする新北部厚生会館の投資額を、中期計画においてより正確に反映し、2024年度に目標とする経営数値を見直しました。
2. 2022年度に愛知県ユニセフ協会が設立されたことで、名古屋大生協としてもユニセフ活動を位置づけ、ユニセフのための広報・啓発活動や募金活動を推進していくことをアクションプランに盛り込みました。

本議案について、本旨に反しない範囲での字句の修正を理事会に一任します。

名古屋大学消費生活協同組合 2022～2024中期事業計画

(修正案)

1. はじめに

- ※ 名古屋大学生協では2017年度第89回通常総代会にて2017-2020年度中期方針を議決し、2019年度総代会でその修正計画を決定しました。2019年度から修正計画に沿って運営を進めてきましたが、2020年度新型コロナウイルスの拡大により、店舗・食堂を中心とし来店を前提とした事業は大きなダメージを受け、修正計画の達成が困難な状況となりました。
- ※ 2020年4月より東海国立大学機構がスタートし、国際的な競争力向上と地域創生への貢献を同時に達成するための研究・教育が進められています。名大生協として事業を通じてどのように研究・教育への貢献を行っていくのかをあらためて整理し、発信をしていく必要があります。
- ※ 大学・社会・そして組合員の変化を捉え、2024年度までの中期的な時間軸で名大生協が何を目指し(ミッション)、何をすべきか(アクションプラン)を本中期事業計画にてまとめ、執行期間内に実現をいたします。

2. 中期計画の執行期間について

- ※ 中計執行期間を2022年～2024年とします
 - ・ 2022年度総代会において本中期計画を議決します
 - ・ 事業連合東海地区第9期中期計画と同期させます
- ※ 2023年夏(予定)より新北部厚生会館がオープンします
 - ・ その1年後を見据え、名大生協はどのように組合員・大学・社会に貢献するのかの計画をこの中期計画内で描きます

3. 環境認識と経営・組織の課題について

(1) 中期計画を作るにあたっての環境認識

① 大学の情勢

【東海国立大学機構】

- ・ デジタルユニバーシティ構想、教育コンテンツの共通活用・相互運用
- ・ 情報システムの統一・ワンストップのオンラインコミュニケーションツール(MS365等)
- ・ Zendeskでの情報蓄積・発信
- ・ ICT活用に関わるサポートの重要度
- ・ 機構としての外部からの資金調達、運営コストの削減

【教育研究】

- ・ 最先端・先進的な研究
- ・ 地域創生

- ・ 産学協同、マーケットの拡大
- ・ 次世代を担うリーダーの育成
- ・ リカレント教育

【国際化】

- ・ 日本語を話せない教員・留学生の増加
- ・ 学生の英語コミュニケーション能力の必要性和海外留学の増加

【学び方の変化】

- ・ ICT技術の活用
- ・ オンライン講義と対面の効果的な運用

② 社会の変化

【After コロナ・With コロナ】

- ・ 宅配業務の増加
- ・ 引き続きのテレワーク
- ・ 飲食業界は生き残りのための業態変化と生産性向上の工夫

【経済環境の変化】

- ・ マーケティングの進化、DX戦略
- ・ 最低賃金の引上げ、1000円へ
- ・ 少ない労働力で事業を継続・拡大できる仕組み

【SDGs】

- ・ ワンウェイプラスチック削減、食品ロス削減などの環境負荷軽減を前提とした食事業の在り方
- ・ 企業ブランド力向上のための戦略の広がり、また消費者からの企業への取り組みの要求

③ 組合員の変化

【収入の変化】

- ・ 格差や貧困の広がり
- ・ 保護者の収入の減少、アルバイト先の減少による学生の収入減少

【生活の変化】

- ・ 学内環境の変化による人とつながることの困難さ
- ・ 社会体験・アルバイト経験の少なさ
- ・ 新型コロナウイルス感染予防のための新しい生活様式の継続、衛生意識の向上

【価値観の変化】

- ・ 多様性、ボーダーレス、ジェンダーフリー
- ・ 学ぶことへの意欲の変化
- ・ 育児休暇取得の更なる広がり
- ・ 民主主義に対するあきらめと反民主主義的な動き

【学びの変化】

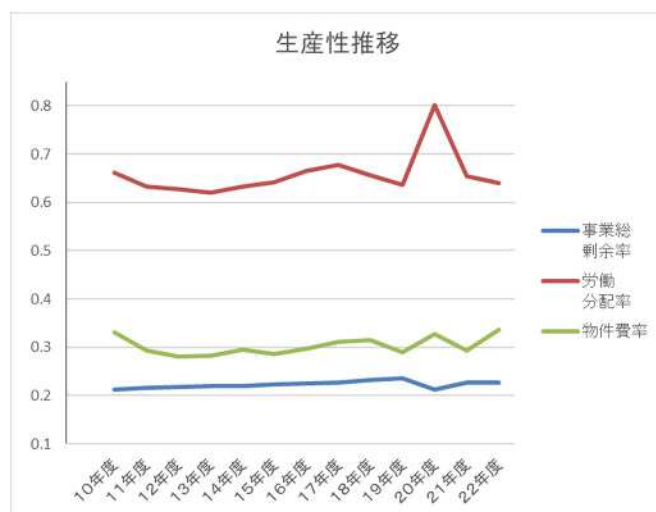
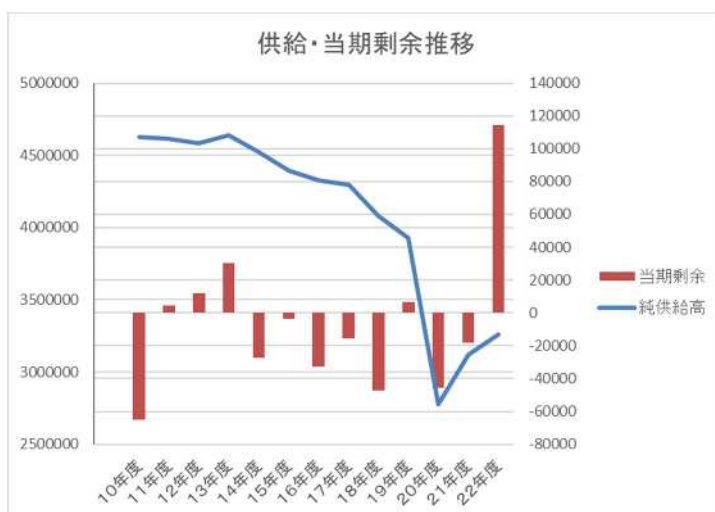
- ・ 大学に入るまでの学びの変化と保護者のICTに関する意識の変化
- ・ 就職活動・就職自体への不安、公務員人気

(2) 環境を認識した上での想定や検討事項

- ・ 東海国立大学機構のデジタルユニバーシティ構想との関係で、学生教職員へのICTに関わるサポート業務の拡大(獲得)、店舗利用・公費利用との関係での職域の考え方の整理や岐阜大生協との関係を検討する必要があります。また機構の運営コスト削減の流れへの対応が求められることも想定されます。
- ・ デジタルユニバーシティ構想含め、機構・大学の方針・ビジョンを常に捉えることを引き続き重視します
- ・ 地域創生が掲げられ、生協としての活動の場を組合員とともに地域に広げていくこと、社会的な活動の広がりも想定できます。そして組合員の活動の場、人とつながり成長に結びつく場面を学内のみならず地域に広げていくことが大きな意味を持ちます。
- ・ 留学生の増加に伴い、食生活含めた生活面でのサポートは留学生本人そして大学からも必然的に求められ、店舗運営・広報宣伝活動での英語対応強化の必要度は増大します。
- ・ 学内人口は2019年度には戻らないと考え、2023年春に客数2019年度比85%~90%と想定し事業を組み立てる必要がありますが、労働単価が上昇することは目に見えているので、より一層の生産性の向上が必要となります(稼働時間コントロール、自動化、無人化)。
- ・ 生協職員の産休・育休取得の事例は発生することが予想される中での職場の運営は人員減の観点での対策が不可欠となります。
- ・ 社会環境が変わることでの組合員の購買行動の変化やDXの広がりの中で、生協職員は変化を捉えた対応力強化、組織としてのマーケティング力の向上が必要です。
- ・ 大学に入るまでの学生の学びの変化、身につけているスキルの変化を捉えたうえで、新入学時そして大学4年間で提供するモノ、成長を促すコトが適切なのかを見極め、事業化を進めていかねばなりません。
- ・ PCの実質必携化の中での学生のデバイス活用の工夫を捉え、より便利で学びが深まる学修提案の追及を継続します。
- ・ とりわけ電子教科書・教材をはじめとしたICT技術の活用について、調査活動による実態把握と学習効果の検証をもとにして新たな学び方の提案を行います。
- ・ 保護者の可処分所得の減少、学生本人も収入が減ってくることが想定される中で、価格に対する評価は一層シビアになる可能性があります。

(3) 名大生協の現状(供給・損益)

年度実績	純供給高	供給剰余	事業総剰余	人件費計	物件費計	分担費	事業剰余高	経常剰余	当期剰余	累積剰余
10年度	4,625,755	931,578	984,734	651,930	325,506	96,654	-89,356	-64,811	-65,371	253,347
11年度	4,615,071	939,121	1,000,584	633,210	294,122	96,654	-23,402	-3,911	4,663	258,009
12年度	4,585,951	934,955	1,001,649	628,858	281,078	96,654	-4,928	11,312	12,111	270,121
13年度	4,641,215	949,201	1,020,697	632,767	288,116	96,587	3,227	25,615	30,275	300,396
14年度	4,523,357	929,639	994,401	630,215	292,934	92,114	-20,861	-3,924	-27,245	273,151
15年度	4,391,552	911,022	980,035	628,813	280,859	90,127	-19,764	-4,579	-3,613	269,537
16年度	4,328,674	904,134	972,769	647,223	289,252	90,480	-54,187	-39,054	-32,857	236,680
17年度	4,294,117	903,816	974,835	661,121	302,927	86,564	-75,778	-59,827	-15,704	220,976
18年度	4,078,446	884,099	950,584	622,974	299,029	87,678	-59,096	-40,491	-47,106	173,870
19年度	3,927,525	849,342	925,917	589,183	267,666	90,366	-21,299	30	6,374	180,244
20年度	2,777,706	505,348	591,692	473,907	194,150	91,499	-167,865	-142,471	-45,910	134,334
21年度	3,118,641	620,500	709,759	464,203	207,761	70,635	-32,840	-18,562	-18,353	115,981
22年度	3,260,235	630,658	741,881	475,267	249,857	70,910	-54,152	-38,890	114,477	230,458



- ① 供給高(売上)は減少傾向です
 - ・ 文具 ▼(店舗売りの減少)
 - ・ 情報機器 △(新学期 PC・公費利用の伸び)
 - ・ PCソフト △(Microsoft 包括ライセンス→2021 年度で終了)
 - ・ CVS食品 ▼
 - ・ 食堂 △(食堂パスの伸長)
 - ・ 書籍 ▼(店舗・教科書ともに減少)
 - ・ 自主講座 △(オリジナル公務員講座伸長)
 - ・ 自動車学校 ▼やや減少
 - ・ 海外旅行・国内旅行 ▼コロナ禍以降激減

- ② 生産性はコロナ禍以降、改善傾向です
 - ・ 事業総剰余率(粗利益+手数料)は改善傾向
 - ・ 労働分配率(事業総剰余率に占める人件費)は 2020 年度を底にして改善
 - ・ 物件費率(事業総剰余に占める物件費)は 2022 年度に新システムへの投資

- ③ 2014年度以降当期剰余で赤字が続いていましたが、2019年度売り上げは減少している中でも剰余率と経費の適正化がすすみ、スリムな経営体質へと改善がすすみました
- ④ 2020年度は新型コロナウイルスが事業経営への甚大な影響を及ぼしました
- ・ 供給構成比の変化(店舗・食堂供給の大幅な減少、新学期事業・公費構成比の増加)
 - ・ 店舗営業縮小によるパートシフトの激変
 - ・ 営業していないことによるコストの減少、システム費(固定)比率の増加
 - ・ 雇用調整助成金等の助成金の活用で当期剰余は4,591万円の赤字
- ⑤ 2021-2022年度供給高は着実に回復しています
- ・ 公費供給の増加
 - ・ 内製弁当の強化と冷凍弁当の新規開発によるテイクアウト事業の拡大と登校率の回復によるイートインの増加

(3) 名大生協の現状(財務)

(千円)	2014年度末	2015年度末	2016年度末	2017年度末	2018年度末	2019年度末	2020年度末	2021年度末	2021年度末
流動資産	1,345,907	1,286,592	1,193,860	1,368,186	1,169,040	1,307,723	1,235,240	1,407,458	1,461,994
現預金	811,410	751,459	666,688	819,568	591,962	726,133	725,517	827,148	872,115
前渡金	0	0	0	0	58,877	28,570	0	0	0
固定資産	405,465	400,992	407,749	400,316	394,540	319,069	330,381	327,743	318,854
流動負債	684,763	652,582	656,211	834,717	712,884	815,222	826,552	939,456	977,096
固定負債	309,858	282,574	288,290	295,825	261,440	216,016	200,587	271,774	157,576
組合員資本	756,751	752,427	657,108	637,959	589,255	595,554	538,481	523,970	646,175
出資金	483,600	482,890	420,427	416,983	415,386	415,310	404,147	407,990	415,716
剰余金	273,150	269,537	236,680	220,976	173,869	180,244	134,334	115,980	230,458
現預金比率(%)	118.4	115.1	101.5	98.1	83.0	89.0	87.7	88.0	89.3
当座比率(%)	156.7	154.9	141.7	131.4	119.4	118.0	114.2	114.5	122.9
流動比率(%)	196.5	197.1	181.9	163.9	163.9	160.4	149.4	149.8	149.6
固定比率(%)	53.5	53.2	62.0	62.7	66.9	53.5	61.3	62.5	49.3
自己資本比率(%)	43.2	44.5	41.0	36.0	37.6	36.6	34.3	30.1	36.3

- ・ 現預金比率は2014年度以降は悪化しているが、赤字決算が続いていたため剰余金が減少していることが原因
- ・ 保有現金は2014年度末8.1億円、2021年度商工中金からの借り入れ1.5億円により2021年度末8.2億とやや増加
- ・ 資金面での懸念事項は現段階では無く、自己資本比率・現預金比率からも財務は比較的安定している

(4) 名大生協の現状(施設・設備) ★印のものがその店舗の最後の改装

	店舗	内容
1993年	フレンドリー南部	オープン
1995年	★レストラン花の木	オープン
1999年	理系ショップ	オープン
2003年	★IBカフェ	オープン
2006年3月	★ブックスフロンテ、カフェフロンテ	建物及び附属設備
2006年9月	★ダイニングフォレスト	厨房設備及び備品
2007年9月	★北部厚生会館1階	建物付帯設備、レジ・棚・ショーケース他
2007年9月	パンだがや	建物付帯設備
2008年3月	ブランゾ	建物付帯設備・冷蔵設備工事・棚他
2009年11月	★医学部購買	内装工事・冷蔵設備工事他
2010年3月	★南部食堂	厨房機器・換気ダクト等負担金
2010年4月	★医学部食堂	厨房機器
2013年3月	ラボショップ	内装工事・冷蔵設備工事他
2013年4月	★大幸購買	床張り工事
2014年9月	南部購買	内装工事・冷蔵設備工事他
2014年9月	南部厚生会館	1,2階空調更新、エントランスホール、トイレ改修工事
2015年4月	大幸キャンパス厚生会館食堂厨房	エアコン設置工事
2015年8月	理系ショップ	内装・冷蔵設備工事方
2015年8月	南部厚生会館	階段シャッター取替・階段室店舗塗装工事
2015年9月	★ラボショップ	内装工事・冷蔵設備工事他
2016年9月	★ブランゾ	内装工事・カウンター・冷蔵設備
2016年9月	★パンだが屋	内装工事・電源工事・ドア取替、木工事・厨房機器
2016年11月	★北部食堂	椅子机、下膳口工事、井コーナーカウンター・冷蔵設備
2018年9月	フレンドリー南部	井テイクアウト 厨房機器
2018年9月	★南部厚生会館2階	解体・電気工事他、書籍什器・木工什器
2021年3月	★フレンドリー南部	洗浄室を盛付室に改修

- ・ 最終の改修から10年以上経過しているものが半数以上
- ・ 食堂厨房機器の老朽化もすすんでいます

(5) 名大生協の現状(組合員組織)

【学生委員会】

① 活動の現状

- ・ 新入生歓迎企画(対面新歓企画・オンライン企画・教科書販売ガイダンス)
- ・ 総代活動(総代 meeting/SS・班活動)
- ・ 共済活動(現状は機関誌のみ)
- ・ Me～diaの作成・発行・配布
- ・ オープンキャンパス対応

② 特徴と課題

- ・ 生協や民主主義の原理原則へのこだわり
- ・ 総代 meeting 等を通じての「自分たちの困りごと」を解決する力
- ・ Me～diaの配布数の縮小

【院生委員会】

① 活動の現状

- ・ 2022年度で院生委員が不在

② 特徴と課題

- ・ 2021年度まで外部進学メンバー中心の活動、内部進学への広がり課題
- ・ 学生委員や ReNU 進学組との連携も必要
- ・ 店舗運営の要望等、改善への連携

【留学生委員会】

① 活動の現状

- ・ 名大留学生会 (NUFSA) や大学留学生支援窓口と協力しての活発な企画実施

② 特徴と課題

- ・ 学生委員会・院生委員会との連携
- ・ 店舗・商品に関わる活動の強化

【教職員委員会】

① 活動の現状

- ・ 「かけはし」の発行と組合員懇談会が中心
- ・ これまではそれ以外に、「ビアガーデン」や「金曜サロン」などのイベントや新入職員向けの生協説明会も行っていった

② 課題

- ・ 今後の委員の拡大
- ・ アフターコロナを見据えた計画の検討
- ・ 「かけはし」の内容や形式の精査・検討: 作成への多様な教職員の参加が課題

4. 名大生協のミッション

(1) 設立趣意書より

戦後の極端なインフレと食糧難の中で生活擁護の組織として成立をみた名古屋大学協同組合も、名古屋医学部、理工学部、八高、名経専、等において各単協として成立をみたときから数えれば十年を経過しています。昭和二十七年十一月、朝鮮動乱直後の高物価とインフレの中で統一組織体となり今日の協同組合の地歩をきづいてからでも、八年を迎えます。

此間紆余曲折はありましたが、全体として協同組合の事業量は増大の一途をたどり、色々と欠陥や問題を内包しながらも可能な範囲に於て、学生生活の経済文化面に於ける改善向上に努力を傾けて来ました。そして学舎統合計画の一環として学生会館が来春竣工を予定されるに至って、私たちの運動は新しい段階にはいろいろとしています。

これによって協同組合が学生生活の向上に貢献しうる可能性が飛躍的にたかまると共に、

一、基本組織の未確立と

二、教職員層の要求に応じえない事業規模のせまさとを、克服する保障がありうるからです。これらの可能性を十分に生かすためには、なによりも

まず、組合の経営の基礎を確立して、広く教職員及び学生の信頼を獲得しなければなりません。そういう方向への前進の第一歩として、まず組合を法人化し、それによって協同互助の精神に基づく自主組織を、法の保護と規制のもとに、民主的に運営するという規律を樹立したいと思ひます。

以上が法人化の設立を発起した趣意であり、全大学教職員、学生各位の積極的な賛同をこうゆえんであります。

(2) 名大生協のミッション(2024年度に向けてのミッション)

※ 設立趣意書で掲げている「協同互助の精神に基づく自主組織」として民主的運営を大切にしながら、以下のあるべき姿をこの中期計画執行期間中に作り上げます

- ① 平和憲章のある大学として、勇気ある知識人の育成支援を通じての魅力ある大学づくり、社会づくりへ貢献します【学生の成長、魅力ある大学・社会づくり】
- ② 組合員が学内外の様々な形でつながり、つながりの中での組合員どうしの協同により、充実したキャンパスづくりをすすめます【キャンパスコミュニティの充実】
- ③ 東海国立大学機構での最先端・先進的な研究を、商品・サービス・サポートを通じて多面的に支援します【研究への支援】

※ 以下のアクションプランの実践を通じて、総合的・複合的に上記ミッションの実現を行います

5. 2024年度までの数値目標

(1) 2022年度(済)

※ 現POSシステムの大半が償却終了となるため負担軽減となります

※ 供給高 32 億(主に公費での供給増を計画します)を必達とします

※ 経常剰余は新システムNR-G導入費用を除いて収支均衡とします(NR-G費用約 2,900 万円)

※ 長久手アパートの売却益で当期剰余は黒字に転換を想定します(売却益は 1 億の見込み)

- ・ 長久手アパート(土地・建物)の売却により家賃等 45 万円/月の収入減となります

(2) 2023年度

※ 新北部厚生会館への初期投資の年度(初年度投資損益上 約 1 億円)となります

※ 任意積立金 7,700 万円、施設改善開設準備金 4,000 万円を取り崩します

※ 現基幹システムP2Kのランニングコスト(保守料等 83 万円/月)がなくなります

※ 供給高 33 億(新北部厚生会館初年度での供給増、公費・食事業全般)を目指します

※ 物件費の影響で経常剰余・当期剰余ともに赤字予算とします

(3) 2024年度

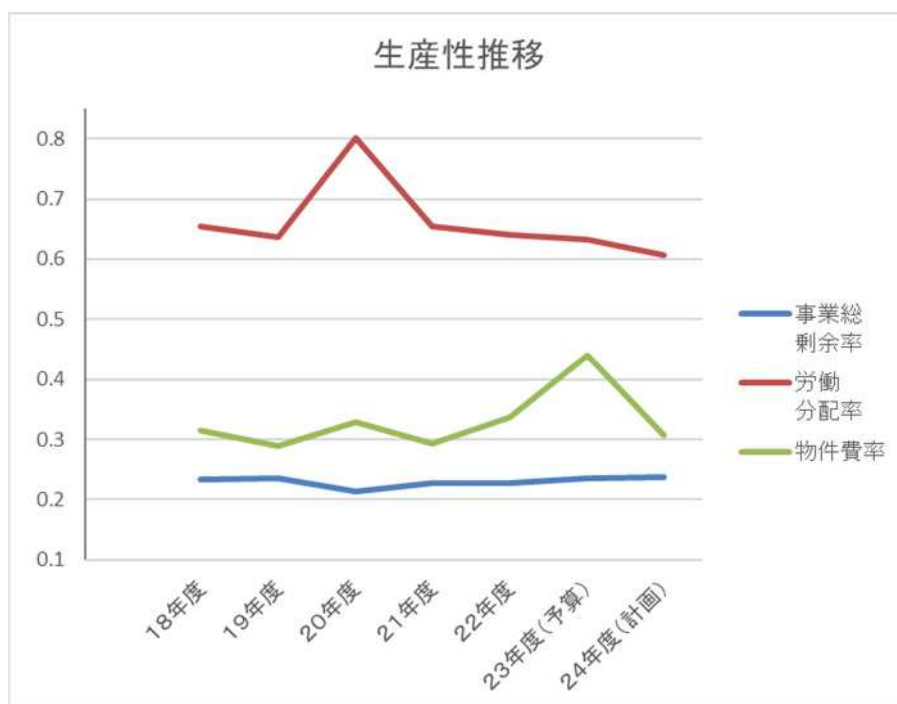
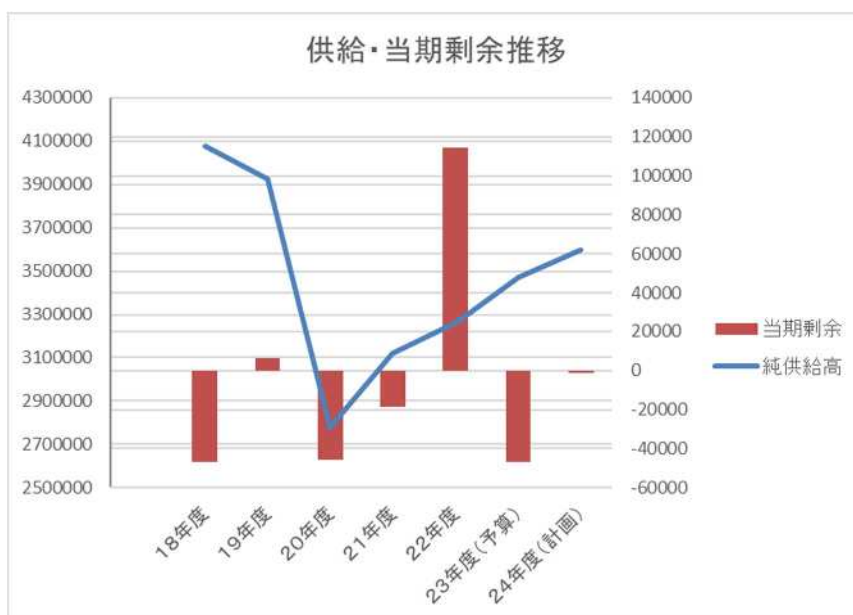
※ 中期計画最終年度に供給高 34 億を目指します

※ 経常剰余で新北部厚生会館への投資分を除いて経常剰余で供給高対比1%の黒字を目指します

※ 職員の一時金水準を2019年度レベルまで回復させます

(4) 2022年度-2024年度経営数値目標推移

年度実績	純供給高	供給剰余	事業総剰余	人件費計	物件費計	分担費	事業剰余高	経常剰余	当期剰余	累積剰余
18年度	4,078,446	884,099	950,584	622,974	299,029	87,678	-59,096	-40,491	-47,106	173,870
19年度	3,927,525	849,342	925,917	589,183	267,666	90,366	-21,299	30	6,374	180,244
20年度	2,777,706	505,348	591,692	473,907	194,150	91,499	-167,865	-142,471	-45,910	134,334
21年度	3,118,641	620,500	709,759	464,203	207,761	70,635	-32,840	-18,562	-18,353	115,981
22年度	3,260,235	630,658	741,881	475,267	249,857	70,910	-54,152	-38,890	114,477	230,458
23年度(予算)	3,471,806	724,039	816,090	515,838	359,700	74,022	-133,802	-125,402	-47,068	183,390
24年度(計画)	3,600,000	766,800	853,200	517,544	261,667	74,022	-33	9,967	-966	182,424



6. 具体的なアクションプラン

(1) 事業面でのアクションプラン

- ① 食事業での多様な提供方法・業態を検討・具体化・執行し、かつ生産性の向上を追求した運営を行います
 - ・ 組合員満足度を高め、かつ利用分散を図るために Mei-dining・彩の業態または提供メニューの差別化を検討し、執行を行います
 - ・ あらためて食堂ホールを組合員どうしのコミュニティの場として位置づけ、ふさわしい食空間を作り上げます
 - ・ 2021年度スタートしたクックフリーズの活用をすすめ、より組合員満足の高いメニュー造成、より生産性が高まる食堂運営をすすめます

 - ・ 東海国立大学機構プラットフォームの完成により、想定される学内導線も見据え、IBカフェ・新北部厚生会館でのテイクアウト事業の必要な見直しを行います
 - ・ 内製弁当の容器については脱プラスチック容器の追求を行います

- ② とりわけ理系地区・大幸地区での営業時間延長の要望、や本部棟付近での利便性への要望に応えるため、長時間営業無人店舗の出店を実現します
 - ・ ラボショップ・理系ショップ・大幸購買にて、これまで営業できなかった時間帯での無人店舗化営業を研究・実現します
 - ・ 大学との関係で本部棟付近での無人店舗設置の折衝を行い、現組合員の満足度の向上と主に職員の加入率アップを図ります
 - ・ 東海国立大学機構プラットフォームでの出店も視野に入れ、ふさわしい提供形態、提供商品の研究を行います

- ③ 供給の大きな柱である公費利用をシステム・直接営業の強化の両面をすすめることで利用拡大を図ります
 - ・ 岐阜大との公費システム共同提案(物品調達・会計連動)の準備を進め、大学業務の合理化・利便性の高次化による公費利用の拡大を図ります
 - ・ 直接の営業活動の強化により、真の「御用聞き」としての存在を高めます

- ④ ひとり暮らし新入生・卒業生の生活支援を強化します
 - ・ 新入生斡旋の強化をすすめ、シェア5割を獲得します
 - ・ 卒業生の動向を調査し、どの時期にどのような方法で情報提供が適切かを見極めながら東海圏内への就職者へのすまい斡旋を行います
 - ・ ひとり暮らし4・6年間での食のサポート事業にチャレンジし、保護者との関係で安心を提供できる見守り事業の研究を行います
 - ・ ひとり暮らしにおいて、学年ごとの生活変化をとらえた事業の調査・研究をすすめます

- ⑤ 学び方の変化への対応として、PCをはじめとする教材デバイスのシェア拡大と電子書籍コンテンツの普及をすすめます
 - ・ 新入学時のPC販売は新入生のシェア60%を目指します
 - ・ 入学後の ICT 活用の実態把握を経年で言い、在りたい姿の学修スタイルを常に明確にし、

そのスタイルに合わせた学びの提案を行います

- ・ 使用実態を広くアンケートで捉え、かつ座談会等で深くとらえる中で、学年ごとの使用実態に寄り添った活用提案を行います
- ・ 大学院進学時を学修の大きな切り替え時期と位置づけ、デバイスの新規・買い替え提案を行います

⑥ キャリア事業での既存事業の強化を通じて事業としての基盤を固め、新規事業へのチャレンジで新たな学生の学びと成長に貢献します

- ・ 名大生入門講座を4・6年間の絵を描き、基礎スキル習得と個々人の成長に関わるコンテンツを発信する場と位置づけ、卒業までキャリア形成支援事業への参加をサポートします
- ・ 学内公務員講座を効果的にオンラインと対面を組み合わせることで質の強化を図り、合格率と受講者への寄り添うことでの評価をもとに受講者数の確保をすすめます
- ・ 既存オンラインコンテンツではターゲット・得られるものを明確にしたプロモーションの強化を図ります
- ・ アフターコロナを見据えた新規学び事業の名大生協での創造にチャレンジします

⑦ 生協経営を大きく支える新学期事業において、利用拡大と生産性の両面を追求します

- ・ 投下している人件費・広報費の精査を行い、コストの最適化を図ります
- ・ 2022年度導入の新基幹システムNR-G(以下、NR-G)の活用研究とWEB・冊子での申し込み導線の見直しを図り、利便性の向上をすすめます
- ・ 入学準備段階から入学決定の場面の間に保護者とのつながりを作る場面を無数に作り、必要な情報提供の方法の精査と執行の徹底を図ります

⑧ 学生総合共済を「私たちの共済」と位置づけ、学生の成長を育む事業・活動を推進します

- ・ 加入・給付・報告・予防の4本柱を軸とした共済活動を推進します
- ※ 加入については大学との協力関係をより強固にしなが、入学時での加入案内の強化をすすめます
- ※ とりわけ学生支援課・学生支援本部への報告活動を強化し、学生の現状をふまえた学生生活の支援を進めます
- ※ 給付審査会を立ち上げ、日常的に学生の病気・ケガの背景や傾向を捉え予防提案活動に生かします
- ※ 新北部厚生会館において、店舗内に設置する組合員コーナーでの情報発信の強化と相談しやすい給付窓口を追求します
- ※ Me-diaを中心とした広報宣伝物や各種取り組みを通じての事故・病気予防提案を強化します

⑧ 総務経理業務について、NR-G導入のタイミングで地区内での業務の変革に合わせ、より効率的な業務への検証をすすめます

(2) 投資面でのアクションプラン

- ① 新北部厚生会館の立ち上げまでのプランニングの後、利便性・生産性の向上のための微修正を継続して行います
 - ・ 利用動向と組合員ニーズ、従業員の業務導線などを捉え、必要な微修正を行います
- ② 施設への投資・改装の過去の経過から改修が必要な店舗・食堂の優先順位を設定し、改修・回収計画を立案します
 - ・ 以下については計画を具体化し、その他施設についての検討をすすめます
 - 1) ラボショップと大学本部周辺での無人店舗展開計画
 - 2) 大幸購買・食堂の一体運営計画
 - 3) Mei-dining・彩のそれぞれの個性化・差別化とカウンター周りの改修
 - 4) フォレストの老朽化への対応と席数増のための改装
- ③ 投資のための財務の強化として、名大生協が所有する長久手賃貸アパートの売却を行います

(3) 組織面(組織委員会、生協職員組織、その他)でのアクションプラン

- ① 学生委員会
 - ・ 毎年の新入生学生委員の獲得を行い、ありがたい学年ごとの成長の軌跡を学生委員会とともに設定します
 - ※ 新入生歓迎企画の実施とその中で学生委員会の魅力が伝わる、ステキな先輩の存在が感じられるよう準備を進めます
 - ※ つながりづくりにとどまらず、作ったつながりで何を行うのか、何を実現するのかを明確にできる学生委員会内での討議を行います
 - ※ 上記の実践を通じての学生委員会の拡大をすすめていきます
 - ※ 連帯の場での他大学学生委員会との学び合いや交流を通じて学生委員会活動の活性化をすすめます
 - ・ 組合員自身の手で実現実感を得る総代活動の活性化をすすめます
 - ※ 店舗での組合員ニーズに沿った品ぞろえや利用拡大の企画の実施など実現実感の場面の設定を行います
 - ※ 「知り、知らせ、考え、話し合う」ことを主軸に社会に目を向ける活動を展開し、組合員自身が共感の広がりが実感できる場面を作ります
- ② 院生委員会
 - ・ 内部進学者の委員の拡大、とりわけ学生委員会からの連携をすすめます
 - ・ 新学期時期での外部進学者の不安解消の取り組みと内部進学者とのつながりづくりの場を毎年継続的に行います
 - ・ 研究生活の中での要望を拾い出すなど、院生のニーズ発掘を活動のベースとします
 - ・ 院生交流会など他大学の院生委員会との交流をすすめます

③ 留学生委員会

- ・ 留学生同士の日常的なつながりづくりと就活にかかわる不安へ対応する取り組みをさらに活性化させます
- ・ 食堂提供メニューへのヒアリングや試食、店舗・食堂内留学生向け広報へのコミットを引き続きすすめます

④ 教職員委員会

- ・ 赴任時の新入職員向けの説明会を2023年度春を目標に再開します
- ・ 建物別組合員懇談会など教職員組合員のニーズを捉える取り組みを旺盛に行います
- ・ かけはし再検討プロジェクトを実施します

※ 上記4組織委員会の交流の場面を設定し、その活動の認知・連携の模索をすすめます

⑤ 組織委員会を通じて、学内でのユニセフ活動をあらためて推進し、世界の子どもたちの権利を守る取り組みを学内に広げます

- ・ ユニセフ募金を、より多くの組合員が世界の子どもたちの支援にかかわる場面と位置付け、広報を強化します
- ・ 愛知県ユニセフ協会の学生ボランティア組織づくりに関わり、学習や交流会の場面を創出します
- ・ ユニセフ活動を通じて持続可能な開発目標(SDGs)のさらなる啓発・促進を行います

(4) 人材育成面でのアクションプラン

① 東海地域内中期計画で掲げる「期待される3つの生協職員像」を定義し、中期計画の実践を通じて生協役職員の成長と協同を育みます

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1) 協同の精神を持ち、学生の成長を心から願い、多様なステークホルダーと共に学生を主役にした事業を形にできる生協職員2) 既存事業の継続的な発展をめざすと同時に、過去の枠組みにとらわれず、新しい分野で、新しい事業への挑戦ができる生協職員3) 職務や役割に応じた知識・技術を身に付け、数々の体験を積み、環境の変化と多様性に満ちた組合員・大学の要望に柔軟に応えることのできる生協職員 |
|---|

② 正規職員の仕事の重点は「事業推進マネジメント」と位置づけ、職務要件との関係での評価活動・育成をすすめます

- ・ 専務補佐は次期幹部候補として、役員と一体となって経営改善・事業推進を担うことを職務・職責とします
- ・ 専務補佐のマネジメントの下でBPポストを設定し、管轄する分野での事業推進を担うこととします
- ・ 店長の職務要件を「事業推進+店舗マネジメント」とし、以下の重点課題のいずれかを担う

ものとして

「食品・FS事業」／「勉学教育・学び支援事業」／「公費・外販事業推進」／「一人暮らし学生支援事業」

- ・ 新人配置については、東海地域内での採用計画と連動し、その情勢下に対応して名大生協内での新人育成を行います
- ③ 地区内で設計するパート職員のキャリアパス制度に基づき、パート職員の育成をすすめ、店舗基礎力の向上をすすめます
- ・ 専門性の低い一般的な分野についてはパート職員で運営可能なスタイルを構築します

第4号議案

監事監査規則改定の件

現行の監事監査規則を2014年に大学生協連から提供された「大学生協向け監事監査規則の参考例」にあわせることと、2021年に生協法改正により法令の条番号を参照している部分の修正を行いました。

定款 35 条12項では、「監査についての規則の設定、変更及び廃止は監事が行い、総代会の承認を受けるものとする」とありますので、監事が決めた改正について本総代会でご承認をお願いします。

本議案について、本旨に反しない範囲での字句等の修正を理事会に一任願います。

◇監事監査規則新旧対照表

改定案	現行
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条 <u>この規則は、法令及び定款の規定に基づき、名古屋大学消費生活協同組合(以下「組合」という。)の監事の監査に関する基本事項を定めるものである。</u></p> <p>(監事の責務) 第2条 監事は、組合員の付託を受けた独立の機関として理事の職務の執行を監査することにより、<u>持続的な発展を可能とする組合の健全な運営と社会的信頼に</u>応えるガバナンスを確立する責務を負う。</p> <p>(監事の職務) 第3条 <u>前条の責務を果たすため、監事は、理事会その他重要な会議への出席、理事及び職員等から受領した報告内容の検証、組合の業務及び財産の状況に関する調査等を行い、理事又は職員等に対する助言又は勧告等の意見の表明、理事の行為の差止めなど、必要な措置を適時に講じなければならない。</u></p> <p>(監事の心構え) 第4条 <u>監事は、独立の立場の保持に努めるとともに、法令及び定款並びにこの規則を遵守し、組合及び組合員、その他の利害関係者のために常に公正不偏な態度をもって、その職務を執行しなければならない。</u></p> <p>2 監事は、職務上知り得た重要な情報を、他の監事と共有するよう努めなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条 本規則は、法令及び定款の規定に基づき、<u>監事の組合の監査に関する基本事項を定めるものである。</u></p> <p>(監事の職責及び基本姿勢) 第2条 監事は、組合員の付託を受けた独立の機関として理事の職務の執行を監査することにより、<u>持続的な発展を可能とする組合の健全な運営と社会的信頼を確保するよう努めなければならない。</u></p> <p>2 前項の責務を果たすため、監事は、理事会その他重要な会議への出席、理事及び職員等から受領した報告内容の検証、組合の業務及び財産の状況に関する調査等を行い、理事又は職員等に対する助言又は勧告等の意見の表明、理事の行為の差止めなど、必要な措置を適時に講じなければならない。</p> <p>3 監事は、独立の立場の保持に努めるとともに、法令及び定款を遵守し、組合及び組合員、その他の利害関係者のために常に公正不偏な態度をもって、その職務を執行しなければならない。</p> <p>4 <u>監事は、監査を実施するために必要な知識及び技術の習得に常に努めなければならない。</u></p> <p>5 <u>監事は、適正な監査視点を形成するために、経営全般の見地から経営課題についての認識を深め、経営状況の推移と組合をめぐる環境の変化を把握するよう努めなければならない。</u></p> <p>6 監事は、職務上知り得た重要な情報を、他の監事と共有するよう努めなければならない。</p> <p>7 監事は、監査意見を形成するにあたり、</p>

<p>3 監事は、その職務の遂行上知り得た情報の秘密保持に十分注意しなければならない。</p> <p>(監事会の設置)</p> <p>第5条 監事は、監査に関する相互の情報の共有、意見の調整及び必要な事項を<u>審議又は決定するために監事会を置く</u>。ただし、監事会は、各監事の権限の行使を妨げることはできない。</p> <p style="text-align: center;">第2章 監事の職務</p>	<p><u>よく事実を確かめ、判断の合理的根拠を求め、その適正化に努めなければならない。</u></p> <p>8 監事は、その職務の遂行上知り得た情報の秘密保持に十分注意しなければならない。</p> <p>(監事会の設置)</p> <p>第3条 監事は、監査に関する、相互の情報の共有、意見の調整及び必要な事項を<u>協議するために監事会を置く</u>。ただし、監事会は、各監事の権限の行使を妨げることはできない。</p> <p style="text-align: center;">第2章 監事の職務及び権限</p> <p>(職務及び権限)</p> <p>第4条 監事の職務及び権限は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>消費生活協同組合法(以下「生協法」という。)第30条の3に定められた理事の職務の執行の監査及び監査報告書の作成に関する事項、その他の事項</u></p> <p>(2) <u>生協法第31条の3に定められた理事が理事の損害賠償責任を免除する議案を総代会に提出するときの同意に関する事項</u></p> <p>(3) <u>生協法第31条の6に定められた役員の責任を追及する訴えにおいて、組合が理事等を補助するため、責任追及等の訴えに係る訴訟に参加する場合の同意に関する事項</u></p> <p>(4) <u>生協法第31条の7に定められた決算関係書類等の監査及び監査報告書の作成に関する事項</u></p> <p>(5) <u>生協法第33条、第36条及び第47条の2に定める理事の職務を行う者がいないとき又は組合員の総代会招集請求に際し、理事が正当な理由がなく総代会の招集手続を行わないときの招集に関する事項</u></p> <p>(6) <u>その他法令及び定款に定める事項</u></p> <p>(兼職の禁止)</p> <p>第5条 監事は、次の者と兼ねてはならない。</p> <p>(1) <u>組合の理事</u></p> <p>(2) <u>組合の子会社の取締役又は使用人</u></p>
---	--

<p>(理事会他重要な会議への出席)</p> <p>第6条 監事は、理事会に出席し、必要に応じ報告を行い、又は意見を述べなければならない。</p> <p>2 監事は、前項以外の重要な会議に出席し、必要に応じ報告を行い、又は意見を述べることができる。</p> <p>(監査方針及び監査計画等)</p> <p>第7条 監事は、<u>内部統制システムの構築・運用の状況にも留意して、重要性、適時性その他必要な要素を考慮して監査方針を立てた上で、監査対象、監査の方法及び実施時期を監査計画として適切に選定し作成するよう努めるものとする。</u></p> <p>2 <u>監査方針及び監査計画を作成した場合、監事は代表理事及び理事会に説明するものとする。</u></p> <p>(監事監査の実効性を確保する体制)</p> <p>第8条 監事は、<u>監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に執行するための体制の確保に努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の体制を確保するため、監事が必要と考えたときは、理事又は理事会に対して、次に掲げる事項に関する必要な協力を要請するものとする。</u></p> <p>(1)<u>理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制</u></p> <p>(2)<u>その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制</u></p> <p>(総代会提出議案・書類等の調査)</p> <p>第9条 監事は、生協法第30条の3第3項において準用する会社法第384条の定めるところにより、理事が総代会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。</p> <p>2 前項の調査により、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総代会に報告しなければならない。</p> <p>(監査費用)</p> <p>第10条 監事は、その職務執行のために必要</p>	<p>(理事会他重要な会議への出席)</p> <p>第6条 監事は、理事会に出席し、必要に応じ報告を行い、又は意見を述べなければならない。</p> <p>2 監事は、前項以外の重要な会議に出席し、必要に応じ報告を行い、又は意見を述べることができる。</p> <p>(監査計画)</p> <p>第7条 監査計画は、<u>毎事業年度の初めに、第11条で定める特定監事または監事会で定める監事が立案し、監事会の協議を経て監事が決定する。</u></p> <p>2 <u>実施計画の作成に当たっては、重要性及び適時性を考慮した上で監査対象を選定し、効率的な監査が実施できるよう配慮しなければならない。</u></p> <p>(総代会提出議案・書類等の調査)</p> <p>第22条 監事は、生協法第30条の3第3項において準用する会社法第384条の定めるところにより、理事が総代会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。</p> <p>2 前項の調査により、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総代会に報告しなければならない。</p>
--	--

<p><u>と認める費用について、組合に請求することができる。組合は、その費用が監事の職務執行に必要でないことを証明した場合を除いて、これを拒むことができない。</u></p> <p><u>2 監事は、あらかじめ監査費用の予算を計上するよう努めるとともに、その支出に当たっては、効率性および適正性に留意しなければならない。</u></p> <p>(過半数同意事項)</p> <p>第 11 条 次に掲げる事項の決定は、監事の過半数の同意によって行う。ただし、各監事の権限の行使を妨げない。</p> <p>(1) <u>第 7 条に定める監査方針、監査計画</u></p> <p>(2) <u>第 8 条第 2 項に定める監査の実効性の確保に関する理事又は理事会への協力の要請の内容</u></p> <p>(3) <u>第 10 条第 2 項に定める監査費用の予算</u></p> <p>(4) <u>監事による総代会の招集に関する事項</u></p> <p>(5) <u>監査についての規則等の設定、変更又は廃止</u></p> <p>(6) <u>監査に関する基準の設定、変更又は廃止</u></p> <p>(7) <u>特定監事及び監事会議長の互選</u></p> <p>(全員同意事項)</p> <p>第 12 条 次に掲げる事項の決定は、監事全員の同意を得なければならない。</p> <p>(1) <u>理事の責任の一部免除に関する議案を総代会に提出することに対する同意</u></p> <p>(2) <u>組合員による役員の責任を追及する訴えにおいて、組合が被告理事側に補助参加することに対する同意</u></p> <p>(3) <u>組合員による役員の責任を追及する訴えにおいて、裁判所から通知された和解内容の承認</u></p> <p>(4) <u>各監事の報酬</u></p> <p>(監事会に対する報告事項)</p> <p>第 13 条 監事は、次に掲げる事項を監事会に報告するものとする。</p> <p>(1) <u>理事、内部監査部門等の職員その他のものからの重要な報告</u></p> <p>(2) <u>監事自らの職務の執行の状況</u></p>	<p>(決定に必要な同意の人数)</p> <p>第 8 条 次に掲げる事項の決定は、<u>全監事の過半数の同意を必要とする。</u></p> <p>(4) <u>監査計画の決定</u></p> <p>(1) <u>監事による総代会の招集に関する事項</u></p> <p>(2) <u>監査についての規則等の設定、変更又は廃止に関する事項</u></p> <p>(3) <u>特定監事及び監事会議長の互選</u></p> <p>2 次に掲げる事項の決定は、監事全員の同意を必要とする。</p> <p>(1) <u>理事の損害賠償責任免除に関する事項</u></p> <p>(2) <u>役員の責任を追及する訴えにおいて、組合が理事等を補助するための訴訟参加に関する事項</u></p> <p>(3) <u>監事の報酬に関する事項</u></p>
--	---

<p style="text-align: center;">第3章 監事会</p> <p>(監事会の構成) 第14条 監事会は<u>監事全員</u>をもって構成する。</p> <p><u>(監事会の職務)</u> 第15条 監事会は次に掲げる職務を行う。 (1) <u>監事の職務の遂行に関する重要な事項についての協議（監査報告に関する協議を含む）</u> (2) <u>監事による監査権限の行使に関しない事項であって監事の合議により決すべきものの決定</u></p> <p>(議長) 第16条 <u>監事会議長（以下「議長」という。）</u>は、監事の中から互選する。 2 <u>議長は、監事会の委嘱を受けた次の事務を遂行する。ただし、議長は、各監事の権限の行使を妨げることはできない。</u> (1) <u>監事会の議題設定、意見調整</u> (2) <u>その他、この規則に定める役割</u></p> <p>(特定監事の選任等) 第17条 監事は、次に掲げる職務を行う監事（以下「特定監事」という。）を互選する。 (1) <u>各監事が受領すべき決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を理事から受領し、それらを他の監事に対し送付すること</u> (2) <u>監事の監査報告の内容を特定理事に対し通知すること</u> (3) <u>消費生活協同組合法第31条の9第5項、同法施行規則第133条第1項を踏まえ、前各号の日程について特定理事と合意すること</u> 2 <u>組合に常勤の監事をおくときは、常勤の監事が特定監事を務めるものとする。ただし、常勤の監事は、各監事の権限の行使を妨げることはできない。</u></p> <p>(開催) 第18条 監事会は、1年に2回以上開催す</p>	<p style="text-align: center;">第3章 監事会</p> <p>(監事会の構成) 第9条 監事会は、<u>監事</u>をもって構成する。</p> <p>(議長) 第10条 <u>監事会の議長は、監事の中から互選する。</u> 2 <u>議長は、監事会の議事運営と意見調整を担当する。</u></p> <p>(特定監事) 第11条 監事は、次に掲げる職務を行う監事（以下「特定監事」という。）を互選する。 (1) <u>各監事が受領すべき決算関係書類、事業報告書及び附属明細書を理事から受領し、それらを他の監事に対し送付すること</u> (2) <u>監事の監査報告書の内容を、理事会が監事に指定する理事（以下「特定理事」という。）に対し通知すること</u> (3) <u>前各号の日程について特定理事と合意すること</u> 2 <u>特定監事は、監事会の議長と兼務することを妨げない。</u></p> <p>(開催) 第12条 監事会は、1年に2回以上、定期</p>
---	--

<p>る。</p> <p>(招集者)</p> <p><u>第 19 条 監事会は、議長が招集し運営する。ただし、各監事が招集し運営することを妨げない。</u></p> <p><u>(招集手続き)</u></p> <p><u>第 20 条 監事会を招集するには、監事会の日</u> <u>の 1 週間前までに、各監事に対してその通知</u> <u>を發する。ただし、緊急の必要がある場</u> <u>合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監事会は、監事の全員の同意があるとき</u> <u>は、招集の手續を経ることなく開催するこ</u> <u>とができる。</u></p> <p><u>(監事会における協議)</u></p> <p><u>第 21 条 第 15 条第 1 号に定める重要な事項</u> <u>のうち主要なものは、この規則において別</u> <u>に定めるもののほか、次に各号に掲げる事</u> <u>項とする。</u></p> <p><u>(1) 組合員より総代会前に通知された監事に関</u> <u>する質問についての説明、その他総代会に</u> <u>おける説明に関する事項</u></p> <p><u>(2) 理事会に対する報告及び理事会の招集請求</u> <u>等に関する事項</u></p> <p><u>(3) 総代会提出の議案及び書類その他のものに</u> <u>関する調査結果に関する事項</u></p> <p><u>(4) 理事による組合の目的の範囲外の行為その</u> <u>他法令又は定款違反行為に対する差し止め</u> <u>請求に関する事項</u></p> <p><u>(5) 監事の辞任及び報酬等に関する総代会での</u> <u>意見陳述に関する事項</u></p> <p><u>(6) 組合と理事 (理事であった者を含む) 間の</u> <u>訴訟に関する事項、その他訴訟への対応に</u> <u>関する事項</u></p>	<p><u>に開催する。ただし、必要に応じて随時に</u> <u>開催することができる。</u></p> <p>(招集者)</p> <p><u>第 13 条 監事会は、議長が招集し運営する。</u> <u>2 各監事は、議長に対し監事会を招集する</u> <u>よう請求することができる。</u></p> <p><u>(監事会の協議事項等)</u></p> <p><u>第 14 条 監事会は、次に掲げる事項を協議</u> <u>する。</u></p> <p><u>(6) 監事による理事会の招集に関する事項</u></p> <p><u>(7) 理事の不正行為、法令・定款違反等に関</u> <u>する事項</u></p> <p><u>(10) 監事の報酬に関する事項</u></p> <p><u>(9) 訴訟における監事の組合代表に関する</u> <u>事項</u></p> <p><u>(1) 監査の基本方針及び監査計画の作成に</u> <u>関する事項</u></p> <p><u>(2) 子会社、関連会社等の調査に関する事</u> <u>項</u></p> <p><u>(3) 監査報告書、監査意見並びに勧告書の</u> <u>作成に関する事項</u></p> <p><u>(4) 監査についての規則の設定、変更に関</u> <u>する事項</u></p> <p><u>(5) 監事による総代会の招集に関する事項</u></p>
--	--

<p>(報告に対する措置)</p> <p><u>第 22 条 監事会は、次に掲げる報告を受けた場合には、必要に応じ、適切な対処方針等について十分な協議を行う。</u></p> <p><u>(1) 組合に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した旨の理事からの報告</u></p> <p><u>(2) あらかじめ理事と協議して定めた事項についての理事又は職員からの報告</u></p> <p>(議事録)</p> <p><u>第 23 条 監事は、次に掲げる事項を内容とする監事会の議事録を作成するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(1) 開催の日時、場所及び出席した監事の氏名</u></p> <p><u>(2) 議事の経過の要領及びその結果</u></p> <p><u>(3) 第 21 条各号及び前条各号により監事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要</u></p> <p><u>(4) 監事会に出席した理事の氏名</u></p> <p><u>(5) 監事会の議長の氏名</u></p> <p><u>2 監事が前項の議事録を作成したときは、その議事録を 10 年間主たる事務所に備え置く。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 監査業務</p>	<p><u>(8) 理事の損害賠償責任免除に関する事項</u></p> <p><u>(11) 監査費用に関する事項</u></p> <p><u>(12) その他監事会において必要と認めた事項</u></p> <p><u>2 監事は、必要に応じ監事会において、理事、職員等その他関係者から意見又は報告を求めることができる。</u></p> <p>(議事録)</p> <p><u>第 16 条 監事会は、次に掲げる事項を内容とする議事録を作成し、出席した監事がこれに署名又は記名押印するものとする。</u></p> <p><u>(1) 開催の日時及び場所</u></p> <p><u>(2) 議事の経過の要領及びその結果</u></p> <p><u>(3) 次に掲げる事項につき監事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>イ 組合に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した旨の理事からの報告</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ロ 理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した旨の公認会計士等からの報告</u></p> <p><u>(4) 監事会の出席者及び議長の氏名</u></p> <p><u>2 監事会の後に第 8 条による決定がなされたときは、その経過等を議事録に追記する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 監査業務 第 5 章 他の監査との関係 第 6 章 子会社、関連会社等の調査</p>
--	--

<p><u>(理事の職務の執行の監査)</u></p> <p><u>第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査する。</u></p> <p><u>2 前項の職責を果たすため、監事は、次の職務を行う。</u></p> <p><u>(1) 監事は、理事会決議その他における理事の意思決定の状況及び理事会の監督義務の履行状況を監視し検証する。</u></p> <p><u>(2) 監事は、理事が内部統制システムを適切に構築・運用しているかを監視し検証する。</u></p> <p><u>(3) 監事は、理事が組合の目的外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、又はするおそれがあると認めるとき、組合に著しい損害又は重大な事故等を招くおそれがある事実を認めるとき、組合の業務に著しく不当な事実を認めるときは、理事に対して助言又は勧告を行うなど、必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>(4) 監事は、理事から組合に著しい損害が発生するおそれがある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、理事に対して助言又は勧告を行うなど、状況に応じ適切な措置を講じる。</u></p> <p><u>3 監事は、前項に定める事項に関し、必要があると認めるときは、理事会の招集又は理事の行為の差止めを求めなければならない。</u></p> <p><u>4 監事は、理事の職務の執行に関して不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があると認めるときは、その事実を監</u></p>	<p><u>(監事監査基準)</u></p> <p><u>第 19 条 監査の事項は、法令又は定款もしくは本監事監査規則に定める事項のほか、日本生協連が定める生協監事監査基準による。</u></p> <p><u>(監査の実施)</u></p> <p><u>第 20 条 監事は、定期監査として監査計画に従い、組合の財産及び理事の業務執行の状況を監査しなければならない。</u></p> <p><u>2 監事は、前項の定期監査を行う他、必要と認めるときは臨時に監査を行うものとする。</u></p> <p><u>3 第 21 条・第 22 条に定める場合を除き、前 2 項による監査の結果必要と認めるときは、監事は理事会に対して、監査結果や助言等を報告するものとする。</u></p>
--	---

<p><u>査報告に記載する。その他、組合員に対する説明責任を果たす観点から適切と考えられる事項があれば監査報告に記載する。</u></p> <p><u>(会計監査)</u></p> <p>第 25 条 <u>監事は、決算関係書類及びその附属明細書が組合の財産及び損益の状況を適正に表示しているかどうかについての意見を形成するために、事業年度を通じて、理事の職務の執行を監視し検証するとともに、組合の資産・負債・純資産の状況及び収益・費用の状況について監査する。</u></p> <p>(代表理事との定期的会合)</p> <p>第 26 条 <u>監事又は監事会は、代表理事と定期的に会合を持ち、代表理事の経営方針を確かめるとともに、組合が対処すべき課題、監事監査の環境整備の状況、監査の重要課題等について意見交換を行い、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表理事との相互認識を深めるよう努める。</u></p> <p>(監査の手続き)</p> <p>第 27 条 <u>監事が監査を実施するときは、実施日時、目的、対象を明らかにして代表理事に通知するものとする。ただし、監査の内容により、特に通知する必要を認めない場合はこの限りでない。</u></p> <p>2 <u>監事は、理事に対して監査のために必要とする諸資料の提出を求めることができる。また、必要に応じて関係者に報告を求めることができる。</u></p> <p>(内部監査部門等との関係)</p> <p>第 28 条 <u>事業連合・各種内部監査・組合が提携する会計の専門家等が内部監査・会計に関する助言等を行っているときは、監事は、それらと緊密な関係を保ち、積極的に情報交換を行い、効率的な監査を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p>2 <u>監事は、事業連合・各種内部監査・組合が提携する会計の専門家等の行う監査・会計指</u></p>	<p>(代表理事との定期的会合等)</p> <p>第 15 条 <u>監事会は、代表理事と定期的に会合を持ち、組合が対処すべき課題、監事監査の環境整備の状況、監査の重要課題等について意見交換を行い、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表理事との相互認識を深めるよう努める。</u></p> <p><u>2 監事会は、代表理事及び理事会に対して、監査方針及び監査計画並びに監査の実施状況及びその結果について適宜説明する。</u></p> <p>(監査の手続)</p> <p>第 18 条 <u>監事が監査を実施するときは、実施日時、目的、対象を明らかにして代表理事に通知するものとする。ただし、監査の内容により、特に通知する必要を認めない場合はこの限りでない。</u></p> <p>2 <u>監事は、理事に対して監査のために必要とする諸資料の提出を求めることができる。また、必要に応じて関係者に報告を求めることができる。</u></p> <p>(他の監査及び専門家等との関係)</p> <p>第 23 条 <u>監事は、事業連合・各種内部監査・組合が提携する会計の専門家等と緊密な関係を保ち、積極的に情報交換を行い、効率的な監査を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p>2 <u>監事は、事業連合・各種内部監査・組合が提携する会計の専門家等の行う監査計</u></p>
---	---

<p><u>導等の計画書及び報告書等の提出を求めることができる。</u></p> <p>(子会社等の調査)</p> <p><u>第 29 条 組合に子会社等があるときは、監事は、理事及び職員等から、子会社等の管理の状況について報告又は説明を受け、関係書類を閲覧する。</u></p> <p><u>2 監事は、その職務の執行にあたり、子会社等の監査役、内部監査部門等と積極的に意思疎通及び情報の交換を図るように努めなければならない。</u></p> <p><u>3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、子会社等に対し事業の報告を求め、又はその業務及び財産の状況を調査しなければならない。</u></p> <p>(事業連合の調査)</p> <p><u>第 30 条 監事は、理事及び職員等から、事業連合に委託した業務の遂行状況について報告又は説明を受け、関係書類を閲覧する。</u></p> <p><u>2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、事業連合に対し事業の報告を求め、又はその業務及び財産の状況を調査しなければならない。</u></p> <p>(代表理事及び理事会への報告)</p> <p><u>第 31 条 監事は、監査の実施状況とその結果について、定期的に代表理事及び理事会に報告する。</u></p> <p><u>2 監事は、その期の重点監査項目に関する監査及び特別に実施した調査等があるときは、その経過及び結果を代表理事及び理事会に報告し、必要があると認めるときは、助言又は勧告を行うほか、状況に応じ適切な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(監査報告の作成・通知)</p> <p><u>第 32 条 監事は、決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を監査して、監査結果を書面または口頭で監事会に報告する。</u></p> <p><u>2 監事は、監査結果を監事会に報告するにあたり、理事の法令又は定款違反行為及び後発事象の有無等を確認したうえで、監事会に報告</u></p>	<p><u>画書及び監査報告書等の提出を求めることができる。</u></p> <p>(子会社、関連会社等の調査)</p> <p><u>第 24 条 監事は、監査を行うために必要な範囲で、組合の管理上重要と思われる事項について、子会社、関連会社等に報告を求めることができる。</u></p> <p><u>2 監事は、前項の報告を求めた上で、必要な場合はその子会社について調査することができる。</u></p> <p><u>3 監事は、必要な場合には関連会社等に報告を求め、同意を得て調査することができる。</u></p> <p>(通常総代会の招集通知に添付する監査報告書の作成)</p> <p><u>第 21 条 通常総代会に当たり、監事が理事から決算関係書類及びその附属明細書、事業報告書及びその附属明細書（以下本条において「書類等」という。）を受領したときは、必要な監査を行い、消費生活協同組合法施行規則（以下「施行規則」という。）第</u></p>
---	--

<p><u>すべき事項があるかを検討する。</u></p> <p><u>3 監事は、監事の報告した監査結果に基づき、監事会において審議のうえ、監査意見の一致が図れた場合は監事連名の監査報告書を作成することができる。一致が図れなかった場合は、各監事において監査報告書を作成する。また、監査報告書には、作成期日を記載し、作成した監事が署名又は記名押印する。</u></p> <p><u>4 特定監事は、決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書に係る監査報告の内容を特定理事に通知する。</u></p> <p><u>5 前項において、特定監事は、監査報告の内容を、決算関係書類及び事業報告書の全部を受領した日から4週間を経過した日までに特定理事に通知できない場合には、特定理事との間で通知すべき日を伸長する合意をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 その他</u></p> <p>(規則の改廃)</p> <p><u>第33条 この規則の改廃は、監事の過半数の同意により行い、総代会の承認を得るものとする。</u></p> <p>(施行期日)</p> <p><u>1 この規則は、2008年11月12日から施行する。</u></p> <p><u>2 2023年4月18日一部改正施行する。</u></p>	<p><u>131条・132条に定める監査報告(この規則で「監査報告書」という。)を作成しなければならない。</u></p> <p><u>2 監事において異なる監査意見がある場合には、その監事の監査報告書を併せて作成する。</u></p> <p><u>3 特定監事は、前2項の監査報告書を、施行規則第133条第1項・第2項に定める期日、すなわち次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、提出しなければならない。</u></p> <p>(1) 決算報告書類及び事業報告書の全部を受領した日から4週間を経過した日</p> <p>(2) 決算関係書類の附属明細書及び事業報告書の附属明細書を受領した日から1週間を経過した日</p> <p>(3) 特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日</p> <p><u>4 特定監事が、前項により通知をすべき日までに監査報告書の内容を特定理事に通知しない場合には、監事が、第1項の書類等に関する監査を行ったものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第7章 その他</u></p> <p>(本規則の改廃)</p> <p><u>第25条 本規則の改廃は、監事の過半数の同意により行い、総代会の承認を得るものとする。</u></p> <p><u>附則</u></p> <p>(実施期日)</p> <p><u>本規則は、2008年11月12日から実施する。</u></p>
--	--

第 5 号議案

役員報酬決定の件

役員の間年報酬(2023年6月～2024年5月)について、下記の総額の範囲で理事会が定める役員報酬規則に基づいて支給すること、および各役員の報酬額・支給方法などについては理事会の協議に委ねることを決定いたします。なお、監事は無報酬といたします。

役員報酬総額

1. 理事(25名)の報酬総額 2,816 万円
2. 監事(4名)の報酬総額 0 円

※ 理事への報酬額の変更を予定しているため、総額を前年から変更しています

なお、本議案について、本旨に反しない範囲での字句の修正を理事会に一任します。

役員選挙の件

生協の役員(理事、監事)の任期は1年ですので、今総代会において選挙を行います。

2022年度組合員活動報告

名古屋大学生協の活動は、店舗・食堂等の福利厚生施設の運営だけではありません。総代・学生委員会・留学生委員会・教職員委員会による組合員活動を通じ、生協の運営と活動への参加を広げ、学びと交流あふれる名古屋大学づくりに貢献しています。

こちらでは、2022年度（22年3月～23年2月）の活動の報告と2023年度新学期の活動の紹介を行います。

1. 学生総代・副総代活動、教職員総代活動をすすめてきました。

(1) 学生総代・副総代の活動

- ① 学生総代・副総代の選出は、2022年度は4月でのクラス結成会の際に、1年生各クラスから無事行うことができました。
- ② 総代 meeting
 - ・ 総代・副総代が集まる会議です。SS・生活班の活動報告や、生協からのお知らせを中心として毎回様々な取り組みを行っています。
 - ・ 2022年度の各回の交流テーマは以下の通りです。

#1	4月13日 4月15日	総代活動・SS生活班紹介と所属決定
#2	5月11日 5月12日	総代会を前に、議案及び店舗について、総代と生協職員による意見交換を行いました。
#3	6月30日	総代会・理事会の報告を行い、それを受けて生協に対する意見募集も行いました。特集コンテンツとして「消費生活見直しキャンペーン」を行いました。
#4	1月11日	新北部厚生会館での企画への意見募集を行いました。

③ SS (Shop Supporters) ・生活班活動

- ・ 購買 SS：北部購買とのコラボ企画を開催しました。
 - 22年4月 食堂パス対象商品紹介ポスター作成
COOP 菓子日替わりポイント付与企画
和菓子 VS 洋菓子対決企画
 - 22年7月 七夕企画（短冊に願いや生協への要望を書いてもらう）
試験応援企画
 - 22年12月 クリスマスツリー飾り付け
 - 23年1月 試験応援企画



(2) 教職員総代の活動

① 建物別組合員懇談会（春）

- ・ 5月25日の総代会に向けて、議案の説明を行い、議案についての質疑と生協に対する意見をいただきました。いただいた意見は理事会で検討し、6月以降ホームページ、機関誌に回答を掲載しました。
- ・ 実施エリア

5月18日	工学部2号館	5名
5月23日	工学部5号館	6名
6月6日	本部2号館	7名

② 建物別組合員懇談会（秋）

- ・ 教職員総代の方を中心に、エリアごとで教職員組合員の方にご参集いただき、生協のへのご意見・ご要望をいただく会を設けました。
- ・ 実施エリア

11月30日	工学部2号館	5名
12月7日	文系地区（フレンドリー南部）	6名
12月9日	理系地区（花の木ミーティングルーム）	8名
- ・ 教職員の皆様からは、購買などの商品企画の広報をもっと積極的にという声や、電気代の高騰、食材価格の高騰などの質問がありました。
- ・ また、メルマガやSNSを通じて、総代会についてもお知らせや回答を伝えてはどうかとご意見をいただきました。

2. 機関誌の発行

(1) 教職員委員会発行「かけはし」



- ・ 2022年度は年間5回（5、7、9、1、3月）発行
- ・ バックナンバーも含め、生協ホームページでご覧いただくことができます。

https://www.nucoop.jp/coop/coop_399.html

(2) 学生委員会発行「Me~dia」



- ・2022年度は年間6回（4、6、7、10、12、1月）発行
- ・バックナンバーも含め、生協ホームページでご覧いただくことができます。

https://www.nucoop.jp/coop/coop_492.html

3. 新入生を温かく迎える活動、新生活準備をサポートする活動を行いました。

(1) オープンキャンパスのとりのくみ

- ※ 2021年度同様、2022年度のオープンキャンパスもオンラインで実施されたため、学生委員会もWebを中心として企画を行いました。
- ※ 現在でもホームページは閲覧でき、オープンキャンパス終了後も多くの受験生・新入生に見ていただくことができました。

<https://sc.coop.nagoya-u.ac.jp/nusc/oc2022/>

① Zoomによるリアルタイム対談企画

- ・オープンキャンパス参加者が直接名大生と対談できる企画を実施しました。21名の受験生・保護者の方とお話することができました。

② May I ask 名大生 something? (動画)

- ・「受験勉強って何をした？」や「大学の授業ってどんな感じなの?」「1人暮らしてって実際どんな感じ?」といった様々な疑問にお答えする動画を公開しました。

③ 質問コーナー

- ・質問を募集し、それに対する回答をホームページで公開しました。

④ 資料室

- ・名古屋大学や名大生に関する様々な情報を提供しました。
- ・「名大生手記」現役名大生が執筆した記事です。大学での生活、就職、受験勉強など、興味のあるトピックを掲載しています。
- ・「Information Center」名大に入学したあとの生活・学習や受験時に役立つ様々なWebサイトを精選して掲載したリンク集です。
- ・「リアルスコープ」名大の施設を紹介した動画

(2) 学部生新入生歓迎企画

① 「名大のことがおもしろいほどわかるリーフレット」作成



- ・新入生へお役立ち情報、大学生活のスタートダッシュに必要な情報を掲載したリーフレットを発行しました。
- ・合格者に発送する「合格袋」に封入し、合格者全員にお届けしました。

② 名大一受けたい第二外国語の授業

- ・ 語学担当の先生にご協力いただき、それぞれの第二外国語の魅力を先生に語っていただく企画です。
- ・ 先生方へのインタビューや学生の声、実際の発音などを掲載しました。また、先生方にそれぞれの言語でみなさんへの入学祝いの音声を収録していただきました。

③ 対面交流企画「CONNECT : DIVE」

- ・ 大学という新しい環境に対しての不安を少しでも解消する企画として開催しました。フリートークで新たな仲間と出会い、キャンパスツアーで名古屋大学について知ってもらう企画としました。
- ・ また、平日開催日には、生協食堂体験も企画しました。
- ・ 3月4日、20日、22日、23日、28日、29日、30日、4月1日の8日間開催し、合計約580名の新入生が参加しました。



④ 履修登録相談会「とっここマスター！履修登録」

- ・ 一人で履修登録できるのかな？慣れないパソコンを使えるのかな？そんなふう不安を持つ新入生に対して、学生委員と一緒に履修登録を行う企画を行いました。
- ・ 4月3日・4日の2日間で325名の新入生が参加しました。



⑤ 教科書販売等ガイダンス（4月2日）

- ・ 教科書購入方法や、生協の使い方を伝えるガイダンス企画運営を行いました。学生の視点による店舗紹介も行いました。
- ・ 98%以上の新入生に参加いただき、ICカード（Meica）のお渡しもスムーズに行うことができました。
- ・ 新入生交流企画等で「新入生スタッフ」の参加を呼び掛けたところ、25名の1年生に当日スタッフとして参加してもらいました。

4. 「学生総合共済」を軸にした「たすけあい」の輪を広げるとりくみ

(1) 大学への報告

- ・ 年2回開催している「大学・生協懇談会」にて、佐久間副総長（学生支援担当）に対して、共済の給付状況の報告を行っています。

(2) 学生委員会・Me~dia での連載

- ・ 学生委員会発行の機関紙「Me~dia」にて、毎回「た組通信」という記事を掲載しています。
- ・ 共済の給付事例や、その時期での健康に関するトピックスを紹介しています。

5. 留学生委員会の活動

(1) 交流イベント

① プレゼンテーションデー (6/2)

- ・ COVID-19 パンデミック以降、COFSA の初対面イベントです。
- ・ 登録者は、自分の好きなテーマについて発表しました。
- ・ 発表のトピック：哲学、AI アプリ、ディズニーvs ジブリ 等
- ・ 合計 25 名以上の参加者。G30 および NUPACE プログラムのすべての外国人留学生が参加しました。

② ジャズナイト JAZZY JUNE (6/17)

- ・ ライブミュージック（G30 ジャズバンド）を通じ、交流するイベントです。
- ・ 学生、教授含め約 60 名の参加がありました。

③ タレントショー (7/1)

- ・ NUFSA（名古屋大学留学生会）と共同開催
- ・ 審査を経た参加者が、それぞれの得意な出し物を披露するイベントです。
- ・ 約 40 名の参加がありました。



- ④ 9月からは、名古屋大学の「GenderNU」サークルと一緒にチャリティーイベントの企画を開始しました。

⑤ スカベンジャーハント (10/28)

- ・ 新入生向けのキャンパス・スカベンジャー・ハント。新入生が他の参加者と交流しながら、東山キャンパスに馴染めるようなイベントです。
- ・ 校内マップを配布し、パズルやクイズを実施しました。

⑥ Fundraiser for UNICEF & WAW (11/16～)

- 11/16 より、COFSA と「GenderNU」共同で、「ユニセフ」と「Women for Afghan Women」のための募金活動を Facebook 上で開始しました。

⑦ CHARITY Winter Ball (12/17)

- このチャリティーイベントは、「ユニセフ」と「Women for Afghan Women」のための募金活動の PR と、ご協力いただいた皆様から集まった金額の報告を目的としています。
- 入場料はすべて募金に充てられました。
- 合計 155,701 円の寄付金を集めることができました。



(2) SNS の活用

- SNS や Youtube を通じて、コロナウイルス感染症の学内ワクチン接種情報やカウンセリング情報などのコロナ禍の学生支援情報や留学生の生活に役立つ情報の発信を行っています。
- また、「日本の賃貸住宅の探し方」「ゴミ分別のガイド」「大学生がよく使う日本語の日常会話フレーズ」などの情報をまとめ、公開しています。

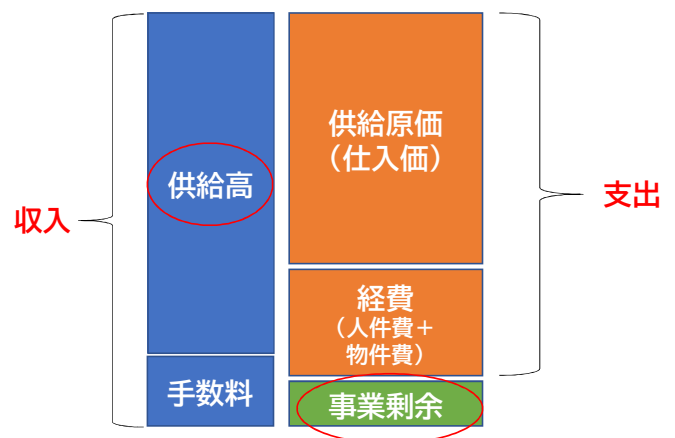


損益計算書(P/L:Profit and Loss Statement)

- 生協の事業年度(2022年3月1日から2023年2月28日)の間の収入と費用の状態を表しています

- 損益計算書の仕組み
 - 収入－支出＝剰余(or損失)
 - 支出よりも収入が多ければ「黒字」
 - 収入よりも支出が多ければ「赤字」

- 利用金額＝「供給高」
- 事業を通じて残した利益＝「事業剰余」

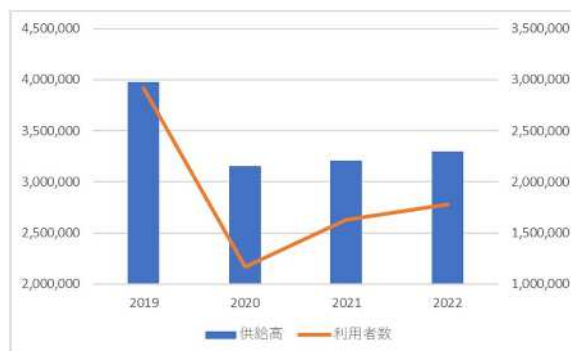


損益計算書(P/L:Profit and Loss Statement)

	2019	2020	2021	2022	
供給高	3,977,108	3,156,314	3,208,663	3,294,581	←単位:千円
利用者数	2,923,000	1,169,806	1,628,201	1,778,561	←単位:人
供給剰余	849,342	505,348	629,500	648,475	←単位:千円
事業総剰余	925,917	591,692	709,759	741,881	
人件費	589,183	473,907	464,203	475,267	
物件費	358,032	285,649	278,396	320,767	
事業剰余	-21,299	-167,865	-32,840	-54,152	
経常剰余	30	-142,471	-18,562	-38,890	
当期剰余	6,374	-45,910	-18,353	114,477	

供給高

- 供給高とは1年間ご利用いただいた金額の合計です
 - 2022年度は32億9,458万円でした
 - 前年を8,592万円上回りました
 - 年間の利用者数は約177.8万人でした
 - 前年を約15万人上回りました



剰余(事業を通じて残った利益)

(1) 供給剰余

・売上から仕入価を除いた粗利益にあたります



2022年度は6億4,847万円で
昨年より1,599万円減少しました

(2) 事業総剰余

・供給剰余に手数料(共済収入・斡旋手数料等)を加えたものです

共済受託手数料=1,664万円
その他手数料 =7,667万円

・組合員のみなさんの利用によって生み出された剰余(利益)です



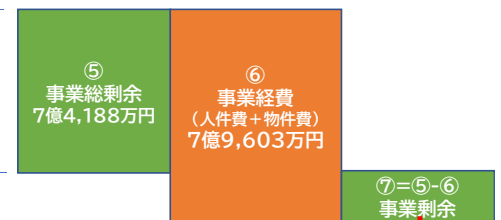
2022年度は7億4,188万円で
昨年より1,615万円
減少しました

(3) 事業剰余

・利用によって生み出された剰余から事業経費を差し引いた剰余です

人件費 = 4億7,526万円
物件費 = 3億2,076万円

・事業活動で得た剰余となりますが、2022年度は事業経費の方が多いので損失(赤字)となりました



2022年度は▲5,415万円で
昨年より1,754万円
減少しました

剰余(事業を通じて残った利益)

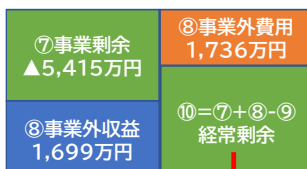
(4) 経常剰余

・事業活動で得た剰余に事業外の収益と費用を加えた剰余です

・いわゆる経常利益です

・事業外収益は預金利息・土地や建物の賃料収入などです

・事業外費用は商品廃棄ロス・レジ入金誤差などです

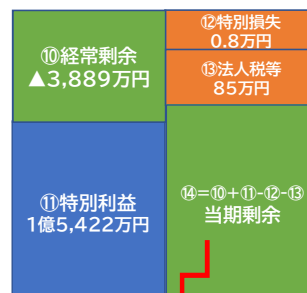


2021年度は▲3,889万円で昨年より2,033万円
減少しました

(5) 当期剰余

・経常利益に特別利益を加え、特別損失・法人税等を減じた剰余です

・特別利益は大学生協共済連解散による残余財産分配などです



2021年度は▲1億1,447万円で昨年より1億3,282万円
好転しました

貸借対照表(B/S:Balance Sheet)

- 生協の年度末(2023年2月28日)時点資産、負債、資本の状態を表しています
- 資金調達先(負債及び資本)と、その資金をどのような状態で持っているのか(資産)の2つの部で構成されています

	【資産】	【負債及び資本】	
↑ 資産 生協の財産をどのような状態で持っているか ↓	流動資産	流動負債 買掛金(仕入未払金)や短期借入金などがあります →1年以内に返済しないとけない債務です	↑ 負債 借金 ↓
		固定負債 長期借入金(ローン)や退職給与引当金などがあります →1年以上後に支払われる債務です	
	固定資産	出資金 組合員のみなさんからお預かりしている出資金です	↑ 資金調達先 ↓
		剰余金	
			↑ 資本 自前 ↓

貸借対照表(B/S:Balance Sheet)

	【資産】	【負債及び資本】	
↑ 資産 生協の財産 ↓	流動資産 14億6,199万円	流動負債 9億7,709万円	↑ 負債 借金 ↓
		固定負債 1億5,757万円	
	固定資産 3億1,885万円	出資金 4億1,571万円	↑ 資金調達先 ↓
		剰余金 2億3,045万円	
			↑ 資本 自前 ↓

- 流動負債の大半は
「買掛金」：仕入れ先に支払うもの
→販売されれば現金化
「前受金」：組合員からの商品購入予約金
→Meicaチャージ、食堂パスなど
- 出資金は学生数・組合員加入率に大きな変動がないため高いレベルで安定
- 剰余金がプラス
→創業から積み重ねてきた剰余が黒字

- 多くの生協は土地建物を自前で持っていないが、名大生協は持っている所以他生協と比較して固定資産は多い

貸借対照表(B/S:Balance Sheet)

- **自己資本比率 36.2%** $\text{= 自己資本} \div \text{総資本} \times 100\%$
 - 総資本(総資産)どの程度自己資本で賄われているかを示す指標。自己資本比率が高いほど経営が安定していると判断される。30%以下は問題ありとみなされる。
- **流動比率 149.6%** $\text{= 流動資産} \div \text{流動負債} \times 100\%$
 - 流動資産とは1年以内に現金化できる資産で、流動負債とは1年以内に返済すべき負債。これらと比較することで短期的な支払能力を簡易的に判断する指標として使われる。理想値は200%以上、平均120~150%。100%以下であると支払い能力に問題があると判断される可能性がある。
- **長期固定適合率 39.6%** $\text{= 固定資産} \div (\text{自己資本} + \text{固定負債}) \times 100\%$
 - 固定資産への投資が、自己資本の枠内とまでいかなくとも、せめて長期的な資本(自己資本と固定負債)の枠内で賄われているかどうかを示す指標。低いほど経営の安全性があるとされる。100%以上であると、固定資産の調達に返済期限が1年以内の流動負債を使用していることになり、資金繰りが厳しいと判断される。

名古屋大学消費生活協同組合定款

目次

第1章 総則(第1条～第5条)
第2章 組合員及び出資金(第6条～第17条)
第3章 役職員(第18条～第43条)
第4章 総代会及び総会(第44条～第67条)
第5章 事業の執行(第68条～第69条)
第6章 会計(第70条～第82条)
第7章 解散(第83条～第84条)
第8章 雑則(第85条～第87条)
附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この消費生活協同組合(以下「組合」という。))は、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この組合は、名古屋大学消費生活協同組合という。

(事業)

第3条 この組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員の生活に必要な物資を購入し、これに加工し又は生産して組合員に供給する事業
- (2) 組合員の生活に有用な協同施設を設置し、組合員に利用させる事業
- (3) 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
- (4) 組合員の生活の共済を図る事業
- (5) 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
- (6) 組合員のための旅行業法に基づく旅行業に関する事業
- (7) 組合員のための宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業に関する事業
- (8) 前各号の事業に附帯する事業

(区域)

第4条 この組合の区域は、名古屋大学の職域とする。

(事務所の所在地)

第5条 この組合は、事務所を愛知県名古屋市千種区に置く。

第2章 組合員及び出資金

(組合員の資格)

第6条 この組合の区域内に通学又は勤務する者は、この組合の組合員となることができる。
2 この組合の区域の付近に住所を有する者又は区域内に勤務していた者でこの組合の事業を利用することを
適当とするものは、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

(加入の申込み)

第7条 前条第1項に規定する者は、組合員となろうとするときは、この組合の定める加入申込書に引き受け
ようとする出資口数に相当する出資金額を添え、これをこの組合に提出しなければならない。
2 この組合は、前項の申込みを拒んではならない。ただし、前項の申込みを拒むことにつき、理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りでない。

3 この組合は、前条第1項に規定する者の加入について、現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付さないものとする。

4 第1項の申込みをした者は、第2項ただし書の規定により、その申込みを拒まれた場合を除き、この組合が第1項の申込みを受理したときに組合員となる。

5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(加入承認の申請)

第8条 第6条第2項に規定する者は、組合員となろうとするときは、引き受けようとする出資口数を明らかにして、この組合の定める加入承認申請書をこの組合に提出しなければならない。

2 この組合は、理事会において前項の申請を承認したときは、その旨を同項の申請をした者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、速やかに出資金の払込みをしなければならない。

4 第1項の申請をした者は、前項の規定により出資金の払込みをしたときに組合員となる。

5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(届出の義務)

第9条 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

(自由脱退)

第10条 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

(法定脱退)

第11条 組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

(除名)

第12条 この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。

- (1) 1年間この組合の事業を利用しないとき。
- (2) 供給物資の代金又は利用料の支払を怠り、催告を受けてもその義務を履行しないとき。
- (3) この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。

2 前項の場合において、この組合は、総代会の会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

3 この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

(脱退組合員の払戻し請求権)

第13条 脱退した組合員は、次の各号に定めるところにより、その払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

(1) 第10条の規定による脱退又は第11条第1号若しくは第2号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額に相当する額

(2) 第11条第3号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額の2分の1に相当する額

2 この組合は、脱退した組合員がこの組合に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払戻しを停止することができる。

3 この組合は、事業年度の終わりに当たり、この組合の財産をもってその債務を完済するに足らな

いときは、第1項の払戻しを行わない。

(出資)

第14条 組合員は、出資1口以上を有しなければならない。

2 1組合員の有することのできる出資口数の限度は、組合員の総出資口数の4分の1とする。

3 組合員は、出資金額の払込みについて、相殺をもってこの組合に対抗することができない。

4 組合員の責任は、その出資金額を限度とする。

(出資1口の金額及びその払込み方法)

第15条 出資1口の金額は、400円とし、全額一時払込みとする。

(出資口数の増加)

第16条 組合員は、この組合の定める方法により、その出資口数を増加することができる。

(出資口数の減少)

第17条

組合員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。

2 組合員は、その出資口数が組合員の総出資口数の4分の1を超えたときは、4分の1以下に達するまでその出資口数を減少しなければならない。

3 出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に応ずる払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

4 第13条第3項の規定は、出資口数を減少する場合について準用する。

第3章 役職員

(役員)

第18条 この組合に次の役員を置く。

- (1) 理事 25人以上、30人以内
- (2) 監事 3人以上、5人以内

(役員選挙)

第19条 役員は、役員選挙規約の定めるところにより、総代会において選挙する。

2 理事は組合員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の3分の1以内の者を、組合員以外の者のうちから選挙することができる。

3 役員選挙は無記名投票によって行い、投票は、総代1人につき1票とする。

(役員補充)

第20条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、役員選挙規約の定めるところにより、3箇月以内に補充しなければならない。

(役員の任期)

第21条 理事の任期は1年、監事の任期は1年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし、再選を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、補充した総代会の日において現に在任する役員の任期が終了するときまでとする。

3 役員任期は、その満了のときがそのときの属する事業年度の通常総代会の終了のときと異なるときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、その総代会の終了のときまでとする。

4 役員が任期の満了又は辞任によって退任した場合において、役員数がその定数を欠くに至ったときは、その役員は、後任者が就任するまでの

間は、なお役員としての権利義務を有するものとする。

(役員兼職禁止)

第22条 監事は、次の者と兼ねてはならない。

- (1) この組合の理事又は使用人
- (2) この組合の子会社等(子会社、子法人等及び関連法人等)の取締役又は使用人

(役員責任)

第23条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び規約並びに総代会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 役員は、その任務を怠ったときは、この組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

3 前項の任務を怠ってされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。

4 第2項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。

5 前項の規定にかかわらず、第2項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として、総代会の決議によって免除することができる。

6 前項の場合には、理事は、同項の総代会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

(1) 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額

(2) 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

(3) 責任を免除すべき理由及び免除額

7 理事は、第2項による理事の責任の免除に関する議案を総代会に提出するときは、各監事の同意を得なければならない。

8 第5項の決議があった場合において、組合が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金(当該役員が使用人を兼ねていた期間の使用人としての退職手当を含む。)を支給するときは、総代会の承認を受けなければならない。

9 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

10 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様の取り扱いとする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

(1) 理事 次に掲げる行為

イ 法第31条の9第1項及び第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記載すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

(2) 監事 監査報告に記載し、又は、記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

11 役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(理事の自己契約等)

第24条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のためにこの組合と取引をしようとするとき。

(2) この組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

(3) 理事が自己又は第三者のためにこの組合の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

2 第1項各号の取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員解任)

第25条 総代は、総総代の5分の1以上の連署をもって、役員解任を請求することができるものとし、その請求につき総代会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面をこの組合に提出しなければならない。

3 理事長は、前項の規定による書面の提出があったときは、その請求を総代会に付議し、かつ総代会の会日の10日前までにその役員にその書面を送付し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

4 第1項の請求があった場合は、理事会は、その請求があった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。なお、理事の職務を行う者がいないとき又理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続きをしないときは、監事は総代会を招集しなければならない。

(役員報酬)

第26条 理事及び監事に対する報酬は、総代会の議決をもって定める。この場合において、総代会に提出する議案は、理事に対する報酬と監事に対する報酬を区分して表示しなければならない。

2 監事は、総代会において、監事の報酬について意見を述べることができる。

3 第1項の報酬の算定方法については、規則をもって定める。

(代表理事)

第27条 理事会は、理事の中からこの組合を代表する理事(以下、代表理事という。)を選定しなければならない。

2 代表理事は、この組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

(理事長、専務理事及び副理事長、常務理事)

第28条 理事は、理事長1人、専務理事1人を理事会において互選する。また、副理事長若干名、常務理事若干名を理事会において互選することができる。

2 理事長は、理事会の決定に従ってこの組合の業務を統括する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序に従ってその職務を代行する。

4 専務理事は、理事長を補佐してこの組合の業務を執行し、理事長及び副理事長に事故があるときは、その職務を代行する。

5 常務理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐してこの組合の業務の執行を分担し、理事長、副理事長及び専務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序に従ってその職務を代行する。

6 理事長は、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。

(理事会)

第29条 理事会は、理事をもって組織する。

2 理事会は、この組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

5 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

6 理事は3月に1回以上業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

7 その他理事会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(理事会招集手続)

第30条 理事会の招集は、その理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知(電磁的方法を含む)を発しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(理事会の議決事項)

第31条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) この組合の財産及び業務の執行に関する重要な事項

(2) 総会及び総代会の招集並びに総会及び総代会に付議すべき事項

(3) この組合の財産及び業務の執行のための手続その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項

(4) 定款の規則の設定、変更及び廃止

(5) 取引金融機関の決定

(6) 前各号のほか、理事会において必要と認められた事項

(理事会の議決方法)

第32条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わる権利を有しない。

3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときは除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

4 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

(理事会の議事録)

第33条 理事会の議事については、法令の定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事はこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の議事録を電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事はこれに電子署名をしなければならない。

(定款等の備置)

第34条 この組合は、法令に基づき、以下に掲げる書類を主たる事務所に備置置かなければならない。

(1) 定款

(2) 規約

(3) 理事会の議事録

(4) 総代会の議事録

(5) 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案(以下、「決算関係書類」という。)及び事業報告書並びにこれらの附属明細書(監査報告を含む。)

2 この組合は、法令の定める事項を記載した組合員名簿を作成し、主たる事務所に備置置かなければならない。

3 この組合は、組合員又はこの組合の債権者(理事会の議事録については、裁判所の許可を得た債権者)から、法令に基づき、業務取扱時間内において当該書面の閲覧又は謄写の請求等があったときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(監事の職務及び権限)

第35条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

この場合において、法令で定めるところにより監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及びこの組合の使用人に対して事業に関する報告を求め、又はこの組合の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この組合の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4 前項の子会社は正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

5 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

6 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

7 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。

8 第29条第5項の規定は、前項の請求をした監事についてこれを準用する。

9 監事は、総代会において、監事の解任又は辞任について意見を述べることができる。

10 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総代会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

11 理事長は、前項の者に対し、同項の総代会を招集する旨並びに総代会の日時及び場所を通知しなければならない。

12 監査についての規則の設定、変更及び廃止は監事が行い、総代会の承認を受けるものとする。

(理事の報告義務)

第36条 理事は、この組合に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差止め)

第37条 監事は、理事がこの組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(監事の代表権)

第38条 第27条第2項の規定にかかわらず、次の場合には、監事がこの組合を代表する。

(1) この組合が、理事又は理事であった者(以下、この条において理事等という。)に対し、又理事等がこの組合に対して訴えを提起する場合

(2) この組合が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えの提起の請求を受ける場合

(3) この組合が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えに係る訴訟告知を受ける場合

(4) この組合が、裁判所から、6箇月前から引き続き加入する組合員による理事等の責任を追及する訴えについて、和解の内容の通知及び異議の催告を受ける場合

(組合員による理事の不正行為等の差止め)

第39条 6箇月前から引き続き加入する組合員は、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの組合に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(組合員の調査請求)

第40条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、監事に対し、この組合の業務及び財産の状況の調査を請求することができる。

2 監事は、前項の請求があったときは、必要な調査を行わなければならない。

(顧問)

第41条 この組合に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会において選任する。

3 顧問は、この組合の業務の執行に関し、理事長の諮問に応ずるものとする。

(職員)

第42条 この組合の職員は、理事長が任免する。

2 職員の定数、服務、給与その他職員に関し必要な事項は、規則で定める。

(組織委員)

第43条 この組合に組織委員を置くことができる。

組織委員は組合員の中から理事長がこれを任免する。

2 組織委員は理事を補佐し、組合の業務に従事する。

3 組織委員の職務、任期等に関する必要な事項は別に規則で定める。

第4章 総代会及び総会

(総代会の設置)

第44条 この組合に、総会に代るべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第45条 総代の定数は、150名以上300名以内において総代選挙規約で定める。

(総代の選挙)

第46条 総代は、総代選挙規約の定めるところにより、組合員のうちから選挙する。

(総代の補充)

第47条 総代が欠けた場合におけるその補充については、総代選挙規約の定めるところによる。

(総代の職務執行)

第48条 総代は、組合員の代表として、組合員の意思を踏まえ、誠実にその職務を行わなければならない。

(総代の任期)

第49条 総代の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠総代の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 総代は、任期満了後であっても後任者の就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(総代名簿)

第50条 理事は、総代の氏名及びその選挙区を記載した総代名簿を作成し、組合員に周知しなければならない。

(通常総代会の招集)

第51条 通常総代会は、毎事業年度終了の日から3箇月以内に招集しなければならない。

(臨時総代会の招集)

第52条 臨時総代会は、必要があるときはいつでも理事会の議決を経て招集できる。ただし、総代がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総代会の招集を請求したときは、理事会は、その請

求のあった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。

(総代会の招集者)

第53条 総代会は、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

2 理事長及びその職務を代行する理事がいないとき、又は前条の請求があった場合において、理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続をしないときは、監事は、総代会を招集しなければならない。

(総代会の招集手続)

第54条 総代会の招集者が総代会を招集する場合には、総代会の日時及び場所その他の法令で定める事項を定めなければならない。

2 前項の事項の決定は、次項の定める場合を除き、理事会の決議によらなければならない。

3 前条第2項の規定により監事が総代会を招集する場合には、第1項の事項の決定は、監事の全員の合議によらなければならない。

4 総代会を招集するには、総代会の招集者は、その総代会の会日の10日前までに、総代に対して第1項の事項を記載した書面をもって、その通知を発しなければならない。

5 通常総代会の招集の通知に際しては、法令で定めるところにより、総代に対し、理事会の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書(監査報告を含む)を提供しなければならない。

(総代会提出議案・書類の調査)

第55条 監事は、理事が総代会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総代会に報告しなければならない。

(総代会の会日の延期又は続行の決議)

第56条 総代会の会日は、総代会の議決により、延期し、又は続行することができる。この場合においては、第54条各項の規定は適用しない。

(総代会の議決事項)

第57条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は総代会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 規約の設定、変更及び廃止

(3) 解散及び合併

(4) 毎事業年度の予算及び事業計画の設定及び変更

(5) 出資一口の金額の減少

(6) 事業報告書及び決算関係書類

(7) 連合会及び他の団体への加入又は脱退

2 この組合は、第3条各号に掲げる事業を行うため、必要と認められる他の団体への加入又は脱退であって、多額の出資若しくは加入金又は会費を要しないものについては、前項の規定にかかわらず、総代会の議決によりその範囲を定め、理事会の議決事項とすることができる。

3 総代会においては、第54条第4項の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決をするものとする。ただし、この定款により総代会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するものについては、この限りでない。

(総代会の成立要件)

第58条 総代会は、総代の半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 前項に規定する数の総代の出席がないときは、理事会は、その総代会の会日から20日以内にさらに総代会を招集することを決定しなければならない。この場合には、前項の規定は適用しない。

(役員の説明義務)

第59条 役員は、総代会において、総代から特定

の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

- (1) 総代が説明を求めた事項が総代会の目的である事項に関しないものである場合。
- (2) その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合。
- (3) 総代が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合。ただし、当該総代が総代会の日より相当の期間前に当該事項をこの組合に対して通知した場合又は当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合はこの限りでない。
- (4) 総代が説明を求めた事項について説明をすることによりこの組合その他の者（当該総代を除く。）の権利を侵害することとなる場合。
- (5) 総代が当該総代会において実質的に同一の事項について繰り返し説明を求めるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、総代が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合。

(議決権及び選挙権)

第60条 総代は、その出資口数の多少にかかわらず、各1個の議決権及び選挙権を有する。

(総代会の議決方法)

- 第61条 総代会の議事は、出席した総代の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決すところによる。
- 2 総代会の議長は、総代会において、出席した総代のうちから、その都度選任する。
- 3 議長は、総代として総代会の議決に加わる権利を有しない。
- 4 総代会において議決をする場合には、議長は、その議決に関して出席した総代の数に算入しない。

(総代会の特別議決方法)

- 第62条 次の事項は、総代の3分の2以上の多数で決しなければならない。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散及び合併
 - (3) 組合員の除名
 - (4) 事業の全部の譲渡
 - (5) 第23条第5項の規定による役員の実任の免除

(議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使)

- 第63条 総代は、第54条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行うことができる。ただし、組合員でなければ代理人となることができない。
- 2 前項の規定により、議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。
- 3 第1項の規定により書面をもって議決権又は選挙権を行う者は、第54条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、その賛否又は選挙しようとする役員の名を書面に明示して、第67条および第19条1項の規定による規約の定めるところにより、この組合に提出しなければならない。
- 4 代理人は、3人以上の総代を代理することができない。
- 5 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

(組合員の発言権)

第64条 組合員は、総代会に出席し、議長の許可を得て発言することができる。ただし、総代の代理人として総代会に出席する場合を除き、議決権及び選挙権を有しない。

(総代会の議事録)

第65条 総代会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、作成した理事及

び議長がこれに署名又は記名押印するものとする。

(解散又は合併の議決)

- 第66条 総代会においてこの組合の解散又は合併の議決があったときは、理事は、当該議決の日から10日以内に、組合員に当該議決の内容を通知しなければならない。
- 2 前項の議決があった場合において、組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から3週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならない。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総代会の議決の日から1月以内に行なければならない。
- 3 前項の請求の日から2週間以内に理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。
- 4 前2項の総会において第1項の通知に係る事項を承認しなかった場合には、当該事項についての総代会の議決は、その効力を失う。

(総会及び総代会運営規約)

第67条 この定款に定めるもののほか、総会及び総代会の運営に関し必要な事項は、総会及び総代会運営規約で定める。

第5章 事業の執行

(事業の利用)

第68条 組合員と同一の世帯に属する者は、この組合の事業の利用については、組合員とみなす。

(事業の品目等)

- 第69条 第3条第1号に規定する生活に必要な物資の品目は、書籍、教育機器、学用品、文房具、電気製品、家具、衣料品、皮革製品、化粧品、日用雑貨品、運動用品、楽器、写真用品、写真処理サービス、コピー、時計、飲料、食料品、葉書・切手類、酒、プレイガイド・雑誌・資料、その他の組合員の日常生活に必要な物資とする。
- 2 第3条第2号に規定する生活に有用な協同施設の種類の、食堂及び喫茶、その他生活に必要な協同施設とする。
- 3 第3条第4号に規定する生活の共済を図る事業は、次に掲げるものとする。
- (1) 全国大学生協共済生活協同組合連合会が行う短期生命共済事業及び短期火災共済事業の業務の一部を受託する受託共済事業
 - (2) 日本コープ共済生活協同組合連合会が行う学生総合共済事業の業務の一部を受託する受託共済事業

第6章 会計

(事業年度)

第70条 この組合の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(財務処理)

第71条 この組合は、法令及びこの組合の経理に関する規則の定めるところにより、この組合の財務の処理を行い、決算関係書類及びその附属明細書を作成するものとする。

(収支の明示)

第72条 この組合は、この組合が行う事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。

(法定準備金)

第73条 この組合は、出資総額の2分の1に相当する額に達するまで、毎事業年度の剰余金の10分の1に相当する額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。ただし、この場合において繰越欠損金があるときには、積み立てるべき準備金の額の計算は、当該事業年度の剰余金からその欠損金で繰越に充てるべき金額を控除した額について行うものとする。

2 前項の規定による法定準備金は、欠損金で繰越に充てる場合を除き、取り崩すことができない。

(教育事業等繰越金)

第74条 この組合は、毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する額以上の金額を教育事業等繰越金として翌事業年度に繰り越し、繰り越された事業年度の第3条第5号に定める事業の費用に充てるために支出するものとする。なお、全部又は一部を組合員の相互の協力の下に地域及びこの組合の区域において行う福祉の向上に資する活動を助成する事業に充てることのできる。

2 前条第1項ただし書の規定は、前項の規定による繰越金の額の計算について準用する。

(剰余金の割戻し)

第75条 この組合は、剰余金について、組合員の組合事業の利用分量又は払込んだ出資額に応じて組合員に割り戻すことができる。

(利用分量に応ずる割戻し)

第76条 組合事業の利用分量に応ずる剰余金の割戻し(以下「利用分量割戻し」という。)は、毎事業年度の剰余金について、繰越欠損金をてん補し、第73条第1項の規定による法定準備金として積み立てる金額及び第74条第1項の規定による教育事業等繰越金として繰り越す金額(以下「法定準備金等の金額」という。)を控除した後に、なお剰余金があるときに行うことができる。

- 2 利用分量割戻しは、各事業年度における組合員の組合事業の利用分量に応じて行う。
- 3 この組合は、組合事業を利用する組合員に対し、組合事業の利用の都度利用した事業の分量を証する領収書(利用高券・レシート等)を交付するものとする。
- 4 この組合は、組合員が利用した組合事業の利用分量の総額がこの組合の事業総額の5割以上であると確認した場合でなければ、利用分量割戻しを行わない。
- 5 この組合は、利用分量割戻しを行うこと及び利用分量割戻金の額について総代会の議決があったときは、速やかに利用分量割戻金の利用分量に対する割合及び利用分量割戻金の請求方法を組合員に公告するものとする。
- 6 この組合は、利用分量割戻しを行うときは、その割り戻すべき金額に相当する額を利用分量割戻金として積み立てるものとする。
- 7 組合員は、第5項の公告に基づき利用分量割戻金をこの組合に請求しようとするときは、利用分量割戻しを行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から6箇月を経過する日までに、第3項の規定により交付を受けた領収書(利用高券・レシート等)を提出してこれをしなければならない。
- 8 この組合は、前項の請求があったときは、第6項の規定による利用分量割戻金の積立てを行った事業年度の翌々事業年度の末日までに、その利用分量割戻金を取り崩して、組合員ごとに前項の規定により提出された領収書(利用高券・レシート等)によって確認した事業の利用分量に応じ、利用分量割戻金を支払うものとする。
- 9 この組合は、各組合員ごとの利用分量があらかじめ明らかである場合には、第7項の規定にかかわらず、組合員からの利用分量割戻金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。
- 10 この組合が、前2項の規定により利用分量割戻

しを行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により第8項に定める期間内に支払を行うことができなかったときは、当該組合員は、当該期間の末日をもって利用分量割戻金の請求権を放棄したものとみなす。

11 この組合は、各事業年度の利用分量割戻金のうち、第8項に定める期間内に割戻しを行うことができなかった額は、当該事業年度の翌々事業年度における事業の剰余金に算入するものとする。

(出資額に応ずる割戻し)

第77条 払い込んだ出資額に応ずる剰余金の割戻し(以下「出資配当」という。)は、毎事業年度の剰余金から法定準備金等の金額を控除した額又は当該事業年度の欠損金に、繰越剰余金又は繰越欠損金を加減し、さらに任意積立金取崩額を加算した額について行うことができる。

2 出資配当は、各事業年度の終わりにおける組合員の払込済出資額に応じて行う。

3 出資配当金の額は、払込済出資額につき年1割以内の額とする。

4 この組合は、出資配当を行うこと及び出資配当金の額について総代会の議決があったときは、速やかに出資配当金の払込済出資額に対する割合及び出資配当金の請求方法を組合員に公告するものとする。

5 組合員は、前項の公告に基づき出資配当金をこの組合に請求しようとするときは、出資配当を行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から6箇月を経過する日までにこれをしなければならぬ。

6 この組合は、前項の請求があったときは、遅滞なく出資配当金を支払うものとする。

7 この組合は、あらかじめ支払方法を明確に定めている場合には、第5項の規定にかかわらず、組合員からの出資配当金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。

8 この組合が、前2項の規定により出資配当金の支払を行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により支払を行えなかったときは、第4項に定める総代会の終了の日から2年を経過する日までの間に請求を行った場合を除き、当該組合員は、出資配当金の請求権を放棄したものとみなす。

(端数処理)

第78条 前2条の規定による割戻金の額を計算する場合において、組合員ごとの割戻金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他の剰余金処分)

第79条 この組合は、剰余金について、第75条の規定により組合員への割戻しを行った後になお剰余金があるときは、その剰余金を任意に積み立て又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(欠損金のてん補)

第80条 この組合は、欠損金が生じたときは、繰越剰余金、前条の規定により積み立てた積立金、法定準備金の順に取り崩してそのてん補に充てるものとする。

(投機取引等の禁止)

第81条 この組合は、いかなる名義をもってするを問わず、この組合の資産について投機的運用及び投機取引を行ってはならない。

(組合員に対する情報開示)

第82条 この組合は、この組合が定める規則により、組合員に対して事業及び財務の状況に関する情報を開示するものとする。

第7章 解散

(解散)

第83条 この組合は、総代会の議決による場合のほか、次の事由によって解散する。

(1) 目的たる事業の成功の不能

(2) 合併

(3) 破産手続開始の決定

(4) 行政庁の解散命令

2 この組合は前項の事由によるほか、組合員(第6条第2号の規定による組合員及び第6条第1項による通学する者を除く。)が20人未満になったときは、解散する。

3 理事は、この組合が解散(破産による場合を除く。)したときは、遅滞なく組合員に対してその旨を通知し、かつ、公告しなければならない。

(残余財産の処分)

第84条 この組合が解散(合併又は破産による場合を除く。)した場合の残余財産(解散のときにおけるこの組合の財産から、その債務を完済した後における残余の財産をいう。)は、払込済出資額に応じて組合員に配分する。ただし、残余財産の処分につき、総代会において別段の議決をしたときは、その議決によるものとする。

第8章 雑則

(公告の方法)

第85条 この組合の公告は、この組合の事務所の店頭に掲示する方法により行う。

2 前項のほか、電子公告の方法により行う。

3 法令により官報に掲載する方法により公告しなければならないとされている事項に係る公告については、官報に掲載するほか、第1項に規定する方法により行うものとする。

(組合の組合員に対する通知及び催告)

第86条 この組合が、組合員に対してする通知及び催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受けるところ又は連絡先をこの組合に通知したときは、その場所又は連絡先にあてて行う。

2 この組合は、前項の規定により通知及び催告を行った場合において、通常組合員に到達すべきときに組合員に到達したものとみなす。

(実施規則)

第87条 この定款及び規約に定めるもののほか、この組合の財産及び業務の執行のための手続、その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項は、規則で定める。

2 この組合は、前項の規定により通知及び催告を行った場合において、通常組合員に到達すべきときに組合員に到達したものとみなす。

附則

(施行期日)

1 この定款は、この組合成立の日から施行する。

昭和41年5月21日 一部改定

昭和43年4月26日 一部改定

昭和51年5月22日 一部改定

昭和55年11月22日 一部改定

昭和56年5月23日 一部改定

昭和57年5月29日 一部改定

昭和58年5月21日 一部改定

昭和59年5月26日 一部改定

昭和60年5月25日 一部改定

昭和63年6月4日 一部改定

2001年5月25日 一部改定

2008年5月30日 一部改定

2011年5月27日 一部改定

2019年5月24日 一部改定

2020年5月28日 一部改定

2021年5月27日 一部改定

(実施規則)

2 この定款変更は、2008年4月1日施行の改正消費生活協同組合法附則の定めのある場合を除き、定款改定の認可日より実施する。

3 第18条 役員の数等は、定款認可後に行われる次期役員選挙から適用する。

(付帯事項)

(昭和60年5月総代会決定)

1. 事業規模の拡大に伴って必要となる自己資金を強化するため今後、10口4,000円を新1口とし、

2. 加入に際しての基準額を新4口16,000円とする。また、基準額に満たない組合員にも増資を呼びかけ、計画的な基準達成をめざす。

(2000年5月総代会決定)

1. 加入に際しての基準額を新5口20,000円とする。

総代会運営規約

(総則)

第1条 この規約は、定款第67条に基づき、名古屋大学消費生活協同組合(以下、「組合」という。))の総代会の運営について定める。

2 法令、定款及びこの規約に定めがないときは、そのつど総代会で定める。

3 法令、定款、この規約及び総代会で定めた事項のほかは議長が決する。

(資格確認)

第2条 総代会に出席する総代は、総代会会場の受付で組合が定める方法によりその資格の確認を受け、総代証の交付を受けるものとする。

2 定款第63条の定めにより総代から委任を受けた代理人は、総代会会場の受付でその総代が署名又は記名押印した委任状を組合に提出し、資格の確認を受け、組合から代理人証の交付を受ける。ただし、代理人が代理できるのは総代2人までとする。

(議決権及び選挙権の書面による行使)

第3条 定款第63条の定めにより総代が書面により議決権及び選挙権を行使する場合には、次のものを総代会の開会までに組合に提出するものとする。

(1) あらかじめ通知のあった事項について賛否を明示し、総代が署名又は記名押印した書面(以下、「書面議決書」という。)

(2) 選挙しようとする役員の氏名を明示した無記名の書面を、総代が署名又は記名押印した封筒に入れたもの

2 第10条第2項に基づき退場する総代又は代理人が前項第1号又は第2号に定めるものを提出したときは、前項の定めにかかわらず、これを有効なものとして取り扱う。

(傍聴)

第4条 組合員は、組合が定めるところにより、傍聴者証の交付を受けて総代会を傍聴することができる。

(資格審査委員会)

第5条 理事長は前三条に関する確認を円滑に行うため、役職員若干名で構成する資格審査委員会を置くことができる。

(開会)

第6条 出席者が定款第58条に定める成立要件に達したとき、理事はその数を報告して開会を宣言する。ただし、監事が招集した総代会では、監事がこれを行う。

(議長)

第7条 理事は、総代会にはかって、出席した総代の中から議長1人を選出する。

2 前項の選出に際し選挙を行う場合は、拍手、挙手又は投票による。

3 議長は、総代会の秩序を保ち円滑に運営する。

(書記)

第8条 議長は、議事の開始にあたり議場にはかって書記若干名を指名する。

(議事運営委員)

第9条 議長は、役職員、総代の中から議事運営委員を指名し、議事日程の提案、発言通告の受理、その他議事運営に必要な助言と事務を行わせることができる。

(退場の制限等)

第10条 出席者は議長の定めた席につき、会議中みだりに席を離れてはならない。

2 出席した総代又は代理人が、総代会の終了前に退場するときは、議長又は議事運営委員の許可を得なければならない。

3 総代会の出席者が退場したことによって成立要件に欠けることになったときは、議長はこのことを総代会に報告する。

(発言)

第11条 議長は、発言方法及び発言時間を総代会にはかって定める。

2 発言者は、議長の許可を得て、所属及び氏名を告

げてから発言する。

3 傍聴する組合員は、議長の許可を得て発言できる。

4 議長は、総代会にはかって、関係者を出席させ発言を求めることができる。

5 議長は、総代会の運営上必要と判断したとき、発言を停止させることができる。

(質問に対する説明)

第12条 総代は、その議決権の行使に必要な範囲内において、議案について質問することができる。

2 総代の質問に対する説明は、議案に関する質問については理事長又はその指名した理事が、監査に関する質問については監事が行う。ただし、以下の場合には、その理由を告げて質問に対する説明を拒むことができる。

(1) 質問が総代会の目的である事項に関しないものである場合

(2) 説明により組合員の共同の利益を著しく害する場合

(3) 調査を要するため、直ちに説明することが困難である場合

(4) 説明により、組合又は第三者の権利を侵害することとなる場合

(5) 総代が実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

(6) その他正当な理由がある場合

3 理事又は監事は、議長の許可を得て職員等の補助者に説明させることができる。

(議事進行に関する動議)

第13条 総代は、討論の続行と終結、総代会の続行と延期、議長不信任など議事進行に関する事項について、総代10人以上(自分を含む。))の賛同を得て、文書又は口頭で議長に動議を提出することができる。

2 前項の動議の提出があったときは、議長は動議の提出者から総代会に対してその動議の趣旨を説明させたのち表決に付する。ただし、議長の不信任動議を除き、議事運営上適切でない認められるときは、議長の判断により動議を却下することができる。

3 第1項の動議は、出席した総代の議決権(代理人による議決権を含み、議長は出席した総代の数に参入しない。))の過半数の賛成で議決する。ただし、書面による出席者はこの議決に関して欠席したものとみなす。

(修正動議)

第14条 総代が、付議された議案を修正する動議(以下、「修正動議」という。))を提出する場合には、総代10人以上(自分を含む。))の賛同を得て、文書で理事長に届け出るものとする。

2 前項の要件を満たす修正動議の提出があった場合には、議長はその動議について審議に付さなければならない。

3 前二項の定めにかかわらず、総代は、総代10人以上(自分を含む。))の賛同を得て、総代会において文書で議長に修正動議を提出することができる。

4 前項の修正動議の提出があった場合、議長は総代会に議題としてとりあげるかどうかをはかり、その修正動議を提出した総代(賛同した者を含む。))のほか10人以上の総代が議題としてとりあげることを支持したとき、議長はその修正動議について審議に付すものとする。

5 議長は、修正動議を審議に付したときは、表決に当たりまず修正動議につきこれを決するものとし、2つ以上の修正動議があるときは、その趣旨が原案ともっとも異なるものから順次表決するものとする。

6 修正動議の提出者は、その修正動議が審議に付された後でも、これを修正又は撤回できる。ただし、議長が修正又は撤回を拒んだときはこの限りでない。

7 修正動議は、出席した総代の議決権(書面又は代理人による議決権を含み、議長は出席した総代の数に参入しない。))の過半数の賛成で議決する。

8 修正動議を表決する場合には、書面による議決権のうち、原案に対して賛成のものは修正動議に対して反対とみなし、原案に対して反対のものは棄権したものとみなす。

(緊急動議)

第15条 総代は、定款第57条に基づき、定款の定め

る総代会の議決事項以外の事項であって、軽微かつ緊急を要するものについて、動議を提出することができる。

2 前項に定める動議(以下、「緊急動議」という。))については、前条第3項及び第4項の定めを準用する。

3 緊急動議は、出席した総代の議決権(議長は出席した総代の数に参入しない。))の過半数の賛成で議決する。ただし、書面又は代理人による出席者はこの議決に関して欠席したものとみなす。

4 前項の場合において、その動議に関し出席した総代の人数が第6条に定める成立要件を満たさないときは、議長はその緊急動議を審議又は表決に付すことができない。

(一事不再議)

第16条 否決又は撤回された議案及び動議は、同じ総代会で再び提案できない。

(特別委員会)

第17条 総代会で特に必要と認めるときは、特別委員会を設けて、議案その他の事項の審議を行わせることができる。

2 前項の委員は総代会で選任し、委員は委員長を互選する。

3 委員長は、審議の経過及び結果を総代会に報告する。

4 議長は、特別委員会の報告を受けて必要があるときは、表決に付さなければならない。

(総代会の打ち切り、延期及び続行)

第18条 総代会は、総代会の議決により打ち切り、延期し、又は続行することができる。

(討論の終結)

第19条 議長が議案の表決を行うことを宣言した後には、議案についての発言をすることができない。

(表決の方法)

第20条 表決は挙手、起立、投票のいずれかの方法によるものとし、そのつど議長が定める。

2 議長は、表決にあたって議場の閉鎖を宣言し、総代会の成立の状況を確認するものとする。

3 総代及び代理人は、総代証又は代理人証を明示して議長の採決に応じなければならない。

4 棄権した者の数及び表示された議決権行使の意思内容が不明である者の数は、出席した総代の議決権数に算入する。

(表決結果の宣言)

第21条 議長は、前条第3項による賛否等に書面議決書による賛否等を加えて、表決の結果を宣言しなければならない。

2 前項の場合において、議長はその議題の議決に必要な賛成数を充足していること又は充足していないことを宣言すれば足り、賛否等の数を宣言することを要しない。

(秩序の保持)

第22条 総代会の議事運営は、すべて議長が指示する。

2 議長は、無断で発言した者又は議事妨害になる行為をした者に、退場を命じることができる。

3 議長は、議事運営のために必要と判断したときは、議場を閉鎖できる。

(規定の準用)

第23条 この規約は、総会の運営について準用する。

(改廃)

第24条 この規約の改廃は、総代会の議決による。

(施行期日)

1 この規約は、組合成立の日から施行する。

1 2009年5月29日一部改正・施行する。

1 2012年5月25日一部改正・施行する。

役員選挙規約

(目的)

第1条 この規約は、消費生活協同組合法（以下、「生協法」という。）及び定款に基づき、名古屋大学消費生活協同組合（以下、「組合」という。）の役員選挙と補充について定める。

(選挙区と定数)

第2条 役員選挙区及び選挙区ごとの定数は、定款第18条の定める範囲内において理事会で定める。

(不適格者)

第3条 生協法の規定により役員となることができない者のほか、以下の者は役員としての被選挙権を有しない。

- (1) 被補助人
- (2) 破産手続開始の決定を受け、復権していない者

(役員選挙管理委員会)

第4条 理事長は、役員選挙を管理運営するために、理事会の承認を得て、役員選挙管理委員を任命する。
2 役員選挙管理委員は、組合員（役員職である者を含む、以下同じ。）の中から3人以上5人以内をもって構成する。
3 委員の任期は1年とする。ただし再選を妨げない。
4 役員選挙管理委員は、役員選挙管理委員会を構成すし、役員選挙管理委員会は委員の中から委員長1人を互選する。
5 役員選挙管理委員会は委員の半数以上の出席により成立し、委員会の議事は出席した委員の3分の2以上の多数で決する。
6 役員選挙管理委員長は、この規約の定めるところにより役員選挙を管理運営し、その経過及び結果等を理事会及び総代会に報告するほか、必要な公告を行う。

(被選挙権)

第5条 役員選挙の被選挙権を持ち立候補できる者は、第7条による公告がされた日に組合員である者とする。ただし、生協職員として採用されたことにより組合員資格を持って組合員となっている者は、理事会の推薦を得た場合を除き、候補者となることができない。
2 役員選挙管理委員は、候補者となることができない。ただし、役員選挙管理委員を辞任したときはこの限りでない。

(選挙の手順)

第6条 任期満了に伴う役員選挙は、その選挙を行う通常総代会の会日の28日前までに選挙実施の公告を行い、総代会において選挙し、総代会において当選を確認する。
2 前項及び次条の具体的な日程については役員選挙管理委員会が定める。

(選挙実施の公告)

第7条 選挙実施の公告には次の事項を記載する。
(1) 理事及び監事ごとの選挙区と定数
(2) 候補者の受付期間と手続き方法
(3) その他必要な事項
2 前項第2号の受付期間の終了日は、前項の公告の日から5日（ただし、土・日・祝日は含まない。）以上経過した日であることを要する。

(立候補の届出)

第8条 理事又は監事に立候補しようとする組合員は、公告された受付期間中に、役員選挙管理委員長の定めた用紙（以下、「所定の用紙」という。）に必要な事項を記入し、役員選挙管理委員長に届け出なければならない。

(重複立候補の禁止)

第9条 組合員は、理事と監事に同時に立候補し、又は異なる選挙区で同時に立候補することができない。

(理事会による推薦)

第10条 理事会は、組合員又は組合員以外の者のうちから、理事及び監事の候補者を、本人の同意を得て、第2条により定めた定数の範囲内で推薦することができる。ただし、理事については、定款に定める理事の定数の下限の3分の1を超えて組合員以外の者を推薦することはできない。
2 理事会は、第8条により立候補した組合員を、その組合員の同意を得て推薦することができる。
3 前2項の推薦は、理事会の議決により決する。ただし、理事会が監事候補者の推薦をするときは、監事の意見を聞いて行うよう努めるものとする。
4 第1項の推薦を得て候補となる者は、公告された受付期間中に所定の用紙に必要な事項を記入し、推薦受諾の旨を役員選挙管理委員長に届け出るものとする。ただし、その届け出が遅れることにつき正当な理由があるときは、役員選挙管理委員長の承認を得て、受付期間終了後すみやかに届け出ることができる。

(選挙運動)

第11条 選挙運動は、役員選挙管理委員会の指示に従って行うことを要する。
2 選挙運動を行うにあたり、前項による役員選挙管理委員会の指示との関係について疑義があるときは、役員選挙管理委員会の裁定に従わなければならない。

(選挙)

第12条 選挙は、総代会において行う。
2 総代会に出席した総代（第14条の書面投票により参加する総代及び委任により参加する総代を含む、以下同じ。）は、すべての選挙区の選挙に投票するものとし、投票は総代1人につき1票とする。
3 投票は、選挙区ごとに、無記名連記制により行う。
4 候補者が定数内の選挙区については信任投票を行う。

(当選者の決定)

第13条 候補者が定数を上回る選挙区については、当選の決定は有効投票の多数の順による。ただし、当選最下位者の得票数が同数のときは、抽選により当選者を決定する。
2 前条第4項の信任投票を行った選挙区については、総代会に出席した総代の過半数の信任を得た者を当選者とする。

(書面投票)

第14条 定款第63条に定める書面による選挙権の行使は、選挙しようとする役員の氏名を明示した書面（ただし、役員選挙管理委員長が作成した用紙であることを要する。）を封筒に封入し、封筒に署名又は記名押印して、総代会の開会までに役員選挙管理委員長に提出して行う。
2 前項の定めにかかわらず、総代会の途中で退席する総代（総代から委任を受けた者を含む。）は、退席後に行使すべき選挙権について書面をもって行うことができる。

(無効投票)

第15条 次の投票は無効とする。
(1) 所定の用紙を用いないもの
(2) 定められた投票方法に違反したもの

(立候補又は推薦受諾の取消し)

第16条 候補者となった者は、当選者が確定するまでの間、役員選挙管理委員長に通知することにより、いつでも立候補又は推薦受諾を取消すことができる。
2 前項の取消しがされた場合、すでに行われた書面投票の準備・投票等は、その者に関する部分のみ行われなかったものとなる。

(総代会への報告と公告)

第17条 役員選挙管理委員長は、役員選挙の結果を総代会に報告し、公告する。

(就任辞退)

第18条 当選した役員が就任を辞退したとき、又は役員資格喪失等により役員に就任しなかったときは、役員選挙管理委員会の決定により次点者を当選者とし、この旨を役員選挙管理委員長が公告する。

(就任)

第19条 通常総代会で当選した者は、その通常総代会が終了したときに役員に就任する。

(総代が役員に就任した場合の措置)

第20条 総代が役員に就任したときは、その就任のときに総代を退任するものとする。

(異議申し立て)

第21条 選挙に関する異議は、総代会において役員選挙結果が報告されてからその総代会が終了するときまでの間に、役員選挙管理委員長に対して書面又は口頭で行う。
2 異議の裁定は役員選挙管理委員会において決し、総代会が終了するときまでに異議申立人に通知する。
3 裁定の結果が特定の候補者の当選を無効とすべきものであるときは、役員選挙管理委員会はその当選を無効とし、次点者を順次繰り上げて当選者とする。
4 裁定の結果が当該選挙区又は全選挙区の選挙を無効とすべきものであるときは、役員選挙管理委員長の提案に基づき総代会で定めるところによる。

(補充選挙等)

第22条 総代会の選挙の結果、当選する理事又は監事の人数が、定款に定める各役員の人数の下限に満たないときは、理事長はその総代会又は臨時総代会において、補充選挙を行わなければならない。
2 前項の場合でその補充が臨時総代会で行われるときは、任期の満了によって退任した理事の全員又は監事の全員は、臨時総代会で後任者が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有するものとする。
3 就任した役員が辞任等によって退任した場合において、理事又は監事の人数が、定款に定める定数の下限から、その下限の人数の5分の1を超えて欠くに至ったときは、次の通常総代会の日までに3ヶ月以上の期間があるときは、理事長は臨時総代会を招集し、その状態になったときから3ヶ月以内に補充しなければならない。
4 就任した役員が辞任等によって退任した場合において、理事又は監事の人数が、定款に定める定数の下限を欠くに至ったときは、その退任した理事又は監事は、後任者が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有するものとする。
5 第1項及び第3項の定めにかかわらず、理事会が必要であると議決したときは、理事長は臨時総代会を招集し、役員を補充することができる。

(補充選挙の方法)

第23条 補充選挙を行うときは、前各条を準用する。

(細目)

第24条 役員選挙に関する細目並びに法令、定款及びこの規約に定めがない事項の取扱いは、役員選挙管理委員会が決する。

(改廃)

第25条 この規約の改廃は、総代会の議決による。

(施行期日)

1 この規約は、組合成立の日から施行する
1 2009年5月29日一部改正・施行する。
1 2012年5月25日一部改正・施行する。

